



平成30年度

情報公開制度及び個人情報保護制度  
の実施状況

越谷市



## 目 次

### 第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 2

### 第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 7
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 8

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 3 5
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 3 5
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 3 7
- 4 不開示決定等の理由…………… 3 8
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 3 8
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 3 8

### 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 4 3
- 2 審査請求の処理状況…………… 4 3
- 3 審査会の開催状況…………… 4 4
- 4 審査会答申…………… 4 5

### 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 8 8
- 2 審議会の開催状況…………… 8 8
- 3 審議会への意見照会の状況…………… 8 9
- 4 審議会答申…………… 9 0

### 資料

- 越谷市情報公開条例…………… 1 0 0
- 越谷市個人情報保護条例…………… 1 0 4
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 1 1 2



# 第1 はじめに

## 1 情報公開制度について

### (1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

### (2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

### (3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

### (4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

### (6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

## (7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
  - エ 人事管理に係る事務に関するもの
  - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

## (8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

## (9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

## (10) 審査請求

非公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行います。

## 2 個人情報保護制度について

### (1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

### (2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。本条例は、平成13年4月1日に施行しており、その後、6回の改正が行われ、現行条例は、平成29年5月30日から施行しています。

### (3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

### (4) 個人情報等の定義

- ア 個人情報とは、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。
- イ 保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

### (5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人に係る保有個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止を請求することができます。

### (6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、保有個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、ご本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券など)の提出又は提示が必要になります。また、訂正等の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

### (7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

＜不開示情報＞(※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。)

- 第1号 開示請求者以外の者に関する情報
- 第2号 個人の評価、診断、判定等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
  - エ 人事管理に係る事務に関するもの
  - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

**(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等**

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

**(9) 開示・訂正等に要する費用**

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

**(10) 審査請求**

不開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行います。



## 第2 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成30年度の公開請求の件数は152件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は912文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は99.5%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、課別の処理状況は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

| 実施機関        | 請求件数 | 処理件数 | 処理状況 |      |     |     |       |     |     | 取下げ |
|-------------|------|------|------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|             |      |      | 公開   | 部分公開 | 非公開 |     |       |     |     |     |
|             |      |      |      |      |     | 非公開 | 存否不回答 | 不存在 | その他 |     |
| 市長          | 138  | 208  | 52   | 139  | 16  | 1   | 0     | 14  | 1   | 1   |
| 教育委員会       | 7    | 11   | 2    | 6    | 2   | 0   | 0     | 1   | 1   | 1   |
| 選挙管理委員会     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 公平委員会       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 監査委員        | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 農業委員会       | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 固定資産評価審査委員会 | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 議会          | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 土地開発公社      | 3    | 4    | 2    | 0    | 2   | 0   | 0     | 2   | 0   | 0   |
| 施設管理公社      | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 合計          | 152  | 228  | 58   | 148  | 20  | 1   | 0     | 17  | 2   | 2   |

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

| 実施機関        | 処理状況       |              |             | 合計公文書数 |
|-------------|------------|--------------|-------------|--------|
|             | 公開決定した公文書数 | 部分公開決定した公文書数 | 非公開決定した公文書数 |        |
| 市長          | 121        | 520          | 5           | 646    |
| 教育委員会       | 25         | 225          | 0           | 250    |
| 監査委員        | 1          | 0            | 0           | 1      |
| 農業委員会       | 0          | 2            | 0           | 2      |
| 固定資産評価審査委員会 | 0          | 2            | 0           | 2      |
| 土地開発公社      | 2          | 0            | 0           | 2      |
| 施設管理公社      | 8          | 1            | 0           | 9      |
| 合計公文書数      | 157        | 750          | 5           | 912    |

※文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

| 請求者の区分                      | 件数  |
|-----------------------------|-----|
| 市内に住所を有する者                  | 59  |
| 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 | 3   |
| 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者        | 11  |
| 市内に存する学校に在学する者              | 0   |
| 公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの    | 1   |
| その他上記に掲げる以外のもの              | 78  |
| 合計                          | 152 |

表4 課別の処理状況

| 課名          | 請求件数 | 処理件数 | 処理状況 |      |     |     |       |     |     | 取下げ |
|-------------|------|------|------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
|             |      |      | 公開   | 部分公開 | 非公開 |     |       |     |     |     |
|             |      |      |      |      |     | 非公開 | 存否不回答 | 不存在 | その他 |     |
| 財政課         | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 資産税課        | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 収納課         | 10   | 10   | 1    | 1    | 8   | 0   | 0     | 8   | 0   | 0   |
| 総務課         | 1    | 1    | 0    | 0    | 1   | 1   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 人事課         | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 安全衛生管理課     | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 契約課         | 5    | 7    | 2    | 4    | 1   | 0   | 0     | 1   | 0   | 0   |
| 市民活動支援課     | 3    | 4    | 1    | 3    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 危機管理課       | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| くらし安心課      | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 市民課         | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 生活福祉課       | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 障害福祉課       | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 介護保険課       | 2    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 子ども育成課      | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 青少年課        | 3    | 3    | 1    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 児童館ヒマワリ     | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 地域医療課       | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 市民健康課       | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 保健総務課       | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 環境政策課       | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 観光課         | 7    | 9    | 2    | 3    | 4   | 0   | 0     | 4   | 0   | 0   |
| 農業振興課       | 3    | 5    | 3    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 道路総務課       | 5    | 5    | 3    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 道路建設課       | 12   | 16   | 8    | 8    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 治水課         | 9    | 12   | 7    | 5    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 下水道課        | 5    | 6    | 5    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 営繕課         | 8    | 8    | 0    | 7    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 1   |
| 市街地整備課      | 9    | 12   | 8    | 4    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 公園緑地課       | 6    | 8    | 5    | 3    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 開発指導課       | 47   | 48   | 0    | 47   | 1   | 0   | 0     | 1   | 0   | 0   |
| 建築住宅課       | 24   | 24   | 0    | 24   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 市立病院庶務課     | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 出納課         | 5    | 5    | 1    | 3    | 1   | 0   | 0     | 0   | 1   | 0   |
| 教育総務課       | 1    | 1    | 0    | 0    | 1   | 0   | 0     | 0   | 1   | 0   |
| 生涯学習課       | 2    | 2    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 1   |
| スポーツ振興課     | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 図書館         | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 学校管理課       | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 学務課         | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 給食課         | 2    | 2    | 0    | 1    | 1   | 0   | 0     | 1   | 0   | 0   |
| 監査課         | 1    | 1    | 1    | 0    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 農業委員会事務局    | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 固定資産評価審査委員会 | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 消防本部総務課     | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 土地開発公社事務局   | 3    | 4    | 2    | 0    | 2   | 0   | 0     | 2   | 0   | 0   |
| 施設管理公社総務課   | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   | 0   |
| 合計          | 203  | 228  | 58   | 148  | 20  | 1   | 0     | 17  | 2   | 2   |

※1件の請求で複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表1）と課別の請求件数は一致しません。

## 2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

| 理 由                     | 件 数 |
|-------------------------|-----|
| 個人に関する情報（第7条第1号）        | 95  |
| 法人等に関する情報（第7条第2号）       | 39  |
| 国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号） | 0   |
| 公共の安全等に関する情報（第7条第4号）    | 85  |
| 審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号） | 0   |
| 事務又は事業に関する情報（第7条第6号）    | 32  |
| 法令秘情報（第7条第7号）           | 2   |
| 存否不回答（第10条）             | 0   |
| 文書不存在                   | 17  |
| その他                     | 2   |
| 合 計                     | 272 |

※1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※「その他」の2件については、一般に公開している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外であるものです。

※存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

### 3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由       | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|---|-------|------|---|-------|--------------|--|----|
| 1  | 4/3  | 「越谷市生活困窮者子ども学習支援事業」の受託候補の選定に係る企画提案書、及び採点表   | 生活福祉課 | 4/17 | 平成29年度生活困窮者子どもの学習支援事業業務委託に関する次の文書<br>・企画提案書（添付資料を除く）計2件<br>・企画提案評価シート   | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号 | ・企画提案書のうち、事業に従事する学習支援員予定者の名簿の部分、担当の氏名、個人の写真、特定の個別事例<br>・企画提案書のうち、提案者独自の視点及び技術力により作成された文章及び図表に係る部分（ただし、仕様書等に記載されているものを除く）<br>・企画提案評価シートのうち、①から④までの評価項目に係る採点結果<br>・法人の印影 |    |
| 2  | 4/3  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年3月1日～平成30年3月31日届出分  | 開発指導課 | 4/17 | 平成30年3月1日～平成30年3月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号    | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 3  | 4/4  | 建設リサイクル法に基づく解体届出等台帳（受付日：平成30年3月もの）  | 建築住宅課 | 4/18 | 建設リサイクル法解体届出等台帳（受付年月：平成30年3月）   | 部分公開  | 第7条第1号       | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 4  | 4/9  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年3月1日～平成30年3月31日届出分  | 開発指導課 | 4/18 | 平成30年3月1日～平成30年3月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号    | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 5  | 4/11 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年3月28日～平成30年4月11日届出分 | 開発指導課 | 4/24 | ・平成30年3月28日～平成30年3月31日届出分<br>・平成30年4月1日～平成30年4月11日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号       | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名   |    |
| 6  | 4/16 | 越谷市開発指導要綱に基づく協議書<br>3-146 平成3年8月19日決裁文書   | 開発指導課 | 5/1  | 越谷市開発指導要綱に基づく協議書<br>（決裁日：平成3年8月19日<br>受付番号：3No. 146）  | 部分公開  | 第7条第4号       | ・個人の印影（市職員の印影を除く）<br>・土地家屋調査士の印影<br>・法人の印影（行政機関の印影を除く）   |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課   | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|---|-------|------|--|-------|-----------|--|----|
| 7  | 4/23 | 平成30年度鑑定評価書における標準宅地調書   | 資産税課  | 5/2  | 平成30年度鑑定評価書における標準宅地調書  | 部分公開  | 第7条第7号    | ・所有者名  |    |
| 8  | 4/24 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>(受付年月日：平成30年4月2日～4月24日まで)  | 建築住宅課 | 5/8  | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成30年4月2日～平成30年4月24日)   | 部分公開  | 第7条第1号    | 個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）                           |    |
| 9  | 4/27 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年4月12日～平成30年4月27日届出分 | 開発指導課 | 5/10 | 平成30年4月12日～平成30年4月27日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>(※別紙がある場合は別紙を含む) | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影                                 |    |
| 10 | 5/7  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年4月1日～平成30年4月30日届出分   | 開発指導課 | 5/18 | 平成30年4月1日～平成30年4月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>(※別紙がある場合は別紙を含む)                                      | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・公開されていない個人の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影 |    |
| 11 | 5/7  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年4月1日～4月30日届出分   | 開発指導課 | 5/18 | 平成30年4月1日～平成30年4月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>(※別紙がある場合は別紙を含む)                                      | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・公開されていない個人の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影 |    |
| 12 | 5/11 | 平成30年度分越谷市と法人（特定）との間で建物（特定）の賃貸契約書   | 観光課   | 5/25 | 建物貸付契約書（日時等特定）   | 部分公開  | 第7条第4号    | ・代表理事の印影   |    |
| 13 | 5/11 | 行政用地にボートを置かせている団体の賃貸借契約書  | 観光課   | 5/25 | 業務委託契約書（日時等特定）   | 部分公開  | 第7条第2号第4号 | ・業務委託料<br>・水道光熱費<br>・法人口座情報<br>・代表理事及び代表取締役の印影                   |    |
|    |      |   |       |      | 法人（特定）と、行政用地にボートを置かせている団体の賃貸借契約書   | 非公開   | 不存在       |  |    |
| 14 | 5/11 | 行政財産（土地）の覚書（日時等特定）  | 観光課   | 5/25 | 覚書（日時等特定）  | 部分公開  | 第7条第4号    | ・代表理事の印影   |    |
| 15 | 5/16 | 越谷市と法人（特定）との契約に当たって、コンビニから提出されたコンビニと法人（特定）の契約書（あるものすべて）（国民健康保険税）  | 収納課   | 5/29 | 越谷市と法人（特定）との契約に当たって、コンビニから提出されたコンビニと法人（特定）の契約書（あるものすべて）（国民健康保険税）   | 非公開   | 不存在       |  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|----|------|--|-------|------|--|-------|-----------|---|----|
| 16 | 5/16 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年4月28日～平成30年5月16日届出分  | 開発指導課 | 5/29 | 平成30年4月28日～平成30年5月16日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く)<br>(※別紙がある場合は別紙を含む) | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・特定の土地所有に関する情報<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影  |    |
| 17 | 5/18 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付期間：平成30年4月25日～5月18日まで   | 建築住宅課 | 6/1  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>(受付年月日：平成30年4月25日～平成30年5月18日)   | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)<br>・個人の電話番号 |    |
| 18 | 5/18 | 越谷市と法人(特定)は、収納代行契約を結んでいる金融機関でない法人(特定)が契約を結べる資格のあることを示す文書   | 収納課   | 5/29 | 越谷市と法人(特定)は、収納代行契約を結んでいる金融機関でない法人(特定)が契約を結べる資格のあることを示す文書   | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 19 | 5/18 | バーコード付納付済通知票の裏面印字の管理コード番号の意味が説明してある文書  | 収納課   | 5/29 | 納付済通知書へのナンバリング印字とデータ返却について(平成23年8月9日受領)  | 公開    |           |   |    |
| 20 | 5/18 | 閲覧した44桁コードが、私の母のコードであることを証明できる文書   | 収納課   | 5/29 | 閲覧した44桁コードが、私の母であることを証明できる文書(日時等特定)  | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 21 | 5/18 | 越谷市と法人(特定)が収納代行契約を結んだ時に法人(特定)から提出された法人(特定)と法人(特定)の契約書  | 収納課   | 5/29 | 越谷市と法人(特定)が収納代行契約を結んだ時に法人(特定)から提出された法人(特定)と法人(特定)の契約書  | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 22 | 5/24 | ・平成30年3月8日付けで法人(特定)が申請した建築基準法第86条の2第1項の規定による認定に係る起案文書<br>・平成30年3月8日付けで法人(特定)が申請した建築基準法第86条の2第1項の規定による認定に係る建築基準法施行規則第10条の16第4項に規定する第62号様式による通知書<br>・平成30年3月8日付けで法人(特定)が申請した建築基準法第86条の2第1項の規定による認定に係る建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号に規定する建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面(二番街の7号棟及び14号棟の区分所有者の部分) | 建築住宅課 | 6/7  | 一団地認定について(平成30年3月8日受付第1号)のうち、次の文書<br>・起案用紙、起案理由及びチェックリスト<br>・認定通知書<br>・建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面(二番街の7号棟及び14号棟の部分)      | 部分公開  | 第7条第1号    | ・代理者の氏名<br>・住民の住所・氏名欄                               |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課   | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由               | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|---|-------|------|--|-------|----------------------|--|----|
| 23 | 5/28 | 開発行為許可申請について<br>H19年度第85号   | 開発指導課 | 6/11 | 開発行為許可申請について<br>(平成19年12月5日受付 第85号)  | 部分公開  | 第7条第1号<br>第2号<br>第4号 | ・確約書兼同意書のうち、同意者の氏名<br>・事業計画書のうち、資金計画<br>・個人の印影（市職員の印影を除く）<br>・法人の印影（行政機関の印影を除く）<br>・建物の平面図 |    |
| 24 | 5/31 | 法人（特定）平成29年度の収支明細   | 観光課   | 6/14 | 法人（特定）収支計算書<br>(平成29年4月1日から平成30年3月31日)   | 公開    |                      |  |    |
| 25 | 5/30 | 建設リサイクル法届出書受付簿<br>平成30年2月21日～平成30年5月28日(受付日、工事場所、届出書、発注者、種別(解体工事のみ)、工事m <sup>2</sup> )  | 建築住宅課 | 6/11 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成30年2月21日～平成30年5月28日)  | 部分公開  | 第7条第1号               | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 26 | 5/31 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年5月17日～平成30年5月31日届出分 | 開発指導課 | 6/12 | 平成30年5月17日～平成30年5月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>(※別紙がある場合は別紙を含む) | 部分公開  | 第7条第1号<br>第4号        | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 27 | 6/1  | ・平成30年度建物（特定）の覚書きの締結について（伺い）<br>・行政財産使用申請及び使用承認について（場所等特定）  | 観光課   | 6/15 | ・覚書の締結について（伺い）（平成30年4月1日決裁）のうち、起案用紙<br>・公有財産（土地）の使用承認について（依頼）（場所等特定）<br>・公有財産（土地）の使用承認について（回答）（場所等特定）                      | 公開    |                      |  |    |
|    |      |   |       |      | 行政財産使用許可申請書及び行政財産使用許可書（場所等特定）  | 非公開   | 不存在                  |  |    |
| 28 | 6/1  | 平成30年5月16日に閲覧した44桁情報が私の母の情報であることを説明できる文書  | 収納課   | 6/15 | 平成30年5月16日に閲覧した44桁情報が、私の母であることを説明できる文書   | 非公開   | 不存在                  |  |    |
| 29 | 6/1  | 平成30年5月16日に閲覧した消し込みデータが私の母のデータであることを説明できる文書   | 収納課   | 6/15 | 平成30年5月16日に閲覧した消し込みデータが、私の母のデータであることを説明できる文書   | 非公開   | 不存在                  |  |    |
| 30 | 6/1  | 法人（特定）が、収納行為を行うことのできる資格があることを説明できる文書  | 収納課   | 6/15 | 法人（特定）店舗が、収納行為を行うことのできる資格があることを説明できる文書   | 非公開   | 不存在                  |  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|----|------|--|-------|------|---|-------|-----------|---|----|
| 31 | 6/1  | 納付請求書の44桁情報の内容について説明している文書   | 収納課   | 6/15 | 詳細設計書（システム名：収納システム 処理名：コンビニ収納プロセス：バーコード情報 作成日：2006年12月14日）<br>（「納付請求書の44桁情報の内容について説明している文書」）                              | 部分公開  | 第7条第2号    | ・「バーコード情報について」のうち、2番の設定内容、項目説明等<br>・「自由使用欄について」のうち、①番、④番、⑧番及び⑨番の内容、桁数の内訳、設定内容、項目説明等<br>・「自由使用欄について」のうち、②番、③番、⑤番、⑥番及び⑦番の桁数の内訳、設定内容、項目説明等 |    |
| 32 | 6/1  | 済通の裏面に印字されている管理番号の意味を説明している文書  | 出納課   | 6/15 | 納付通知書へのナンバリング印字とデータ返却について（平成23年8月9日受領）  | 公開    |           |   |    |
| 33 | 6/1  | 特別教育支援員配置希望に関する依頼文（直近）<br>加配申請に関する依頼文（直近）  | 学務課   | 6/15 | ・指導方法の工夫改善に伴う加配教員について（依頼）<br>（越教学務第1219号 平成29年10月20日）<br>・平成30年度特別支援教育支援員の配置要望について（依頼）<br>（通知日：平成29年11月7日）                | 公開    |           |   |    |
| 34 | 6/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年5月1日～平成30年5月31日届出分  | 開発指導課 | 6/13 | 平成30年5月1日～平成30年5月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・特定の個人の土地所有に関する情報<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 35 | 6/5  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年5月1日～5月31日届出分  | 開発指導課 | 6/15 | 平成30年5月1日～平成30年5月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・特定の個人の土地所有に関する情報<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 36 | 6/14 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付期間：平成30年5月21日～30年6月14日まで  | 建築住宅課 | 6/25 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成30年5月21日～平成30年6月14日）  | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号   |    |
| 37 | 6/14 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年6月1日～平成30年6月14日届出分 | 開発指導課 | 6/28 | 平成30年6月1日～平成30年6月14日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所  |    |



表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容                                 | 所管課    | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由     | 非公開部分   | 備考 |
|----|------|---------------------------------------|--------|------|--|-------|------------|---|----|
| 38 | 6/26 | 工事案件資料54件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書 | 道路総務課  | 7/10 | 平成29年度区画線設置工事（ゾーン30）（市道20596号線外6路線）設計書   | 公開    |            |   |    |
|    |      |                                       | 道路建設課  | 7/10 | ・平成29年度道路補修工事（市道90580号線）設計書<br>・平成29年度通学路改良工事（市道60608号線）設計書<br>・平成29年度歩道整備工事（市道2262号線）設計書<br>他5件       | 公開    |            |   |    |
|    |      |                                       |        |      | ・平成29年度谷中分署周辺整備工事（一般国道4号）設計書<br>・平成29年度道路補修工事（市道80162号線外1路線）設計書<br>・平成29年度道路改良工事（市道80512号線）設計書<br>他11件 | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|    |      |                                       | 治水課    | 7/10 | 平成29年度安全施設整備工事（29-8）設計書  | 公開    |            |   |    |
|    |      |                                       |        |      | ・平成29年度出羽堀ポンプ場吸水槽排水ポンプ修繕設計書<br>・平成29年度公共下水道補修工事（元荒川第6-1号雨水幹線）29-2設計書<br>・平成29年度安全施設整備工事（29-7）設計書       | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|    |      |                                       | 下水道課   | 7/10 | ・平成29年度公共下水道長寿命化改修工事（人孔蓋交換）設計書<br>・平成29年度公共下水道長寿命化改修工事（人孔蓋交換）その2設計書                                    | 公開    |            |   |    |
|    |      |                                       |        |      | 平成29年度公共下水道補修工事（内面補修工）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|    |      |                                       | 営繕課    | 7/10 | ・平成29年度大袋小学校配膳室雨漏改修工事設計書<br>・平成29年度北中学校灯油保管庫設置工事設計書<br>・平成29年度蒲生小学校灯油保管庫設置工事設計書<br>他8件                 | 部分公開  | 第7条第2号第6号イ | ・見積りを行った事業者の名称<br>・市独自の採用単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分 |    |
|    |      |                                       | 市街地整備課 | 7/10 | ・平成29年度街路築造工事（東越谷北通り線）補修工設計書<br>・平成29年度街路築造工事（大袋駅西口線外2路線）区画線設置工設計書                                     | 公開    |            |   |    |
|    |      |                                       |        |      | ・平成29年度街路築造工事（区6-81号線）設計書<br>・平成29年度水路築造工事（W4-15）補修工設計書<br>・平成29年度街路築造工事（大袋駅西口線）その3設計書<br>他5件          | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課     | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由       | 非公開部分   | 備考             |
|----|------|---|---------|------|--|-------|--------------|---|----------------|
|    |      |   | 公園緑地課   | 7/10 | 平成29年度公園施設補修工事（越谷総合公園駐車場）設計書   | 公開    |              |   |                |
|    |      |   |         |      | ・平成29年度体育施設補修工事（千間台第四公園野球場）設計書<br>・平成29年度ふれあい公園整備工事（袋山第五ふれあい公園）設計書   | 部分公開  | 第7条第2号       | 見積りを行った事業者の名称   |                |
| 39 | 6/29 | 越谷市民プール指定管理者公募時の書類のうち、事業計画書   | スポーツ振興課 | 7/10 | 越谷市民プール指定管理者指定申請書のうち、「越谷市民プール指定管理者事業計画書」及び「指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画」  | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号 | ・担当者の氏名、メールアドレス<br>・人件費の内訳部分<br>・自主事業による収入及び経費の内訳部分<br>・自主事業の収支計画算定の考え方<br>・団体の代表者の印影 |                |
| 40 | 6/29 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年6月15日～平成30年6月29日届出分 | 開発指導課   | 7/9  | 平成30年6月15日～平成30年6月29日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号       | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名  |                |
| 41 | 7/3  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年6月1日～6月30日届出分   | 開発指導課   | 7/10 | 平成30年6月1日～平成30年6月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                      | 部分公開  | 第7条第1号第4号    | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影  |                |
| 42 | 7/2  | 越谷市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年11月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。                  | 総務課     | 7/10 | 越谷市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年11月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切   | 非公開   | 第7条第1号第6号オ   |   | 審査請求へ<br>答申17号 |
| 43 | 7/2  | 土地区画整理事業に関する書類  | 市街地整備課  | 7/13 | ・町名変更の議案提出について（伺い）（平成27年4月9日決裁）のうち、新町名図<br>・七佐第一土地区画整理事業の換地計画の認可申請について（伺い）（平成28年7月28日決裁）のうち、換地図その1（従前の土地図）                 | 公開    |              |   |                |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課    | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由     | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|---|--------|------|---|-------|------------|--|----|
| 44 | 7/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年6月1日～平成30年6月30日届出分 | 開発指導課  | 7/10 | 平成30年6月1日～平成30年6月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号  | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影 |    |
| 45 | 7/10 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年6月15日～30年7月10日  | 建築住宅課  | 7/26 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成30年6月15日～平成30年7月10日）  | 部分公開  | 第7条第1号     | 個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）         |    |
| 46 | 7/12 | 工事案件資料11件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書   | 道路建設課  | 7/26 | ・平成30年度道路補修工事（市道60472号線）設計書<br>・平成30年度道路補修工事（市道60737号線）設計書<br>・平成30年度道路舗装工事（市道70212号線）設計書<br>・平成30年度道路補修工事（市道30139号線）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                  |    |
|    |      |   | 治水課    | 7/26 | 平成30年度排水路整備工事（30-1）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                  |    |
|    |      |   | 営繕課    | 7/26 | ・平成30年度防火水槽解体工事（大間野町五丁目）設計書<br>・平成30年度越谷市立保健センター建設工事（給排水衛生設備）設計書<br>・平成30年度越谷市立保健センター建設工事（空気調和設備）設計書<br>・平成30年度越谷市立保健センター建設工事（建築）設計書<br>・平成30年度越谷市役所本庁舎南側低層部分解体等工事設計書 | 部分公開  | 第7条第2号第6号イ | ・見積りを行った事業者の名称<br>・市独自の採用単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分  |    |
|    |      |   | 公園緑地課  | 7/26 | 平成30年度出羽公園整備工事設計書   | 公開    |            |  |    |
| 47 | 7/12 | 「橋梁補修設計業務委託（念沸橋外4橋）」<br>「公共下水道築造工事（第3-2-1号污水幹線の支線）に伴う設計業務委託」                                    | 道路建設課  | 7/23 | 平成30年度 橋梁補修設計業務委託（念沸橋外4橋）設計書  | 公開    |            |  |    |
|    |      |   | 市街地整備課 | 7/23 | 平成30年度 公共下水道築造工事（第3-2-1号污水幹線の支線）に伴う設計業務委託設計書  | 公開    |            |  |    |
| 48 | 7/13 | 道路改良工事（市道60016号線）<br>金入り設計書一式   | 道路建設課  | 7/26 | 平成30年度道路改良工事（市道60016号線）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分  | 備考                         |
|----|------|--|-------|------|---|-------|-----------|--|----------------------------|
| 49 | 7/19 | 平成23年度から、平成30年度5月末までに、越谷市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」から、越谷市へ提出された事故報告書および、添付資料のすべて。<br>(特定施設入居者生活介護の施設の事故と、非特定施設での事故との別がわかることを希望する)  | 介護保険課 | 8/2  | ・入居所様に関する状況及び対応報告書<br>・事故報告書 計33件<br>・状況報告書 計4件<br>・施設事故報告書 | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・施設の職員名及び利用者名<br>・事故報告書の施設の名称、住所、電話番号、FAX番号、代表者名及び法人の名称、住所<br>・事故対象者の氏名、性別、生年月日、年齢、要介護度、部屋番号<br>・親族の氏名及び電話番号<br>・行政書士の氏名<br>・特定の個人が識別され得る事故内容、病状等の記載<br>・医療機関の名称、住所、電話番号<br>・個人の印影（市の職員の印影を除く）及び署名 |                            |
|    |      |  | 建築住宅課 | 8/2  | 事故報告書 計3件   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・施設の職員名<br>・事故報告書の施設の名称、住所、FAX番号、代表者名及び法人の名称<br>・事故対象者の氏名、性別、生年月日、要介護度、部屋番号<br>・親族の氏名<br>・特定の個人が識別され得る事故内容、病状等の記載<br>・医療機関の名称、住所、電話番号<br>・個人の印影（市の職員の印影を除く）<br>・法人の印影                              |                            |
| 50 | 7/19 | 平成28年度と平成29年度に、越谷市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」から、越谷市へ提出された「定期的な報告書」のすべて。また、上記期間のサービス付き高齢者向け住宅に関わる事業者からの、経営・運営の状況など、運営の報告に関わる書類のすべて<br>(特定施設入居者生活介護の施設の事故と、非特定施設での事故との別がわかることを希望する) | 介護保険課 | 8/29 | ・平成28年度経営状況報告計10件<br>・平成29年度経営状況報告計11件                      | 公開    |           |  | 決定期限延長<br>8/3<br>↓<br>8/30 |
|    |      |  | 建築住宅課 | 8/2  | ・越谷市サービス付き高齢者向け住宅自主点検表 計25件                                 | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・施設の職員名<br>・入居者の介護度別の人数<br>・入居者の生活保護受給者に関する記載<br>・個人の印影  |                            |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課         | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由           | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|--|-------------|------|--|-------|------------------|--|----|
| 51 | 7/20 | さいたま地方裁判所平成30年2月28日判決に係る判決書<br>東京高等裁判所平成30年7月11日判決に係る判決書   | 固定資産評価審査委員会 | 8/2  | ・固定資産評価額審査決定取消請求事件に係る判決言渡しについて（報告）（平成30年3月12日供覧）のうち、さいたま地方裁判所平成30年2月28日判決に係る判決文<br>・固定資産評価額審査決定取消請求控訴事件に係る判決言渡しについて（報告）（平成30年7月17日供覧）のうち、東京高等裁判所平成30年7月11日判決に係る判決文 | 部分公開  | 第7条第1号           | ・事件番号<br>・原告、控訴人及び本件土地隣接地の所有者の氏名<br>・原告及び控訴人の住所<br>・「1 さいたま地方裁判所平成30年2月28日判決に係る判決文」のうち、範囲図<br>・本件土地等の所在及び地番<br>・本件建物の所在及び家屋番号<br>・本件土地に近接する建物名<br>・本件建物を所有する事業者名<br>・標準宅地の所在 |    |
| 52 | 7/20 | 標準宅地価格及び奥行について（場所等特定）  | 資産税課        | 8/2  | 平成30年度鑑定評価書（標準宅地価格と奥行の掲載部分）（場所等特定）   | 部分公開  | 第7条第7号           | 所有者名   |    |
| 53 | 7/23 | 建設リサイクル法届出書（場所等特定）   | 建築住宅課       | 7/31 | 建設リサイクル法届出書（受付年月日：平成29年9月13日）（場所等特定）   | 部分公開  | 第7条第4号           | 法人の印影  |    |
| 54 | 7/26 | 建設リサイクル法届出書受付簿<br>平成30年5月29日～7月22日（受付日、工事場所、届出書、発注者、種別（解体工事のみ）、工事㎡）  | 建築住宅課       | 8/9  | 建設リサイクル法解体届出等 台帳（受付年月日：平成30年5月29日～平成30年7月22日）  | 部分公開  | 第7条第1号           | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 55 | 7/27 | 建物管理に係る業務委託契約で直近の入札経過書<br>平成29年、30年の建物管理に係る業務委託契約の入札経過調書   | 施設管理公社総務課   | 8/10 | ・業者選考記録書 計8件（場所等特定）  | 公開    |                  |  |    |
|    |      |  |             |      | 業者選考記録書（場所等特定）   | 部分公開  | 第7条第1号           | 担当者の氏名   |    |
| 56 | 7/31 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年7月2日～平成30年7月31日届出分 | 開発指導課       | 8/13 | 平成30年7月2日～平成30年7月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）  | 部分公開  | 第7条第1号           | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号   |    |
| 57 | 7/31 | 子ども育成課、青少年課の電力とガスの契約書一式（直近の書類）   | 子ども育成課      | 8/14 | ・物品供給契約書<br>・ガスご使用量のお知らせ<br>・電気料金集約分内訳   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ       | ・法人の印影<br>・市のお客様番号   |    |
|    |      |  | 青少年課        | 8/14 | ・電気ご使用量のお知らせ 計12件<br>・ガスご使用量のお知らせ 計13件<br>・検針・請求書<br>・電気料金等請求書 計2件<br>・LPガス検針票・請求書のお知らせ  | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号第6号オ | ・担当者の氏名<br>・法人の口座情報<br>・個人の印影<br>・法人の印影<br>・市のお客様番号  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課     | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由           | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|---|---------|------|---|-------|------------------|--|----|
| 58 | 7/31 | スポーツ振興課、学校管理課の電力とガスの契約書一式（直近の書類）  | スポーツ振興課 | 8/14 | ・電力供給契約書<br>・検針結果のお知らせ 計3件<br>・ガスご使用料金のお知らせ 計2件<br>・LPガス検針票・請求書のお知らせ 計2件<br>・電気料金集約分内訳表   | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号第6号オ | ・担当者の氏名<br>・法人の口座情報<br>・法人の印影<br>・市のお客様番号  |    |
|    |      |   | 学校管理課   | 8/14 | ガスの供給及び使用に関する契約書 計23件   | 公開    |                  |  |    |
|    |      |   |         |      | ・電力供給契約書<br>・電気料金集約分内訳表<br>・LPガス供給契約書<br>・液化石油ガスの供給及び設備の貸与に関する契約書 計3件<br>・ガス使用量及び料金のお知らせ等 計41件  | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号第6号オ | ・担当者の氏名<br>・法人の口座情報<br>・個人の印影<br>・法人及び所長の印影<br>・市のお客様番号  |    |
| 59 | 8/1  | 道水路占有許可申請書・協議書（H23.3.7）H22 2172   | 道路総務課   | 8/14 | 道路占用許可申請書・協議書（平成23年3月7日受付）  | 部分公開  | 第7条第1号第4号        | ・担当者名<br>・法人の印影  |    |
| 60 | 8/3  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年7月1日～平成30年7月31日届出分 | 開発指導課   | 8/14 | 平成30年7月1日～平成30年7月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号        | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 61 | 8/3  | 道路舗装工事（市道21113号線）の金入り設計書<br>見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書  | 道路建設課   | 8/17 | 平成30年度道路舗装工事（市道21113号線）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号           | 見積りを行った事業者の名称  |    |
| 62 | 8/6  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年7月1日～7月31日届出分       | 開発指導課   | 8/17 | 平成30年7月1日～平成30年7月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号        | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 63 | 8/8  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年7月11日～30年8月8日   | 建築住宅課   | 8/17 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>（受付年月日：平成30年7月11日～平成30年8月8日）  | 部分公開  | 第7条第1号           | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 64 | 8/13 | ・既存民家の近隣に20～25mのパチンコ店舗出店に際してどのような配慮がされたか（環境配慮報告書）<br>・開発事前協議書（図面は無し）<br>（場所等特定）                 | 環境政策課   | 8/27 | ・地域概況報告書（環境配慮事業）（受付：平成29年10月5日 事業の名称：建物（特定）新築計画）<br>・環境配慮報告書（受付：平成29年12月5日 事業の名称：建物（特定）新築計画）<br>・最終環境配慮報告書（受付：平成29年12月28日 事業の名称：建物（特定）新築計画） | 部分公開  | 第7条第1号第4号        | ・個人の氏名（代表取締役及び市議会議員を除く）<br>・建築士の登録番号<br>・「3 最終環境配慮報告書」の近隣説明範囲図<br>・「3 最終環境配慮報告書」の近隣住民への説明に関する記録うち、番号、住民の住所・氏名及びこれらを推測できる記載<br>・個人の印影<br>・法人の印影<br>・平面図の間取り部分 |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|----|------|--|-------|------|---|-------|-----------|---|----|
|    |      |  | 開発指導課 | 8/23 | 開発行為等事前協議書（平成29年9月5日受付 受付番号A51）のうち、表紙、開発区域内土地一覧表及び別紙（「3. 要請事項 別記（別添）」）の部分   | 部分公開  | 第7条第4号    | ・個人の印影（市職員のものを除く）<br>・法人の印影                       |    |
| 65 | 8/21 | 工事件名「越谷市立保健センター建設工事（電気設備）」の金額入り設計書   | 営繕課   | 9/4  | 平成30年度越谷市立保健センター建設工事（電気設備）設計書   | 部分公開  | 第7条第6号イ   | 市独自の採用単価に係る補正率の部分                                 |    |
| 66 | 8/28 | 越谷市保健所庁舎警備業務委託（平成26年11月～平成31年10月）委託契約書及び入札記録書  | 契約課   | 9/10 | ・支出負担行為書（契約締結伺）（伝票番号0032629-000、決裁日：平成26年10月14日）のうち、入札記録書<br>・委託契約書（件名：越谷市保健所庁舎警備業務委託（長期継続契約）、契約日：平成26年10月16日）            | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・入札記録書の立会人氏名（市職員除く）<br>・法人の印影<br>・平面図<br>・設置機器明細表 |    |
| 67 | 8/29 | 建設工事の金入り設計書（本工事費内訳書、詳細代価表）特殊施行、材料の3社見積比較表<br>橋梁耐震整備工事（新平和橋）他Ⅲ件   | 道路建設課 | 9/11 | ・平成29年度橋梁耐震整備工事（新平和橋）設計書<br>・平成29年度橋梁補修工事（流通団地橋）設計書<br>・平成29年度橋梁補修工事（三野宮橋・流通橋）設計書<br>・平成29年度通学路改良工事（市道2210号線）設計書          | 部分公開  | 第7条第2号    | 見積りを行った事業者の名称                                     |    |
| 68 | 8/31 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年8月9日～30年8月31日  | 建築住宅課 | 9/11 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成30年8月9日～平成30年8月31日）   | 部分公開  | 第7条第1号    | 個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）            |    |
| 69 | 8/31 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年8月1日～平成30年8月31日届出分 | 開発指導課 | 9/13 | 平成30年8月1日～平成30年8月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影        |    |
| 70 | 9/3  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年8月1日～8月31日届出分  | 開発指導課 | 9/12 | 平成30年8月1日～平成30年8月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影    |    |
| 71 | 9/4  | 下記工事の設計図書類（金入り設計書、明細書、代価表、経費計算書）<br>2017年9月改札「千間台第二ポンプ場長寿命化改修工事（電気設備）」他3件  | 治水課   | 9/18 | 平成30年度御料掘ポンプ場長寿命化改修工事（電気設備）設計書  | 公開    |           |   |    |
|    |      |  | 下水道課  | 9/18 | 平成29年度千間台第二ポンプ場長寿命化改修工事（電気設備）設計書  | 公開    |           |   |    |
|    |      |  | 営繕課   | 9/18 | ・平成30年度越谷市立東越谷第二公園庭球場照明改修工事設計書<br>・平成28年度市立病院ナースステーションLED照明改修工事設計書  | 部分公開  | 第7条第6号イ   | ・市独自の採用単価に係る補正率の部分                                |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由     | 非公開部分   | 備考 |
|----|------|---|-------|------|---|-------|------------|---|----|
| 72 | 9/5  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年8月1日～平成30年8月31日届出分   | 開発指導課 | 9/12 | 平成30年8月1日～平成30年8月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号  | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影  |    |
| 73 | 9/7  | 児童館コスモス・ヒマワリの平成29年度の電気検診伝票の裏表   | 青少年課  | 9/19 | 電気料金等請求書 計24件   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ | ・法人の印影<br>・市のお客様番号  |    |
| 74 | 9/7  | 科学技術体験センターミラクル、市立図書館の平成29年度の電気検診伝票の裏表   | 生涯学習課 | 9/20 | 電気料金等請求書 計24件   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ | ・法人の印影<br>・市のお客様番号  |    |
|    |      |   | 図書館   | 9/20 | 電気料金等請求書 計12件   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ | ・法人の印影<br>・市のお客様番号  |    |
| 75 | 9/10 | 以下の越谷市開発指導要綱に基づく協議書並びに既存宅地確認通知書<br>・S58. 8. 23 N0707<br>・S61. 3. 14 N0366<br>・H2. 7. 27 N022-46<br>・H19. 11. 15 N019-143<br>・H13. 8. 7 N013-116<br>・H8. 2. 1N07-254<br>・H11. 6. 9 N045<br>・H11. 5. 10 C-10号、<br>H11. 10. 14 C-39号 | 開発指導課 | 9/21 | ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書（昭和58年8月23日、第707号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・越谷市開発指導要綱に基づく協議書（昭和60年3月14日、第366号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・公共施設整備等協定書（平成22年7月27日、第22-46号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・公共施設整備等協定書（平成19年11月15日、第19-143号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・越谷市開発指導要綱に基づく協議書（平成13年8月7日、第13-116号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・越谷市開発指導要綱に基づく協議書（平成8年2月1日、第7-254号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・建築事前協議申請書（平成11年5月10日、第C-10号）のうち、表紙、公図、配置図<br>・既存宅地確認通知書（平成11年6月9日、第45号）<br>・建築事前協議申請書（平成11年10月14日、第C-39号）のうち、表紙、公図、配置図 | 部分公開  | 第7条第1号第4号  | ・個人の電話番号<br>・担当者の氏名及び建築士の登録番号（市の職員の氏名は除く）<br>・個人の印影（市の職員の印影を除く）<br>・法人の印影（行政機関の印影を除く） |    |



表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課     | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容  | 非公開の理由        | 非公開部分                          | 備考     |  |
|----|------|--|---------|------|---|--|---------------|--------------------------------|--------|--|
| 76 | 9/10 | 消防・救急デジタル無線整備工事における入札仕様書及び入札結果調書。消防本部と業者の契約書。契約完了後の支払い伝票（支出負担行為伝票） | 契約課     | 9/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市公告（公告日：平成25年4月10日 工事名：消防・救急デジタル無線整備工事）</li> <li>・入札記録書（入札年月日：平成25年5月8日 件名：消防・救急デジタル無線整備工事）</li> <li>・議決通知書（越契第92号 通知日：平成25年6月19日）</li> </ul> | 公開   |               |                                |        |  |
|    |      |  |         |      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事請負仮契約書（件名：消防・救急デジタル無線整備工事 契約日：平成25年5月13日）</li> </ul> | 部分公開          | 第7条第4号                         | ・法人の印影 |  |
|    |      |  | 出納課     | 9/25 | 支出命令書（決裁日：平成26年4月30日 件名：消防・救急デジタル無線整備工事）  | 部分公開   | 第7条第2号第4号     | ・法人の口座情報<br>・法人の印影             |        |  |
| 77 | 9/11 | 平成29年8月22日公表の監査結果について、「協議内容に沿っていることが確認できる」文書                       | 観光課     | 9/21 | 平成29年8月22日公表の「監査結果」につき、19頁(3)4行目10文字イ後「協議内容に沿っている事が確認できる」文書   | 非公開  | 不存在           |                                |        |  |
| 78 | 9/14 | 損害保険及び共済の証券及び明細書。ただし、保険の期間が一年未満の契約は除く。                             | 安全衛生管理課 | 9/27 | 傷害総合保険（契約日：平成30年3月5日）   | 部分公開   | 第7条第1号第4号第6号オ | ・社員名<br>・法人及び取締役社長の印影<br>・証券番号 |        |  |
|    |      |  | 市民活動支援課 | 9/28 | 公民館総合補償制度（補償期間：2018年5月1日から2019年5月1日）  | 部分公開   | 第7条第1号第4号     | ・職員災害加入者名<br>・法人の印影            |        |  |
|    |      |  | 危機管理課   | 9/27 | 防火防災訓練災害補償等共済契約書（契約日：平成30年4月1日）及び防火防災訓練災害補償等共済制度のご案内  | 部分公開   | 第7条第4号        | ・法人及び代表者の印影                    |        |  |
|    |      |  | くらし安心課  | 9/28 | 自動車保険証券（契約日：平成30年4月20日）   | 部分公開   | 第7条第4号第6号オ    | ・法人及び取締役社長の印影<br>・証券番号         |        |  |
|    |      |  | 障害福祉課   | 9/28 | ボランティア活動保険加入証（補償期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）   | 公開   |               |                                |        |  |
|    |      |  |         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス総合補償加入証（保険期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）</li> <li>・送迎サービス補償加入証（保険期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）</li> </ul>  | 部分公開   | 第7条第4号        | 法人の印影                          |        |  |
|    |      |  | 子ども育成課  | 9/27 | 動産総合保険証券（契約日：平成29年12月13日）   | 部分公開   | 第7条第1号第4号第6号オ | ・社員名<br>・法人及び取締役社長の印影<br>・証券番号 |        |  |
|    |      |  | 児童館ヒマワリ | 9/27 | 動産総合保険証券（契約日：平成30年5月15日）  | 部分公開   | 第7条第1号第4号第6号オ | ・社員名<br>・法人及び取締役社長の印影<br>・証券番号 |        |  |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日 | 請求の内容 | 所管課     | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由        | 非公開部分                                   | 備考 |
|----|-----|-------|---------|------|--|-------|---------------|---|----|
|    |     |       | 地域医療課   | 9/28 | ・ 傷害総合保険（契約日：平成30年4月4日）<br>・ 賠償責任保険証券（保険期間：平成30年3月1日から平成31年3月1日） 計2件   | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 市民健康課   | 9/28 | 傷害総合保険（契約日：平成30年5月24日）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 保健総務課   | 9/28 | 賠償責任保険証券（契約日：平成30年4月20日）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 環境政策課   | 9/28 | ・ 動産総合保険（契約日：平成30年4月20日）<br>・ 動産総合保険（契約日：平成30年5月7日）  | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 道路総務課   | 9/28 | ・ 道路賠償責任保険被保険者証（保険期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日）<br>・ 動産総合保険（契約日：平成29年10月2日）  | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 治水課     | 9/27 | 賠償責任保険証券（契約日：平成30年4月27日）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |
|    |     |       | 市街地整備課  | 9/27 | 賠償責任保険証券（契約日：平成30年4月23日）   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ    | ・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号                |    |
|    |     |       | 建築住宅課   | 9/28 | 特定行政庁団体賠償責任保険（保険期間：2018年6月1日から2019年6月1日）   | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ    | ・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 加入者証番号              |    |
|    |     |       | 市立病院庶務課 | 9/28 | ・ 病院火災賠償責任保険加入者証（保険期間：平成30年1月1日から平成31年1月1日）<br>・ 病院賠償責任保険 保険料御見積書（保険期間：平成30年4月30日から平成31年4月30日）<br>・ 現金総合保険 保険料御見積書（保険期間：平成30年4月30日から平成31年4月30日）及び保険案内の該当部分<br>・ 日病薬賠償責任保険制度「薬剤師賠償責任保険」加入者証（保険期間：平成29年12月20日から平成30年12月20日）<br>・ 賠償責任保険証券（保険期間：平成30年4月20日から平成31年4月20日） | 部分公開  | 第7条第4号第6号オ    | ・ 法人、取締役社長及び会長の印影<br>・ 証券番号<br>・ ログインID |    |
|    |     |       | 出納課     | 9/27 | マネーディフェンダー運送保険証券（契約日：平成30年4月18日）及び特別約款の保険価額・保険金額に関する部分   | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・ 社員名<br>・ 法人及び取締役社長の印影<br>・ 証券番号       |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課       | 決定日   | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由           | 非公開部分  | 備考 |
|----|------|--|-----------|-------|---|-------|------------------|--|----|
|    |      |  | 消防本部総務課   | 9/27  | ・消防業務賠償責任保険加入者証（保険期間：平成29年10月1日から平成30年10月1日）<br>・団体加入救急救命士賠償責任保険被保険者カード（保険期間：平成29年11月1日から平成30年11月1日）                      | 部分公開  | 第7条第6号オ          | 証券番号   |    |
| 79 | 9/20 | 法人（特定）の診療所開設届及び添付書類一式  | 保健総務課     | 10/2  | ・診療所開設許可申請書（平成27年9月30日受付 保総第1142号）<br>・診療所・助産所開設届（平成27年11月4日受付 保総第1388号）  | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号     | ・担当者の氏名及び建築士の登録番号<br>・医師の履歴書<br>・医師免許証のうち、本籍地、生年月日、医師国家試験の施行年及び回数、交付月日及び医籍登録番号の部分<br>・定期店舗区画賃貸借契約書<br>・法人の印影<br>・法人（特定）の平面図<br>・建物（特定）の平面詳細図 |    |
| 80 | 9/25 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年9月3日～30年9月25日  | 建築住宅課     | 10/2  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成30年9月3日～平成30年9月25日）   | 部分公開  | 第7条第1号           | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 81 | 9/26 | 北部図書室、中央図書室、市民会館、交流館の平成29年度分の電気料金等請求書の両面コピー  | 市民活動支援課   | 10/5  | ・電力供給契約書<br>・電気料金等請求書 計96件<br>・電気ご使用量のお知らせ 計47件<br>・電気料金等領収書  | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号第6号オ | ・個人の印影<br>・法人の電気使用量及び電気料金<br>・法人、代表取締役及び理事長の印影<br>・市のお客様番号   |    |
| 82 | 9/26 | 南部図書室の平成29年度分の電気料金等請求書の両面コピー   | 生涯学習課     |       | ※取下げ  |       |                  |  |    |
| 83 | 9/28 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年9月1日～平成30年9月28日届出分 | 開発指導課     | 10/11 | 平成30年9月1日～平成30年9月28日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号           | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 84 | 10/2 | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年9月1日～9月30日届出分  | 開発指導課     | 10/15 | 平成30年9月1日～平成30年9月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号第4号        | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 85 | 10/2 | 越谷市土地開発公社が金融機関から借受けている担保としている物件全て。当該物件に係る融資借入日、所在、平米数、融資額、利息の利率  | 土地開発公社事務局 | 10/16 | 借入金明細（平成30年4月1日現在）  | 公開    |                  |  |    |
|    |      |  |           |       | 越谷市土地開発公社が金融機関から借受けの際に担保としている物件全てに係る所在、平米数  | 非公開   | 不存在              |  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日   | 請求の内容   | 所管課       | 決定日   | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由        | 非公開部分  | 備考 |
|----|-------|---|-----------|-------|--|-------|---------------|--|----|
| 86 | 10/3  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成30年9月1日～平成30年9月30日届出分 | 開発指導課     | 10/16 | 平成30年9月1日～平成30年9月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）  | 部分公開  | 第7条第1号第4号     | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影 |    |
| 87 | 10/3  | 橋梁定期点検業務委託（元荒川歩道橋外11橋）  | 道路建設課     | 10/12 | 平成30年度 橋梁定期点検業務委託（元荒川歩道橋外11橋）設計書   | 公開    |               |  |    |
| 88 | 10/11 | （仮称）増林公園整備工事金入設計書   | 公園緑地課     | 10/22 | 平成30年度（仮称）増林公園整備工事設計書  | 公開    |               |  |    |
| 89 | 10/16 | 市内給食センターの電気、ガスの検針、請求書のコピー1年分（平成29年度）の裏表   | 給食課       | 10/29 | ・電気料金等請求書 計36件<br>・電気ご使用量のお知らせ 計24件<br>・検診結果のお知らせ 計48件<br>・ガス使用料金のお知らせ 計24件  | 部分公開  | 第7条第1号第4号第6号オ | ・検針員の氏名<br>・法人の印影<br>・市のお客様番号                  |    |
| 90 | 10/16 | 越谷市土地開発公社の所有している全ての物件   | 土地開発公社事務局 | 10/19 | 資産明細表（平成30年3月31日現在）  | 公開    |               |  |    |
| 91 | 10/16 | 平成29年度補助金等一覧表（金額、交付団体）  | 財政課       | 10/26 | H29補助金等一覧  | 公開    |               |  |    |
| 92 | 10/17 | 減免制度に関する規則改正に係る文書（学童）   | 青少年課      | 10/29 | ・学童保育室の開室時間及び保育料に関する他市調査（平成30年5月時点）<br>・未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例及び都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について（平成30年8月3日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡）<br>・子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について（平成30年8月27日付け府子本第840号）<br>・越谷市学童保育室設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について（伺い）平成30年9月18日決裁）<br>・越谷市学童保育室設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の公布について（報告）（平成30年10月11日決裁） | 公開    |               |  |    |
| 93 | 10/22 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年9月26日～30年10月22日   | 建築住宅課     | 10/31 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>（受付年月日：平成30年9月26日～平成30年10月22日）   | 部分公開  | 第7条第1号        | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）        |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日   | 請求の内容  | 所管課   | 決定日        | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由 | 非公開部分         | 備考 |
|----|-------|--|-------|------------|--|-------|--------|---------------|----|
| 94 | 10/23 | ・東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(30-1)<br>・かんがい排水整備工事(30-3)<br>金入り設計書一式    | 農業振興課 | 11/6       | ・平成30年度東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(30-1)設計書<br>・平成30年度かんがい排水整備工事(30-3)設計書  | 公開    |        |               |    |
| 95 | 10/26 | 工事件件の金入り設計書37件 見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書                                | 農業振興課 | 11/8       | 平成30年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事(30-1)設計書<br><br>・平成30年度 かんがい排水整備工事(30-5)設計書<br>・平成30年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業農道整備工事(30-1)設計書<br>・平成30年度 農道整備工事(30-1)設計書<br>他4件 | 公開    |        |               |    |
|    |       |  | 道路建設課 | 11/8       | ・平成30年度 道路舗装工事(市道2171号線)2工区設計書<br>・平成30年度 道路舗装工事(市道2171号線)1工区設計書<br>・平成30年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事(市道40486号線外2路線)設計書  | 公開    |        |               |    |
|    |       |  |       |            | ・平成30年度 橋梁補修工事(堂面橋)設計書<br>・平成30年度 橋梁補修工事(川柳橋)設計書<br>・平成30年度 道路補修工事(市道30967号線)設計書<br>他8件  | 部分公開  | 第7条第2号 | 見積りを行った事業者の名称 |    |
|    |       |  | 治水課   | 11/8       | 平成30年度 排水路整備工事(30-1)設計書<br><br>・平成30年度 新川用水整備工事30-1設計書<br>・平成30年度 新川都市下水路築造工事30-1設計書   | 公開    |        |               |    |
|    |       |  |       |            | ・平成30年度 新川用水整備工事30-1設計書<br>・平成30年度 新川都市下水路築造工事30-1設計書  | 部分公開  | 第7条第2号 | 見積りを行った事業者の名称 |    |
|    |       |  | 下水道課  | 11/8       | ・平成30年度 公共下水道長寿命化改修工事(管更生)設計書<br>・平成30年度 公共下水道築造工事(第3-1-1号汚水幹線の支線)設計書  | 公開    |        |               |    |
|    |       | ・平成30年度耐震性貯水槽新設工事(レイクタウン第一公園)設計書<br>・平成30年度耐震性貯水槽新設工事(神明町二丁目公園)設計書 | 部分公開  | 第7条第2号第6号イ | ・市独自の採用単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分<br>・見積りを行った事業者の名称  |       |        |               |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日   | 請求の内容  | 所管課    | 決定日   | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由       | 非公開部分   | 備考 |
|-----|-------|--|--------|-------|---|-------|--------------|---|----|
|     |       |  | 市街地整備課 | 11/8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度 街路築造工事（区12-5号線）設計書</li> <li>平成30年度 街路築造工事（区10.5-5号線）設計書</li> </ul>  | 公開    |              |   |    |
|     |       |  |        |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度 盛土整地工事（228街区）設計書</li> <li>平成30年度 街路築造工事（区16-1号線）設計書</li> <li>平成30年度 街路築造工事（大竹大道線）設計書</li> </ul>                       | 部分公開  | 第7条第2号       | 見積りを行った事業者の名称   |    |
|     |       |  | 公園緑地課  | 11/7  | 平成30年度（仮称）増林公園整備工事設計書   | 部分公開  | 第7条第2号       | 見積りを行った事業者の名称   |    |
| 96  | 10/30 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年10月1日～平成30年10月30日届出分 | 開発指導課  | 11/7  | 平成30年10月1日～平成30年10月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号       | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名及び住所</li> <li>個人の印影</li> </ul>   |    |
| 97  | 11/1  | 増林地区に建設予定の道の駅の基本構想の概要について  | 道路建設課  | 11/14 | （仮称）越谷市道の駅基本構想【概要版】（平成30年3月）  | 公開    |              |   |    |
| 98  | 11/2  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年10月1日～平成30年10月31日届出分  | 開発指導課  | 11/13 | 平成30年10月1日～平成30年10月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号    | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名及び住所</li> <li>個人の印影</li> <li>法人の印影</li> </ul>  |    |
| 99  | 11/2  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年10月1日～10月31日届出分  | 開発指導課  | 11/13 | 平成30年10月1日～平成30年10月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号    | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名及び住所</li> <li>個人の印影</li> <li>法人の印影</li> </ul>  |    |
| 100 | 11/8  | 開発行為許可通知書<br>30年7月31日付 第34号<br>公共施設整備等協定書<br>30年6月7日付 30-48、30年7月10日30-73  | 開発指導課  | 11/22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設整備等協定書（平成30年6月7日 NO. 30-48）</li> <li>公共施設整備等協定書（平成30年7月10日 NO. 30-73）</li> <li>開発行為許可申請について（平成30年6月18日受付第34号）</li> </ul> | 部分公開  | 第7条第1号第2号第4号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当者の氏名（市職員を除く）</li> <li>自治会長の氏名及び住所</li> <li>生年月日及び性別</li> <li>自動車整備士の資格証明</li> <li>社員証</li> <li>取引先事業所の名称、住所、電話番号及び履歴事項全部証明書</li> <li>間取りが分かる平面図</li> <li>資金計画の金額</li> <li>個人の印影（市職員の印影を除く）</li> <li>法人の印影（行政機関の印影を除く）</li> </ul> |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日   | 請求の内容   | 所管課      | 決定日   | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由               | 非公開部分   | 備考 |
|-----|-------|---|----------|-------|--|-------|----------------------|---|----|
| 101 | 11/8  | 農地転用許可申請にかかる書類一式2件分<br>平成30年7月31日春農振第52128号<br>平成30年8月14日春農振第52148号   | 農業委員会事務局 | 11/22 | ・農地法第5条の許可申請書の送付について<br>(平成30年6月26日発越農委第242号)<br>・農地法第5条の許可申請書の送付について<br>(平成30年7月26日発越農委第358号)                               | 部分公開  | 第7条第1号<br>第2号<br>第4号 | ・個人の職業<br>・住民票<br>・農地転用の理由に関する記載<br>・法人の定款<br>・個人の印影<br>・法人の印影（行政機関の印影を除く）<br>等 |    |
| 102 | 11/9  | 越谷市開発指導要綱に基づく協議書<br>平成5年11月11日<br>5-225   | 開発指導課    | 11/26 | 越谷市開発指導要綱に基づく協議書<br>(平成5年11月11日 NO.5-225)  | 部分公開  | 第7条第4号               | 個人の印影（市職員の印影を除く）  |    |
| 103 | 11/9  | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成30年11月1日～11月9日)  | 建築住宅課    | 11/20 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成30年11月1日～平成30年11月9日)  | 部分公開  | 第7条第1号               | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）   |    |
| 104 | 11/12 | 草刈清掃委託（西大袋その1）平成29年、平成30年<br>草刈清掃委託（西大袋その2）平成29年、平成30年  | 市街地整備課   | 11/19 | ・平成29年度 草刈清掃委託（西大袋その1）設計書<br>・平成29年度 草刈清掃委託（西大袋その2）設計書<br>・平成30年度 草刈清掃委託（西大袋その1）設計書<br>・平成30年度 草刈清掃委託（西大袋その2）設計書             | 公開    |                      |   |    |
| 105 | 11/14 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年10月23日～30年11月14日  | 建築住宅課    | 11/20 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成30年10月23日～平成30年11月14日)  | 部分公開  | 第7条第1号               | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号                             |    |
| 106 | 11/19 | 金入り設計書<br>件名：準用河川末田落し改修に伴う実施設計業務委託（開札：H30.10.10）<br>件名：平新川改修計画設計業務委託（開札：H30.10.23）  | 治水課      | 11/30 | ・平成30年度 準用河川末田落し改修に伴う実施設計業務委託設計書<br>・平成30年度 平新川改修計画設計業務委託設計書   | 公開    |                      |   |    |
| 107 | 11/21 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年10月31日～平成30年11月21日届出分 | 開発指導課    | 11/30 | 平成30年10月31日～平成30年11月21日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号               | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影                                      |    |
| 108 | 12/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年11月1日～平成30年11月30日届出分   | 開発指導課    | 12/18 | 平成30年11月1日～平成30年11月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                      | 部分公開  | 第7条第1号<br>第4号        | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・特定の個人の土地所有に関する情報<br>・個人の印影<br>・法人の印影             |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日  | 請求の内容  | 所管課    | 決定日   | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由     | 非公開部分   | 備考 |
|-----|------|--|--------|-------|--|-------|------------|---|----|
| 109 | 12/5 | ・区画線設置工事（ゾーン30）市道80012号線外9路線<br>・街路築造工事（大袋駅西口線外2路線）区画線設置工<br>・通学路安全対策工事（市道50392号線外1路線外1路線） | 道路総務課  | 12/13 | ・平成28年度 区画線設置工事（ゾーン30）（市道80012号線外9路線）設計書<br>・平成30年度 通学路安全対策工事（市道50392号線外1路線）設計書  | 公開    |            |   |    |
|     |      |  | 市街地整備課 | 12/14 | 平成29年度 街路築造工事（大袋駅西口線外2路線）区画線設置工設計書   | 公開    |            |   |    |
| 110 | 12/6 | 工事件の金入り設計書38件 見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書   | 農業振興課  | 12/20 | 平成30年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事（30-3）設計書  | 公開    |            |   |    |
|     |      |  |        | 12/20 | 平成30年度 かんがい排水等整備工事（30-1）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|     |      |  | 道路建設課  | 12/17 | ・平成30年度 通学路改良工事（市道50108号線）設計書<br>・平成30年度 道路補修工事（市道2320号線）設計書<br>・平成30年度 道路補修工事（市道50152号線）設計書<br>・平成30年度 道路舗装工事（市道80084号線）設計書 | 公開    |            |   |    |
|     |      |  |        |       | ・平成30年度 道路改良工事（市道10328号線）設計書<br>・平成30年度 道路補修工事（市道50298号線）設計書<br>・平成30年度 道路改良工事（市道10026号線）設計書<br>他11件                         | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|     |      |  | 治水課    | 12/17 | 平成30年度 防護柵修繕（都下30-4）設計書  | 公開    |            |   |    |
|     |      |  |        |       | ・平成30年度 安全施設整備工事（30-6）設計書<br>・平成30年度 応急対策工事（30-5）設計書<br>・平成30年度 排水路整備工事（30-9）設計書<br>他2件                                      | 部分公開  | 第7条第2号     | 見積りを行った事業者の名称                                 |    |
|     |      |  | 下水道課   | 12/20 | 平成30年度 大沢ポンプ場外構改修工事設計書   | 公開    |            |   |    |
|     |      |  | 営繕課    | 12/20 | ・平成30年度 市立図書館歩道タイル等修繕設計書<br>・平成30年度 谷中分署自家用給油取扱所設置工事設計書<br>・平成30年度 避難場所誘導板設置工事（千間台小学校・第四公園）設計書                               | 部分公開  | 第7条第2号第6号イ | ・市独自の採用単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分<br>・見積りを行った事業者の名称 |    |



表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日   | 請求の内容   | 所管課    | 決定日   | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由        | 非公開部分   | 備考 |
|-----|-------|---|--------|-------|---|-------|---------------|---|----|
|     |       |   | 市街地整備課 | 12/17 | 平成30年度 街路築造工事（大竹中央通り線）その3設計書  | 公開    |               |   |    |
|     |       |   |        |       | ・平成30年度 盛土整地工事（40街区4画地）設計書<br>・平成30年度 街路築造工事（袋山恩間線外1路線）設計書<br>・平成30年度 盛土整地工事（95街区）設計書<br>・平成30年度 盛土整地工事（88街区）設計書            | 部分公開  | 第7条第2号        | 見積りを行った事業者の名称   |    |
|     |       |   | 公園緑地課  | 12/20 | ・平成30年度 平方公園整備工事（造成工）設計書<br>・平成30年度 公園施設補修工事（キャンベルタウン野鳥の森看板）設計書   | 公開    |               |   |    |
|     |       |   |        |       | 平成30年度 公園整備工事（（仮称）記島河原公園）設計書  | 部分公開  | 第7条第2号        | 見積りを行った事業者の名称   |    |
| 111 | 12/7  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年11月1日～11月30日届出分 | 開発指導課  | 12/18 | 平成30年11月1日～平成30年11月30日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号<br>第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・特定の個人の土地所有に関する情報<br>・個人の印影<br>・法人の印影 |    |
| 112 | 12/13 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年11月15日～30年12月13日  | 建築住宅課  | 12/20 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>（受付年月日：平成30年11月15日～平成30年12月13日）   | 部分公開  | 第7条第1号        | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）                             |    |
| 113 | 12/19 | 橋梁補修工事（念佛橋）の本工事内訳書、諸経費計算書、内訳書、代価表」、一位代価表、積算根拠書  | 道路建設課  | 12/27 | 平成30年度 橋梁補修工事（念佛橋）設計書   | 公開    |               |   |    |
| 114 | 1/4   | 越谷市まちの整備に関する条例に基づく開発行為等計画綴りのうち、届出書の部分<br>平成30年11月22日～平成30年12月28日届出分                         | 開発指導課  | 1/18  | 平成30年11月22日～平成30年12月28日届出分<br>開発行為等計画綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号<br>第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影                                    |    |
| 115 | 1/4   | 平成29年4月1日付法人（特定）との間で締結された建物貸付契約第6条2につき、契約物件に造作及び模様替をしているが、越谷市が書面による承諾をしている文書                | 観光課    | 1/15  | 平成29年4月1日付法人（特定）との間で締結された建物貸付契約第6条第2項に関して、越谷市が書面による承諾をしている文書  | 非公開   | 不存在           |   |    |
| 116 | 1/4   | 法人（特定）が無償貸与を受けている建物につき、「緊急時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する覚書」  | 危機管理課  | 1/15  | 緊急時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する覚書<br>（締結日：平成30年1月23日<br>締結者：越谷市及び法人（特定））  | 部分公開  | 第7条第4号        | 代表理事の印影   |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日 | 請求の内容  | 所管課     | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|-----|-----|--|---------|------|---|-------|-----------|---|----|
| 117 | 1/7 | 越谷市は指定金融機関制度を選択している。指定金融機関制度を利用して、収納している公金の種類すべてがわかる文書   | 出納課     | 1/21 | 指定金融機関制度を利用して、収納している公金の種類すべてが分かる文書  | 非公開   | その他       | 対象文書は、「越谷市一般会計・特別会計歳入歳出決算書」が該当し、出納課にて販売しているほか、本庁舎2階の行政資料コーナーにて閲覧可能なことから、本条例の対象となる「公文書」に該当しないため。   |    |
| 118 | 1/7 | コンビニ納付契約を結ぶときに、法人（特定）・コンビニ本部から取得した文書すべて  | 契約課     | 1/21 | 越谷市税等コンビニ収納代行業務の概算見積書（平成30年2月2日付け）  | 公開    |           |   |    |
|     |     |  |         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>越谷市税等コンビニ収納代行業務委託（単価契約）に係る見積書（平成30年3月1日付け）</li> <li>越谷市税等コンビニ収納代行業務委託契約書（契約日：平成30年4月1日）</li> </ul>   | 部分公開  | 第7条第4号    | 法人の印影   |    |
| 119 | 1/7 | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。<br>平成30年12月1日～12月31日届出分      | 開発指導課   | 1/17 | 平成30年12月1日～平成30年12月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名</li> <li>個人の印影</li> <li>法人の印影</li> </ul>  |    |
| 120 | 1/7 | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成30年12月1日～平成30年12月31日届出分 | 開発指導課   | 1/1  | 平成30年12月1日～平成30年12月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名</li> <li>個人の印影</li> <li>法人の印影</li> </ul>  |    |
| 121 | 1/8 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成30年12月14日～31年1月8日   | 建築住宅課   | 1/18 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成30年12月14日～平成31年1月8日）  | 部分公開  | 第7条第1号    | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）</li> </ul>  |    |
| 122 | 1/8 | 越谷市市民活動支援センターの指定管理者募集要項及び業務仕様書。ならびに、それに属す現指定管理者の事業計画書と収支計画書。                                     | 市民活動支援課 | 1/22 | 「市民活動支援センターの指定管理者の公募手続きについて（伺い）（平成26年7月14日決裁）」のうち、次の文書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>越谷市市民活動支援センター 指定管理者募集要項</li> <li>越谷市市民活動支援センター 指定管理者管理業務仕様書</li> </ul>   | 公開    |           |   |    |
|     |     |  |         |      | 越谷市市民活動支援センター指定管理業務（平成27年（2015年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで）の指定管理者公募に係る現指定管理者が提出した書類のうち、次の文書<br><ul style="list-style-type: none"> <li>越谷市市民活動支援センター指定管理者事業計画書（様式6-2～6-22）</li> <li>指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画（様式7）</li> </ul> | 部分公開  | 第7条第1号第2号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書のうち、特定の個人が識別され得る写真</li> <li>事業計画書及び収支計画のうち、個人の給与に関する部分</li> <li>収支計画のうち、自主事業による収入及び経費の内訳部分</li> <li>収支計画のうち、講師謝礼及び事業費の内訳部分</li> </ul> |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日  | 請求の内容  | 所管課    | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|-----|------|--|--------|------|--|-------|-----------|---|----|
| 123 | 1/21 | 平成30年度盛土整地工事(69街区)金入り設計書一式(図面、特記仕様書を除く)                                  | 市街地整備課 | 2/4  | 平成30年度 盛土整地工事(69街区)設計書   | 公開    |           |   |    |
| 124 | 1/22 | ・新川ポンプ場塗装修繕<br>・大間野排水機場塗装工事<br>金入り設計書                                    | 治水課    | 1/28 | ・平成30年度 新川ポンプ場塗装修繕工事設計書<br>・平成30年度 大間野排水機場塗装工事設計書              | 公開    |           |   |    |
| 125 | 1/21 | 建築リサイクル法届出届出日:2018年10月1日~2018年12月31日まで(3ヶ月分)                             | 建築住宅課  | 1/29 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳(受付年月日:平成30年10月1日~平成30年12月31日)                 | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)<br>・個人の電話番号 |    |
| 126 | 1/29 | ・公共下水道築造工事(新方川第17号雨水幹線の支線)30-1<br>・公共下水道補修工事(第6-5号汚水幹線の支線)<br>上記工事の金入設計書 | 治水課    | 2/8  | 平成30年度 公共下水道築造工事(新方川第17号雨水幹線の支線)30-1設計書                        | 公開    |           |   |    |
|     |      |  | 下水道課   | 2/6  | 平成30年度 公共下水道補修工事(第6-5号汚水幹線の支線)設計書                              | 公開    |           |   |    |
| 127 | 1/29 | 越谷市立保健センター建設工事(電気設備)<br>越谷市立保健センター(建築)                                   | 営繕課    | 2/8  | ・平成30年度越谷市立保健センター建設工事(電気設備)設計書<br>・平成30年度越谷市立保健センター建設工事(建築)設計書 | 部分公開  | 第7条第6号イ   | 市独自の採用単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分                          |    |
| 128 | 1/29 | 越谷市税等コンビニ収納代行業務委託(単価契約)契約締結伺一式   | 契約課    | 2/12 | 越谷市税等コンビニ収納代行業務委託(単価契約)契約締結伺(平成30年4月1日決裁)                      | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・担当者名(市職員を除く)<br>・法人の印影                             |    |
| 129 | 1/29 | コンビニに収納契約時に取得した文書のうち、指定金融機関と法人(特定)本部との契約書                                | 契約課    | 2/12 | 「コンビニ収納契約時に取得した文書のうち、指定金融機関と法人(特定)本部との契約書」                     | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 130 | 1/29 | コンビニに収納で、コンビニには、収納金を指定された口座に振り込んでいる。この口座のある金融機関名が分かる文書、又は情報提供            | 収納課    | 2/12 | 「コンビニ収納で、コンビニには、収納金を指定された口座に振り込んでいる。この口座のある金融機関名が分かる文書」        | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 131 | 1/29 | 国民健康保険税が、指定金融機関制度を利用して収納していることが分かる文書、又は情報提供                              | 出納課    | 2/12 | 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日 平成14年9月20日)                             | 部分公開  | 第7条第4号    | ・法人の印影  |    |
| 132 | 1/29 | 越監第136号で、使用承認簿に誰が押印したか分かる文書  | 監査課    | 2/8  | 公印使用承認簿(平成29年度分)のうち、越監第136号が記載されている部分                          | 公開    |           |   |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書  | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分  | 備考 |
|-----|------|--|-------|------|--|-------|-----------|--|----|
| 133 | 1/30 | 開発行為等計画届（受付番号915、920、966、980、993、999、1011、1023、1032、1052）の案内図と対応する開発行為事前協議書と工事着手届出書又は公共施設整備等着工届  | 開発指導課 | 2/13 | ・開発行為等計画届（平成30年度 受付番号第915号、第920号、第966号、第980号、第993号、第999号、第1011号、第1023号、第1032号及び第1052号）のうち、案内図の部分<br>・開発行為等事前協議書計10件（場所等特定）<br>・公共施設整備等着工届（受付番号 平成31年1月28日第2764号） | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・担当者の氏名（市職員及び法人の代表者を除く）<br>・建築士の登録番号（法人の代表者を除く）<br>・担当者の住所<br>・担当者の印影（市職員及び法人の代表者を除く）<br>・上記以外の個人の印影（市職員を除く）<br>・法人の印影 |    |
|     |      |  |       | 2/13 | 開発行為等計画届（平成30年度 受付番号第915号、第966号、第980号、第993号、第999号、第1011号、第1023号、第1032号及び第1052号）に対応する工事着手届出書又は公共施設整備等着工届  | 非公開   | 不存在       |  |    |
| 134 | 1/31 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成30年12月29日～平成31年1月31日届出分 | 開発指導課 | 2/13 | 平成30年12月29日～平成31年1月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                      | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 135 | 2/1  | 開発行為等事前協議書の表紙<br>I-56 平成29年9月1日受付  | 開発指導課 | 2/15 | ・開発行為等事前協議書（平成29年9月1日受付 I-56）のうち、表紙<br>・事前協議変更届（平成30年10月16日受付第30号）のうち、表紙   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・開発者及び設計者の担当者の印影<br>・土地所有者の印影<br>・法人の印影  |    |
| 136 | 2/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成31年1月1日～平成31年1月31日届出分  | 開発指導課 | 2/18 | 平成31年1月1日～平成31年1月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）  | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の住所及び氏名<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 137 | 2/4  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成31年1月1日～2月4日  | 建築住宅課 | 2/18 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>（受付年月日：平成31年1月1日～平成31年2月4日）  | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 138 | 2/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものを除く。<br>平成31年1月1日～1月31日届出分                   | 開発指導課 | 2/18 | 平成31年1月1日～平成31年1月31日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものを除く。）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名及び住所<br>・個人の印影<br>・法人の印影   |    |
| 139 | 2/5  | 越谷市立保健センター建設工事（電気設備）の積算価格内訳明細書、別紙明細書、代価表、経費計算書、見積比較表   | 営繕課   |      | ※取下げ   |       |           |  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日  | 請求の内容   | 所管課       | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分   | 備考 |
|-----|------|---|-----------|------|---|-------|-----------|---|----|
| 140 | 2/6  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成31年1月16日～31年2月6日   | 建築住宅課     | 2/20 | 建設リサイクル法解体届出等 台帳<br>(受付年月日：平成31年1月16日～平成31年2月6日)  | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)                                   |    |
| 141 | 2/14 | 歩道整備工事(市道2262号線)、道路舗装工事(市道90580号線)、道路補修工事(市道20573号線)<br>(金入り設計書一式・交通誘導員算出根拠)  | 道路建設課     | 2/26 | ・平成30年度 道路舗装工事(市道90580号線)設計書<br>・平成30年度 道路補修工事(市道20573号線)設計書  | 公開    |           |   |    |
|     |      |   |           |      | 平成30年度 歩道整備工事(市道2262号線)設計書  | 部分公開  | 第7条第2号    | 見積りを行った事業者の名称   |    |
| 142 | 2/14 | 区画線設置工事(ゾーン30)(市道20573号線外3路線)<br>(金入り設計書一式・交通誘導員算出根拠)   | 道路総務課     | 2/26 | 平成30年度 区画線設置工事(ゾーン30)(市道20573号線外3路線)設計書   | 公開    |           |   |    |
| 143 | 2/20 | 土地売買契約書<br>(場所等特定)  | 土地開発公社事務局 | 2/28 | 土地売買契約書<br>(契約日：昭和62年4月25日)<br>(場所等特定)  | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 144 | 2/21 | 第二学校給食センターにおける服務規律とその徹底のための取組みを示す文書   | 教育総務課     | 3/1  | 「越谷市立第二学校給食センターにおける服務規律を示す文書」   | 非公開   | その他       | 対象文書は、「越谷市職員服務規程」が該当し、一般に公開している越谷市例規集により閲覧可能なことから、本条例の対象となる「公文書」に該当しないため。 |    |
|     |      |   | 給食課       | 3/1  | 「越谷市立第二学校給食センターにおける服務規律とその徹底のための取組みを示す文書」<br>(学校教育部給食課が独自に定めているもの)  | 非公開   | 不存在       |   |    |
| 145 | 2/21 | 第二学校給食センターにおける服務規律とその徹底のための取組みを示す文書   | 人事課       | 3/4  | ・法令遵守の徹底について(通知)(通知日：平成20年8月29日)<br>・服務規律の徹底について(通知)(通知日：平成20年11月6日)<br>・服務規律の確保について(通知)計10件(日時等特定)<br>・綱紀肅正について(通知)(通知日：平成24年8月17日)<br>・服務規律及び法令遵守の徹底について(通知)(通知日：平成28年12月20日) | 公開    |           |   |    |
| 146 | 2/28 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)のうち、近隣住民への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く)<br>平成31年2月1日～平成31年2月28日届出分 | 開発指導課     | 3/13 | 平成31年2月1日～平成31年2月28日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く)<br>(※別紙がある場合は別紙を含む)   | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影  |    |

表6 情報公開請求 処理状況一覧

| 番号  | 受付日  | 請求の内容  | 所管課   | 決定日  | 対象公文書   | 決定の内容 | 非公開の理由    | 非公開部分  | 備考 |
|-----|------|--|-------|------|---|-------|-----------|--|----|
| 147 | 3/1  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものを除く。<br>平成31年2月1日～2月28日届出分                 | 開発指導課 | 3/15 | 平成31年2月1日～平成31年2月28日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（100㎡（開発面積）未満のもの。駐車場、資材置場のものを除く。）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）    | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・開発者の担当の氏名<br>・土地の登記事項証明書で確認できない個人の氏名、住所<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の電話番号<br>・届出者の担当の印影<br>・法人の印影 |    |
| 148 | 3/4  | 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。<br>平成31年2月1日～平成31年2月28日届出分   | 開発指導課 | 3/25 | 平成31年2月1日～平成31年2月28日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分<br>（※別紙がある場合は別紙を含む）                                     | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・開発者の担当の氏名<br>・土地の登記事項証明書で確認できない個人の氏名、住所<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の電話番号<br>・届出者の担当の印影<br>・法人の印影 |    |
| 149 | 3/6  | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>受付年月日：平成31年2月7日～31年2月28日  | 建築住宅課 | 3/12 | 建設リサイクル法解体届出等台帳<br>（受付年月日：平成31年2月7日～平成31年2月28日）   | 部分公開  | 第7条第1号    | ・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）<br>・個人の電話番号  |    |
| 150 | 3/18 | 自動交付機の廃止に関する件  | 市民課   | 3/22 | 越谷市印鑑条例の一部改正及び住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について（伺い）（平成29年12月13日決裁）  | 公開    |           |  |    |
| 151 | 3/19 | 越谷市まちの整備に関する条例第17条の規定により届出された開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）のうち、近隣住民への周知が必要なもの。ただし申請の目的が専用住宅のもの、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く。<br>平成31年3月1日～平成31年3月19日届出分 | 開発指導課 | 3/29 | 平成31年3月1日～平成31年3月19日届出分<br>開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）<br>（※別紙がある場合は別紙を含む） | 部分公開  | 第7条第1号第4号 | ・個人の電話番号<br>・届出者の担当の氏名<br>・個人の印影（土地所有者を除く）<br>・土地所有者の印影                                    |    |
| 152 | 3/29 | 公園等管理委託（鷺高第五公演外13か所）<br>（4302000019）<br>上記委託の金入設計書   | 公園緑地課 | 4/10 | 平成30年度公園等管理委託（鷺高第五公園外13か所）設計書   | 公開    |           |  |    |

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成30年度末の届出件数は1,642件となっています。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

#### 2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成30年度末時点の目的外利用は946件で、外部提供は772件となっています。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。

表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

(平成31年3月31日現在)

| 実施機関及び課       | 開始届出件数       | 目的外利用件数    | 外部提供件数     | 実施機関及び課        | 開始届出件数       | 目的外利用件数    | 外部提供件数     |
|---------------|--------------|------------|------------|----------------|--------------|------------|------------|
| <b>市長</b>     | <b>1,237</b> | <b>839</b> | <b>641</b> | 産業廃棄物指導課       | 17           | 1          | 0          |
| 秘書課           | 7            | 4          | 3          | 産業支援課          | 22           | 8          | 8          |
| 政策課           | 16           | 15         | 5          | 観光課            | 12           | 0          | 0          |
| 公共施設マネジメント推進課 | 10           | 4          | 2          | 農業振興課          | 42           | 26         | 5          |
| 広報広聴課         | 20           | 6          | 10         | 道路総務課          | 12           | 6          | 0          |
| 人権・男女共同参画推進課  | 17           | 0          | 8          | 道路建設課          | 25           | 31         | 8          |
| 財政課           | 6            | 0          | 0          | 治水課            | 10           | 8          | 2          |
| 行政管理課         | 6            | 2          | 1          | 下水道課           | 14           | 8          | 5          |
| 情報推進課         | 1            | 1          | 0          | 営繕課            | 3            | 5          | 0          |
| 市民税課          | 9            | 23         | 47         | 維持管理課          | 3            | 0          | 0          |
| 資産税課          | 10           | 18         | 6          | 都市計画課          | 30           | 57         | 17         |
| 収納課           | 8            | 13         | 14         | 市街地整備課         | 21           | 12         | 13         |
| 法務課           | 5            | 0          | 4          | 公園緑地課          | 13           | 5          | 1          |
| 総務課           | 12           | 0          | 10         | 開発指導課          | 6            | 6          | 2          |
| 人事課           | 17           | 2          | 12         | 建築住宅課          | 38           | 18         | 12         |
| 安全衛生管理課       | 14           | 4          | 6          | 市立病院庶務課        | 62           | 3          | 17         |
| 契約課           | 11           | 1          | 2          | 市立病院医事課        | 43           | 4          | 26         |
| 工事検査課         | 3            | 0          | 3          | 出納課            | 6            | 0          | 0          |
| 庁舎管理課         | 13           | 1          | 1          | 消防本部総務課        | 9            | 3          | 3          |
| 市民活動支援課       | 29           | 1          | 8          | 消防本部予防課        | 21           | 5          | 4          |
| 危機管理課         | 19           | 8          | 5          | 消防本部警防課        | 8            | 0          | 0          |
| くらし安心課        | 31           | 4          | 15         | 消防本部救急課        | 3            | 0          | 0          |
| 市民課           | 31           | 18         | 20         | 消防本部指令課        | 6            | 2          | 1          |
| 北部出張所         | 0            | 0          | 0          | 消防署本署          | 7            | 1          | 4          |
| 南部出張所         | 0            | 0          | 0          | <b>議会</b>      | <b>21</b>    | <b>0</b>   | <b>9</b>   |
| 福祉推進課         | 34           | 16         | 15         | <b>教育委員会</b>   | <b>253</b>   | <b>63</b>  | <b>73</b>  |
| 福祉指導監査課       | 1            | 0          | 0          | 教育総務課          | 11           | 23         | 7          |
| 生活福祉課         | 14           | 64         | 61         | 生涯学習課          | 96           | 11         | 31         |
| 障害福祉課         | 58           | 62         | 47         | スポーツ振興課        | 26           | 0          | 12         |
| 地域包括ケア推進課     | 18           | 20         | 12         | 図書館            | 25           | 0          | 0          |
| 介護保険課         | 25           | 27         | 19         | 学校管理課          | 11           | 1          | 1          |
| 子育て支援課        | 65           | 157        | 44         | 学務課            | 45           | 21         | 15         |
| 子ども育成課        | 28           | 37         | 14         | 指導課            | 19           | 2          | 5          |
| 青少年課          | 29           | 6          | 5          | 給食課            | 5            | 2          | 0          |
| 地域医療課         | 16           | 5          | 8          | 教育センター         | 15           | 3          | 2          |
| 市民健康課         | 31           | 25         | 15         | <b>選挙管理委員会</b> | <b>25</b>    | <b>7</b>   | <b>10</b>  |
| 国民健康保険課       | 50           | 44         | 55         | <b>監査委員</b>    | <b>3</b>     | <b>1</b>   | <b>2</b>   |
| 保健総務課         | 29           | 17         | 4          | <b>公平委員会</b>   | <b>4</b>     | <b>2</b>   | <b>1</b>   |
| 生活衛生課         | 50           | 1          | 7          | <b>農業委員会</b>   | <b>36</b>    | <b>17</b>  | <b>13</b>  |
| 衛生検査課         | 0            | 0          | 0          | 固定資産評価審査委員会    | 2            | 1          | 0          |
| 環境政策課         | 35           | 18         | 18         | 土地開発公社         | 20           | 11         | 10         |
| リサイクルプラザ      | 26           | 6          | 7          | 施設管理公社         | 41           | 5          | 13         |
|               |              |            |            | <b>合計</b>      | <b>1,642</b> | <b>946</b> | <b>772</b> |



### 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成30年度の開示請求の件数は39件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は114文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示を除いた開示率は100%となっています。

また、課別の処理状況は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

| 実施機関        | 請求件数 | 処理件数 | 処理状況 |      |     |     |           |     |     | 取下げ |
|-------------|------|------|------|------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
|             |      |      | 開示   | 部分開示 | 不開示 |     |           |     |     |     |
|             |      |      |      |      |     | 不開示 | 存否<br>不回答 | 不存在 | その他 |     |
| 市長          | 38   | 54   | 22   | 22   | 10  | 0   | 0         | 10  | 0   | 0   |
| 教育委員会       | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 選挙管理委員会     | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 公平委員会       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 監査委員        | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 農業委員会       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 固定資産評価審査委員会 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 議会          | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 土地開発公社      | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 施設管理公社      | 0    | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 合計          | 39   | 56   | 23   | 23   | 10  | 0   | 0         | 10  | 0   | 0   |

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

| 実施機関   | 処理状況           |                  |                 | 合計<br>公文書数 |
|--------|----------------|------------------|-----------------|------------|
|        | 開示決定した<br>公文書数 | 部分開示決定<br>した公文書数 | 不開示決定し<br>た公文書数 |            |
| 市長     | 76             | 36               | 0               | 112        |
| 教育委員会  | 1              | 1                | 0               | 2          |
| 合計公文書数 | 77             | 37               | 0               | 114        |

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 課別の処理状況

| 課名           | 請求件数 | 処理件数 | 処理状況 |      |     |     |           |     |     | 取下げ |
|--------------|------|------|------|------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|
|              |      |      | 開示   | 部分開示 | 不開示 |     |           |     |     |     |
|              |      |      |      |      |     | 不開示 | 存否<br>不回答 | 不存在 | その他 |     |
| 広報広聴課        | 2    | 2    | 2    | 0    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 人権・男女共同参画推進課 | 5    | 6    | 1    | 5    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 収納課          | 2    | 3    | 2    | 0    | 1   | 0   | 0         | 1   | 0   | 0   |
| くらし安心課       | 2    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 市民課          | 13   | 18   | 6    | 5    | 7   | 0   | 0         | 7   | 0   | 0   |
| 生活福祉課        | 1    | 3    | 1    | 1    | 1   | 0   | 0         | 1   | 0   | 0   |
| 介護保険課        | 8    | 14   | 8    | 5    | 1   | 0   | 0         | 1   | 0   | 0   |
| 生活衛生課        | 1    | 2    | 1    | 1    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 公園緑地課        | 1    | 1    | 0    | 1    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |
| 建築住宅課        | 2    | 2    | 0    | 2    | 0   | 0   | 0         | 0   | 0   | 0   |

表 1 0 課別の処理状況

| 課名   | 請求<br>件数 | 処理<br>件数 | 処理状況 |          |             |             |                       |             |             |             |
|------|----------|----------|------|----------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|
|      |          |          | 開示   | 部分<br>開示 | 不<br>開<br>示 |             |                       |             |             | 取<br>下<br>げ |
|      |          |          |      |          |             | 不<br>開<br>示 | 存<br>否<br>不<br>回<br>答 | 不<br>存<br>在 | そ<br>の<br>他 |             |
| 指導課  | 1        | 2        | 1    | 1        | 0           | 0           | 0                     | 0           | 0           | 0           |
| 蒲生分署 | 1        | 1        | 0    | 1        | 0           | 0           | 0                     | 0           | 0           | 0           |
| 合計   | 39       | 56       | 23   | 23       | 10          | 0           | 0                     | 10          | 0           | 0           |

※1件の請求で複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表8）と課別の請求件数は一致しません。

#### 4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表 1 1 不開示又は部分開示の理由

| 理 由                         | 件 数 |
|-----------------------------|-----|
| 開示請求者以外の者に関する情報（第15条第1号）    | 9   |
| 個人の評価、相談、指導等に関する情報（第15条第2号） | 0   |
| 国等との協力関係等に関する情報（第15条第3号）    | 0   |
| 公共の安全等に関する情報（第15条第4号）       | 12  |
| 審議、検討又は協議に関する情報（第15条第5号）    | 0   |
| 事務又は事業に関する情報（第15条第6号）       | 9   |
| 法令秘情報（第15条第7号）              | 0   |
| 存否不回答（第18条）                 | 0   |
| 文書不存在                       | 10  |
| 合 計                         | 40  |

※1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

#### 5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表12のとおりです。

#### 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成30年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容  | 所管課          | 決定日  | 対象保有個人情報  | 決定の内容 | 不開示の理由     | 不開示部分                                   | 備考 |
|----|------|--|--------------|------|---|-------|------------|---|----|
| 1  | 4/4  | 住民移動届、印鑑登録申請書、住民票請求書、印鑑証明書の請求書（現存しているもの）   | 市民課          | 4/18 | 住民票の写し等の請求書（日付特定）<br>市民カード申請書（日付特定）                               | 開示    |            |   |    |
|    |      |  |              |      | 住所異動届（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第1号第4号 | 開示請求者以外の者の旅券の写し及び印影                     |    |
|    |      |  |              |      | 印鑑証明の申請書  | 非開示   | 不存在        |   |    |
| 2  | 5/7  | 相談記録簿  | 人権・男女共同参画推進課 | 5/16 | 新規相談受付票（日付特定）   | 開示    |            |   |    |
|    |      |  |              |      | 相談記録簿（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第6号オ   | 市職員、相談支援員及び関係機関担当者の氏                    |    |
| 3  | 5/23 | 相談記録簿  | 人権・男女共同参画推進課 | 6/1  | 相談記録簿（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第6号オ   | 支援に関わる者の氏                               |    |
| 4  | 5/24 | 建築基準法第86条の2第1項の規定による認定に係る建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号に規定する建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面のうち請求者本人が記載されている部分 | 建築住宅課        | 6/7  | 一団地認定についての文書（日付特定）のうち、建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面（請求者が記載されている部分） | 部分開示  | 第15条第1号    | 開示請求者以外の住民の住所・氏名                        |    |
| 5  | 5/24 | 建築基準法第86条の2第1項の規定による認定に係る建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号に規定する建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面のうち請求者本人が記載されている部分 | 建築住宅課        | 6/7  | 一団地認定についての文書（日付特定）のうち、建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面（請求者が記載されている部分） | 部分開示  | 第15条第1号    | 開示請求者以外の住民の住所・氏名                        |    |
| 6  | 5/30 | 戸籍の請求書   | 市民課          | 6/11 | 戸籍証明書等の請求書（日付特定）  | 開示    |            |   |    |
|    |      |  |              |      | 戸籍証明書等の請求書（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第1号第4号 | ・代理人の氏名、住所並びに勤務先の名称、住所及び電話番号<br>・委任者の印影 |    |
| 7  | 6/1  | 相談記録簿  | 人権・男女共同参画推進課 | 6/13 | 相談記録簿（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第6号オ   | ・相談員の所見及び評価等の部分<br>・相談員の氏               |    |
| 8  | 6/1  | 市民相談記録   | くらし安心課       | 6/14 | 市民相談カード（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第6号オ   | 相談員の印影                                  |    |
| 9  | 6/6  | 市長へのファクス   | 広報広聴課        | 6/12 | 市長への手紙等受付カード（日付特定）のうち、表紙及び市長の回答文                                  | 開示    |            |   |    |

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日  | 請求の内容   | 所管課    | 決定日  | 対象保有個人情報  | 決定の内容 | 不開示の理由   | 不開示部分     | 備考 |
|----|------|---|--------|------|---|-------|----------|-----------|----|
| 10 | 6/7  | 事故報告書及び写真   | 指導課    | 6/19 | 事故報告書   | 開示    |          |           |    |
|    |      |   |        |      | 校内写真（日付等特定）   | 部分開示  | 第15条第1号  | 個人の画像     |    |
| 11 | 6/18 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 市民課    | 7/2  | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 非開示   | 不存在      |           |    |
| 12 | 6/25 | 市長へのファクス  | 広報広聴課  | 7/4  | 市長への手紙等受付カード（日付特定）のうち、表紙及び市長の回答文                                    | 開示    |          |           |    |
| 13 | 7/2  | 要介護認定の書類  | 介護保険課  | 7/9  | ・要介護認定状況<br>・認定調査票（日付特定）  | 開示    |          |           |    |
|    |      |   |        |      | 主治医意見書（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第4号  | 主治医の印影    |    |
| 14 | 7/10 | 要介護認定の書類  | 介護保険課  | 7/23 | ・要介護認定状況（日付特定）<br>・認定調査票（日付特定）<br>・主治医意見書（日付特定）                     | 開示    |          |           |    |
|    |      |   |        |      | 主治医意見書（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第4号  | 主治医の印影    |    |
| 15 | 7/13 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 市民課    | 7/24 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 非開示   | 不存在      |           |    |
| 16 | 7/18 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 市民課    | 7/30 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 非開示   | 不存在      |           |    |
| 17 | 7/18 | 住民票と戸籍の請求書（現存するもの）  | 市民課    | 7/27 | 住民票、戸籍の請求書  | 非開示   | 不存在      |           |    |
| 18 | 7/20 | 住民票、戸籍、印鑑証明の請求書（本人が請求したもの）  | 市民課    | 8/3  | ・印鑑登録証明書交付申請書（日付特定）<br>・住民票の写し等の請求書（日付特定）<br>・戸籍証明書等の請求書（日付特定）      | 開示    |          |           |    |
|    |      |   |        |      | 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第4号  | 司法書士の印影   |    |
| 19 | 7/20 | 要介護認定に係る認定調査票、主治医意見書及び要介護認定判定結果                                     | 介護保険課  | 8/1  | ・要介護認定履歴<br>・認定調査票（日付特定）<br>・主治医意見書（日付特定）                           | 開示    |          |           |    |
|    |      |   |        |      | 主治医意見書（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第4号  | 主治医の自署    |    |
| 20 | 7/24 | 消費生活センターの相談記録   | くらし安心課 | 8/7  | 消費生活相談情報（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第6号オ | 相談員の所見の部分 |    |

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日   | 請求の内容  | 所管課          | 決定日   | 対象保有個人情報   | 決定の内容 | 不開示の理由      | 不開示部分  | 備考 |
|----|-------|--|--------------|-------|--|-------|-------------|--|----|
| 21 | 8/3   | 介護認定の履歴、主治医意見書、認定調査票   | 介護保険課        | 8/17  | ・要介護認定履歴<br>・認定調査票（日付特定）   | 開示    |             |  |    |
|    |       |  |              |       | 主治医意見書（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第4号     | 主治医の自署                                       |    |
| 22 | 8/16  | 印鑑登録申請書  | 市民課          | 8/27  | 市民カード申請書   | 開示    |             |  |    |
| 23 | 8/20  | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（H29年度以降のもの） | 市民課          | 8/28  | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（H29年度以降のもの） | 非開示   | 不存在         |  |    |
| 24 | 8/31  | 救急活動記録票  | 蒲生分署         | 9/13  | 救急活動記録票（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第1号第6号オ | ・通報者の電話番号<br>・警察職員の氏名                        |    |
| 25 | 10/1  | 相談記録簿  | 人権・男女共同参画推進課 | 10/12 | 相談記録簿（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第6号オ    | ・相談員の所見及び評価等の部分<br>・支援に関わる市職員及び関係機関担当者が分かる部分 |    |
| 26 | 10/2  | 犬の登録原本（原簿）   | 生活衛生課        | 10/10 | 犬原簿（番号、日付特定）   | 開示    |             |  |    |
|    |       |  |              |       | 犬原簿（番号、日付特定）   | 部分開示  | 第15条第1号     | 電話番号   |    |
| 27 | 10/15 | 戸籍謄本等の交付について   | 市民課          | 10/17 | 戸籍謄本等の交付について（申請）   | 開示    |             |  |    |
| 28 | 10/30 | 平成30年度国民健康保険税の納付済通知書のすべて（バーコード付）                                     | 収納課          | 11/12 | 国民健康保険税領収済通知書（期特定）   | 開示    |             |  |    |
|    |       |  |              |       | 国民健康保険税領収済通知書（期特定）   | 非開示   | 不存在         |  |    |
| 29 | 10/30 | 平成30年度介護保険料納付済通知書のすべて（バーコード付き）                                       | 介護保険課        | 11/13 | 介護保険料納付済通知書（期特定）   | 開示    |             |  |    |
|    |       |  |              |       | 介護保険料納付済通知書（期特定）   | 非開示   | 不存在         |  |    |

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

| 番号 | 受付日   | 請求の内容   | 所管課          | 決定日   | 対象保有個人情報   | 決定の内容 | 不開示の理由         | 不開示部分  | 備考 |
|----|-------|---|--------------|-------|--|-------|----------------|--|----|
| 30 | 11/16 | 平成30年4月1日から平成30年10月31日までの私に関する生活保護のケース記録すべて                         | 生活福祉課        | 11/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入申告書（日付特定）</li> <li>・資産報告書（日付特定）</li> <li>・生活保護法による保護変更申請書（日付特定）</li> <li>・保護決定（変更）通知書</li> <li>・保護決定調書（日付特定）</li> <li>・生活保護法第63条返還金決定調書（日付特定）</li> <li>・保護台帳（日付特定）</li> <li>・契約証書（日付特定）</li> </ul> | 開示    |                |  |    |
|    |       |   |              |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養届書（日付特定）</li> <li>・預貯金照会（日付特定）</li> <li>・生命保険照会（日付特定）</li> <li>・ケース記録（日付特定）</li> </ul>   | 部分開示  | 第15条第1号第4号第6号オ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行員の氏名及び銀行員を特定できる情報</li> <li>・個人、法人の印影</li> <li>・担当員の所見に関する部分</li> </ul> |    |
|    |       |   |              |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動状況申告書</li> <li>・訪問計画基礎台帳</li> <li>・生活指導記録表</li> <li>・ケース診断会議票</li> <li>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）一式</li> </ul>  | 非開示   | 不存在            |  |    |
| 31 | 11/19 | 平成30年度 国保税領収済通知書（10期分）  | 収納課          | 11/30 | 国民健康保険税領収済通知書  | 開示    |                |  |    |
| 32 | 11/19 | 介護保険料納付済通知書（10期分）   | 介護保険課        | 11/30 | 介護保険料納付済通知書  | 開示    |                |  |    |
| 33 | 11/30 | 土地売買契約書   | 公園緑地課        | 12/10 | 土地売買契約書（日付等特定）   | 部分開示  | 第15条第4号        | 対償地提供者の印影  |    |
| 34 | 12/13 | 要介護認定履歴・認定調査票・主治医意見書  | 介護保険課        | 12/27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定履歴</li> <li>・認定調査票（日付特定）</li> </ul>   | 開示    |                |  |    |
|    |       |   |              |       | 主治医意見書（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第4号        | 主治医の自署   |    |
| 35 | 12/28 | 越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る） | 市民課          | 1/9   | 戸籍証明書等の請求書（日付特定）   | 部分開示  | 第15条第1号第4号     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の氏名、住所、生年月日</li> <li>・代理人、請求者の印影</li> </ul>                           |    |
| 36 | 2/13  | 要介護認定履歴   | 介護保険課        | 2/22  | 要介護認定履歴  | 開示    |                |  |    |
| 37 | 2/21  | 六業士からの住民票、戸籍等の請求書   | 市民課          | 3/6   | 住民票の写し、戸籍等の請求書（日付特定。六業士から請求のあったもの。旧姓含む。）   | 非開示   | 不存在            |  |    |
| 38 | 3/27  | 住民票の請求書（本人通知対象を除く）  | 市民課          | 4/9   | 住民票の写し等の請求書（日付特定）  | 開示    |                |  |    |
|    |       |   |              |       | 住民票の写し等職務上請求書  | 部分開示  | 第15条第4号        | 請求者の印影   |    |
| 39 | 3/29  | 相談記録簿   | 人権・男女共同参画推進課 | 4/9   | 相談記録簿（日付特定）  | 部分開示  | 第15条第6号オ       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員の所見の部分</li> <li>・支援に関わる市職員及び関係機関担当者の氏</li> </ul>                      |    |

## 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する処分や不作為について審査請求があった場合、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています(表13)。

表13 審査会委員

(平成31年3月31日現在)

| 氏名            | 備考     |
|---------------|--------|
| 会長 右崎 正博      | 大学名誉教授 |
| 会長職務代理者 吉村 総一 | 弁護士    |
| 松浦 麻里沙        | 弁護士    |

### 2 審査請求の処理状況

平成30年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度(情)に関わるものが2件、個人情報保護制度(個)に関わるものが3件ありました。

審査請求の処理状況は、表14のとおりです。

表14 審査請求の処理状況

| 事案番号        | 処分の概要  | 審査請求日    | 諮問日       | 答申内容                  |
|-------------|--|----------|-----------|-----------------------|
|             |  | 所管課      | 答申日       |                       |
| 16<br>(情)   | 入札記録書についての部分公開決定                                   | H30.2.13 | H30.3.19  | 非公開部分のうち、一部を公開することが妥当 |
|             |  | 庁舎管理課    | H30.6.25  |                       |
| 17<br>(情)   | 越谷市情報公開・個人情報保護審議会の公募委員の応募者が提出した作文等についての非公開決定       | H30.7.13 | H30.9.5   | 決定は妥当                 |
|             |  | 総務課      | H30.11.13 |                       |
| 18<br>(個)   | 直近7年間の国民健康保険税の納付履歴一覧、44桁のバーコード番号、収納消込データについての不開示決定 | H30.5.30 | H30.10.9  | 決定は妥当                 |
|             |  | 収納課      | H31.2.20  |                       |
| 19<br>(個)   | 直近7年間の市民税、固定資産税の納付済通知書についての開示決定及び不開示決定             | H30.5.30 | H30.10.9  | 決定は妥当                 |
|             |  | 収納課      | H31.2.20  |                       |
| 20-1<br>(個) | 国民健康保険税の領収済通知書及び収納消込データ、越谷市市税督促状兼領収済通知書についての開示決定   | H30.5.30 | H30.10.9  | 決定は妥当                 |
|             |  | 収納課      | H31.2.20  |                       |
| 20-2<br>(個) | 国民健康保険税の納付履歴一覧及び収納消込データについての部分開示決定                 | H30.5.30 | H30.10.9  | 不開示部分のうち、一部を開示することが妥当 |
|             |  | 収納課      | H31.2.20  |                       |
| 20-3<br>(個) | 国民健康保険税の領収済通知書、納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データについての不開示決定 | H30.5.30 | H30.10.9  | 決定は妥当                 |
|             |  | 収納課      | H31.2.20  |                       |

### 3 審査会の開催状況

平成30年度の審査会の開催状況は、表15のとおりです。（15回開催）

表15 審査会の開催状況

|      | 開催日         | 主な内容                               |
|------|-------------|------------------------------------|
| 第1回  | 平成30年 4月16日 | 16号事案（前年度諮問）の審査                    |
| 第2回  | 平成30年 5月10日 | 16号事案の審査<br>実施機関による口頭理由説明の聴取       |
| 第3回  | 平成30年 5月28日 | 16号事案の審査                           |
| 第4回  | 平成30年 6月12日 | 16号事案の審査                           |
| 第5回  | 平成30年 6月25日 | 16号事案の審査、答申                        |
| 第6回  | 平成30年 9月20日 | 17号事案の審査                           |
| 第7回  | 平成30年10月10日 | 17号事案の審査<br>実施機関による口頭理由説明の聴取       |
| 第8回  | 平成30年10月29日 | 17号事案の審査                           |
| 第9回  | 平成30年11月13日 | 17号事案の審査、答申<br>18号～20-3号事案の審査      |
| 第10回 | 平成30年11月27日 | 18号～20-3号事案の審査                     |
| 第11回 | 平成30年12月18日 | 18号～20-3号事案の審査<br>実施機関による口頭理由説明の聴取 |
| 第12回 | 平成31年 1月 9日 | 18号～20-3号事案の審査                     |
| 第13回 | 平成31年 1月23日 | 18号～20-3号事案の審査                     |
| 第14回 | 平成31年 2月 6日 | 18号～20-3号事案の審査                     |
| 第15回 | 平成31年 2月20日 | 18号～20-3号事案の審査、答申                  |



## 4 審査会答申

### 答 申 (第16号)

#### 第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第6条に基づき、平成29年11月13日付けで審査請求人は「H28年11月11日庁舎管理課発注の片袖机、脇机に関する起案書から支出命令書までの一連の関係書類、とりわけ積算基礎となったカタログの写しも含む」に係る公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、「入札記録書（契約番号4283002388 実施日：平成28年11月11日）」ほか3件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件条例第7条第2号、第4号及び第6号イに該当する情報が含まれているとして、本件条例第11条第2項に基づき、平成29年11月28日付け越庁第62号により行った公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）に係る非公開部分のうち、「入札記録書（契約番号4283002388 実施日：平成28年11月11日）」の予定価格欄に記録された数値情報（以下、単に「予定価格」という。）は、本件条例第7条第6号イ所定の非公開情報に該当しないと考えられるため、公開することが妥当であると判断する。

#### 第2 審査請求の経緯

審査請求人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成29年11月13日付け公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、実施機関は、本件公文書に記録された法人の口座情報、法人の印影及び予定価格について、それぞれ本件条例第7条第2号、第4号及び第6号イ所定の非公開情報が含まれているとして、公開しないとする公文書部分公開決定を行った。

本件審査請求は、本件部分公開決定の一部を取り消し、予定価格の公開を求めてなされたものである。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年2月13日付けの審査請求書、同年5月1日付けの反論書及び同年5月28日に行われた審査請求人による口頭意見陳述の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、以下の理由により、本件部分公開決定の一部を取り消し、予定価格の公開を求めるものである。

- (1) 予定価格の非公開理由として、「契約金額を決定する基準に関する記録であって、これを公開すると、見積書等の徴取の際の執行予定額が推察されてしまい、安易に公開された金額等を用いて見積書を提出するなど、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐことが困難となり、入札及び契約事務の公正かつ適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるため」としているのは、大きな誤りである。
- (2) 契約金額を決定する基準として、A社9,219,096円、B社9,343,728円の参考見積価格を事前に徴取し、安値を付けたA社の9,219,096円を予算執行伺書作成時の予定金額とした。そして入札に当たっては、入札応札者6者の中に、A社、B社が含まれていた。このことから、この2者には、予定価格が事前に推察される状態となっていた。
- (3) この件については、最低入札価格が設定されておらず、予定価格は1円から9,219,096円の間で設定されたはずである。予定価格の設定に当たっては、上限の参考見積価格の何パーセントに設定するか基準が庁内で決められていれば、その基準に従って設定され、その基準がなければ、その都度設定されるはずである。

- (4) 予定価格は、一連の予算執行に当たっての一通過基準であって、これを非公開にしなければ、公平な入札制度が維持できないとするのは誤りである。今回の予定価格の設定がその都度設定ということならばなおさらである。
- (5) 参考見積価格を徴取した時点で予定価格が推察され、そのことが他社との入札の競争において、有利な立場に立ち得る応札者が存在するということが問題だといえる。
- (6) 予定価格を事後に公開したからといって、本件の契約になんら影響を及ぼさないにもかかわらず、これを非公開にすることによって、予算執行全体に対する市民の側の不信を増大させ、入札制度に対する信頼を失わせることになった。
- (7) 本件の予算執行は、物品の購入で、参考見積価格の徴取時において、事務機器メーカーを指定し、カタログによる価格が事前に判明した上での参考見積徴取であった。したがって、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防止するために非公開にしたという理由は成り立たない。本件契約に当たっては、指名競争入札制度によるものであり、一般公開入札制度ではなく、今回、応札した6者については、市から指定された事務機器メーカーの品番に基づいた価格で入札しており、非公開の理由とする「積算能力が不十分な業者」には当たらない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

平成29年11月28日付け越庁第62号の公文書部分公開決定通知書、平成30年4月9日付け越庁第119号の弁明書及び同年5月10日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 本件処分において、非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）については、本件対象公文書の内容、性質等を踏まえ、本件条例第7条各号に規定する非公開情報の該当性のほか、本件条例第9条に規定する裁量的公開の可能性も含めて検討し決定したところであり、本件非公開部分のうち、予定価格を非公開とした理由は次のとおりである。
- (2) 予定価格は、競争入札の落札金額を決定するための基準となる価格であり、地方自治法第234条第3項において、普通地方公共団体は、競争入札に付する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする規定され、予定価格は、実質的に契約予定金額の上限としての性質を有するものとなっている。
- (3) このような性質を有する予定価格を公表した場合、工事に係る入札においては、公開された予定価格をその後に実施される工事の入札における予定価格を推測するための参考にしようとしても、工事の種類が多様多様であることや、同種工事であっても工事の対象、目的、工期、地域等の個別的事情が工事ごとにそれぞれ異なることなどから、その推測には自ら限界があり、入札参加者に対して見積努力を損なわせることはないと考えられる。
- (4) 一方、本件物品購入に係る入札においては、性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが想定されるので、契約締結後であっても予定価格を公開した場合、これに基づき次年度以降の予定価格が相当の精度をもって推測することが可能となり、結果として、入札参加者の見積努力を損なわせ、独自に見積りをせず予定価格と同額又はこれに極めて近似した金額で入札することを可能とし、落札額が高止まりするおそれがあること、また、談合等の不正行為が一層容易に行われる可能性が高まるなど、入札事務の公正や円滑な執行に支障が生じ、その影響として最も有利な契約締結が阻害され、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、契約締結後であっても予定価格を非公開としたところである。
- (5) 東京高等裁判所平成19年1月24日判決及び札幌高等裁判所平成19年5月25日判決において、同様の趣旨の判断がされていることを付言する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求は、「H28年11月11日庁舎管理課発注の片袖机、脇机に関する起案書から支出命令書までの一連の関係書類、とりわけ積算基礎となったカタログの写しを含む」についてなされた。

実施機関は、本件公開請求に対して、

「予算執行伺書（伝票番号 0033933-000 決裁日：平成28年9月30日）」、

「入札記録書（契約番号 4283002388 実施日：平成28年11月11日）」、

「支出負担行為書（伝票番号 0033933-000 決裁日：平成28年11月14日）」、

「支出命令書（伝票番号 0033933-000 決裁日：平成29年2月14日）」

の4文書を本件公開請求に係る対象公文書として特定した。

### 2 実施機関による本件部分公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った本件部分公開決定とその理由は、次のとおりである。

対象となる公文書に記録された情報のうち、法人の口座情報、法人の印影及び予定価格については公開しない。

法人の口座情報は、法人の金融機関との取引等に関する情報であり、法人の内部管理情報であって、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することとなるため、本件条例第7条第2号所定の非公開情報に該当する。

法人の印影は、公開することにより書類の偽造等の犯罪被害を受けるおそれがあり、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められるため、本件条例第7条第4号所定の非公開情報に該当する。

そして、予定価格は、これを公開すると、見積書等の徴取の際の執行予定額が推察されてしまい、安易に公開された金額等を用いて見積書を提出するなど、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐことが困難となり、入札及び契約事務の公正かつ適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるため、本件条例第7条第6号イ所定の非公開情報に該当する。

また、実施機関は平成30年4月9日付け弁明書において、予定価格を非公開とする理由について、本件物品購入に係る入札は、性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが想定されるので、契約予定金額の上限としての性質を有する予定価格を公開した場合、次年度以降の予定価格が相当の精度をもって推測することが可能となり、落札額の高止まりや入札事務の公正や円滑な執行に支障が生じ、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから、本件条例第7条第6号イ所定の非公開情報に該当するとしている。

ただし、審査請求人は、本件部分公開決定による本件非公開部分のうち、法人の口座情報及び法人の印影を非公開とすることについては争わないとしている。したがって、当審査会は、予定価格を非公開としたことの妥当性についてのみ判断する。

### 3 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「公文書の公開を請求することができる」（第5条）と定めるとともに、実施機関（第2条第1項）に対しては、第7条各号に掲げられた非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条）。

#### 4 本件条例第7条第6号イの趣旨・目的

(1) 上記のように、実施機関は、原則として公開請求に係る公文書を公開する義務を負うが、他方で、実施機関の保有する公文書の中には、公開すると個人や法人等の利益を害したり公正な行政運営を阻害したりするものなどがあり、公開されることの利益と公開されないことの利益は、それぞれが適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。そのため、本件条例第7条は、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が含まれていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないとした。

(2) 本件公開請求において該当するとされた本条第6号イの趣旨は、次のとおりである。

本条第6号は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。本号アからオまでに列挙された事務又は事業は、公開することにより公正な行政運営を阻害する情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。

(3) 以上を前提に、実施機関が本号に該当すると判断して非公開とした部分の判断の妥当性について検討することとする。

なお、当審査会は、本件審査請求を審査するにあたって、争いとなっている予定価格が記録されている「入札記録書（契約番号 4283002388 実施日：平成28年1月11日）」を見分している。

#### 5 本件審査請求に係る本件部分公開決定の妥当性について

(1) 指名競争入札を行う場合の手順の概要

越谷市においては、物品購入等指名競争入札を行う場合の手順の概要は次のとおりである。

- ① 購入物品の仕様書を作成し、注文内容を明らかにする。
- ② 複数の業者に対して参考見積を依頼し、予定金額を設定する。
- ③ 予算執行伺書を作成し、市長又は専決権者の承認を得る。
- ④ 入札に参加する指名業者を選考し、指名通知を行う。
- ⑤ 担当者の協議により、予定価格を決定する。
- ⑥ 入札を行い、予定価格以下で最低価格を入札した者を落札者とする。
- ⑦ 支出負担行為伺書によって市長又は専決権者の承認を得た後、契約締結する。

本件審査請求に係る本件部分公開決定において非公開とされた情報は、入札記録書の予定価格である。

予定価格とは、指名競争入札にあたり、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めるものとされており（越谷市契約規則第11条第4項、第23条）、開札の結果、入札価格中予定価格以内であって最高又は最低価格の入札をなした者が落札者となる（同規則第17条 第1項、第23条）。

(2) 本件非公開部分に記録された予定価格の非公開情報該当性

① 積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐとの理由について

実施機関は、予定価格を非公開としたことの理由として、第1に、予定価格を公開すると、見積書等の徴取の際の執行予定額が推察されてしまい、安易に公開された金額等を用いて見積書を提出するなど、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐことが困難となり、入札及び契約事務の公正かつ適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると主張する。

しかし、本件公開請求の対象となった公文書に係る入札（以下「本件入札」という。）は、片袖机、脇机、ロッカーの購入であるところ、仕様書では各メーカーのカタログが添付され参考品番も指定されている。つまり、本件入札は、各メ

一カーが発売している既製品かそれと同等品の購入であり、物品の小売価格はある程度決まっている。入札に参加する業者は、メーカーの小売価格からどの程度の値引きが可能か、搬入・設置の役務をどの程度の負担で行うかを判断して入札価格を決めることとなる。

例えば、原材料の仕入れから加工までを行うような物品の購入や、特定の施設の維持管理のような非定型的な役務を委託する場合と異なり、本件入札では、物品の価格も搬入等の費用もある程度定型的に積算することが可能なものである。したがって、本件入札においては、入札に参加する業者の積算能力はほとんど問題とならないはずである。また、本件入札は指名競争入札であるから、指名業者を選考する際に、過去の実績等から積算能力が十分にあると認められる業者を指名すれば足りるということもできる。

よって、本件入札において、予定価格を公開することで、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐことが困難となり、実施機関の事務に著しい支障を生じるおそれがあるとは認められない。

② 落札額の高止まり等、入札事務の公正な執行に支障が生じるとの理由について

ア 実施機関は、第2に、本件物品購入に係る入札は、性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが想定されるので、契約予定金額の上限としての性質を有する予定価格を公開した場合、次年度以降の予定価格が相当の精度をもって推測することが可能となり、落札額の高止まりや、談合等の不正行為が行われる可能性が高まるなど、入札事務の公正や円滑な執行に支障が生じ、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがある、と主張する。

しかしながら、本件における物品購入は適正に行われ、すでに完了しており、実施機関も本件入札の事務又は事業への支障を主張しているわけではない。

したがって、実施機関の主張は、本件入札の予定価格を公開することで、将来における同種の事務の執行に支障を生じるおそれがあるとするものである。本件条例第7条第6号は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する情報を非公開情報とするが、同条同号の規定する事務又は事業に、将来の事務が含まれるかどうかは、文言上は明らかではない。この点、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも、同号の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする場合に該当するものと解される（越谷市「情報公開制度の手引」24頁）。しかし、将来の事務又は事業への影響を無制限に考慮することは、本件条例第7条が、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が含まれていない限り、公開請求に係る公文書を公開しなければならないとした趣旨に反するから、将来の事務又は事業への影響の考慮は必要最小限度にとどめることが、本件条例第7条の趣旨に合致する。

本件入札についてみると、実施機関は弁明書において、「本件物品購入に係る入札においては、性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが想定される」ため、予定価格を公開することによって次年度以降の入札事務に支障が生じるおそれがあるとする。しかし、平成30年5月10日に実施した実施機関からの意見聴取によれば、片袖机等に関しては平成22年から、ロッカーについては平成24年からの年次計画によって毎年同規模の物品購入がされていたものの、いずれの年次計画も、本件入札が行われた平成28年が最終年度とされていた。そして、平成29年以降は、片袖机等及びロッカーのいずれについても、小規模の随意契約による物品購入しか行われていない。同じような物品の購入であっても、規模が異なれば、割引率や搬入等の費用も異なる。そうすると、本件入札と基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが想定される

とまではいえないというべきである。

また、実施機関は、新施設の建設などによって本件入札と同様の物品購入が行われる可能性があることを指摘する。しかし、将来において本件入札と同様の物品購入が同規模で行われる可能性があるとしても、その時期や内容が具体的に確定していない現段階では、これを本件条例第7条第6号の事務又は事業に該当するということとはできないというべきである。

したがって、予定価格を公開することで、将来行われることが想定される同種の物品購入に支障を生じるおそれがあると認めることはできない。

イ さらに、本件部分公開決定では、予算執行伺書の予定金額、入札記録書の指名業者の入札価格は公開されている。つまり、入札に参加した業者にとって、今後同様の入札があった場合に参考にするもっとも有益な情報の一つである他の業者の入札価格が、本件部分公開決定では公開されているのである。このような状況において、予定価格のみを非公開とすることにより、落札額の高止まり等、公正な入札事務への支障を防止することができるとはいいい切れず、実施機関の主張には疑問がある。

- ③ 以上のとおり、予定価格を公開することによって落札額の高止まり等、入札事務への支障が生じるおそれがあるとは認められず、本件非公開部分に記録された予定価格は、これを公開することによって本市の財産上の利益を害する情報であるということとはできず、本件非公開部分に記録された予定価格が本件条例第7条第6号イ所定の非公開情報に該当するということとはできない。

## 6 結論

以上のとおり、本件非公開部分に記録された予定価格が本件条例第7条第6号イに該当するとした実施機関の判断は妥当でなく、予定価格は公開されるべきである。

もっとも、この判断は本件公開請求に係る諸事情を勘案して行ったものである。落札額の高止まりの可能性や、談合等の支障が生じるおそれは、入札事務については常に存在するものであるから、将来の同種の事務又は事業への支障のおそれを理由とする非公開決定が一般的に排除されるべきというものではない。しかしながら、本件においては、既製品の物品購入であったこと、年次計画の最終年度であったこと、さらに当分の間、同規模の物品購入が見込まれないこと等、本件入札に特殊の事情があったために上記の判断に至ったものである。

## 7 付言

本件条例第11条第2項は、部分公開をするときは公開請求者に対してその理由を通知しなければならない旨を定める。これは、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためである。

実施機関は、弁明書において、本市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるとの新たな理由を追加して主張した。本件では、審査請求人に反論書の提出や口頭意見陳述において反論する機会があったこと等の事情から、実施機関が行った理由の追加が本件条例第11条第2項の趣旨に反して著しく妥当性を欠くとまでは認められないが、実施機関においては、今後、非公開理由の有無について慎重かつ公正妥当な判断を行い、非公開理由を的確に示すよう要望する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|            |  |
|------------|--|
| 平成30年3月19日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。                                    |
| 平成30年3月26日 | 処分庁に対して弁明書の提出を求めた。                                     |
| 平成30年4月9日  | 処分庁から弁明書が提出された。  |
| 平成30年4月10日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。 |
| 平成30年4月16日 | 審査   |
| 平成30年5月1日  | 審査請求人から反論書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。                          |
| 平成30年5月10日 | 処分庁審査に対する意見聴取を行った。                                     |
| 平成30年5月28日 | 審査請求人による口頭意見陳述を行った。                                    |
| 平成30年6月12日 | 審査   |
| 平成30年6月25日 | 審査   |

平成30年6月25日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 右 崎 正 博 |
| 委 員 | 吉 村 総 一 |
| 委 員 | 松 浦 麻里沙 |

## 答 申 (第17号)

### 第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第6条に基づき、平成30年7月2日付けで審査請求人は「越谷市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員（任期 平成29年11月22日から2年間）の応募者全員が提出した応募用紙（作文、小論文等）の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・職業・電話番号に係る記述は、黒塗り又はマスキング可。」に係る公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、「①応募者全員の作文」及び「②応募者の住所、氏名、生年月日、電話番号が記載された書類」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件条例第7条第1号及び第6号オに該当する情報が含まれているとして、本件条例第11条第3項に基づき、平成30年7月11日付け越総第67号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、結論において妥当であると判断する。

### 第2 審査請求の経緯

審査請求人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成30年7月2日付け公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、実施機関は、本件公文書には本件条例第7条第1号及び第6号オに規定する非公開情報が記録されていると認められるためとして、本件非公開決定を行った。

本件審査請求は、本件非公開決定を取り消し、本件公文書の公開を求めてなされたものである。

### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年7月13日付けの審査請求書、同年9月25日付けの反論書の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、以下のとおりである。なお、審査請求人からは、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答を得た。

- (1) 本件公文書の公開及びその範囲については、応募者各自が自ら決定すべき内容であるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。
- (2) 処分庁は「募集要領には、作文等の個人情報は、委員の選考以外に使用しない旨を明記している。そのため、応募者は市に作文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していないと考えられる。」と主張するが、募集要領にいう委員の選考以外とは、選考期間中における外部からの圧迫、干渉になるような行為をいうものと解すべきである。
- (3) そのため、選考期間後の平成29年11月22日以降であれば、応募者全員の作文については、選考結果が確定した情報となり、著作権法第18条第3項第3号では、未公表の著作物が地方公共団体に提供された場合、著作者が別段の意思表示をした場合を除き、公表することに同意したものとみなす旨を規定していることから、作文を公開しても公表権を侵害するおそれはないものと解すべきである。
- (4) 応募者は、越谷市情報公開・個人情報保護審議会に応募するほどの意欲や知識を持っていると考えられるため、作文の内容について本件公開請求の類があった場合、本件条例第14条に基づき意見照会が行われるであろうことは、当然予想しているものと推測される。そのため、処分庁の「公開されることがあると、応募者が、一般的な意見しか記載しなくなることや、応募を躊躇する者が出ることなどの蓋然性が高まるおそれがあるからである。」という主張は是認できない。



- (5) 他の地方公共団体（千葉市、所沢市、戸田市）では、応募者が作成した作文等の部分公開を行っている。したがって、処分庁は、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。
- (6) 処分庁は、「募集要領では、作文等の個人情報、委員の選考以外に使用しない旨を明記していることから、本件処分をするに当たり意見照会は行っていない。また、本件処分に係る審査請求書の提出後も同様である。」と主張するが、他の地方公共団体（茅ヶ崎市、練馬区）では、応募者に意見照会を行っている。
- (7) 茅ヶ崎市の公開することができない理由として、「応募者に公開決定等をするに当たって、意見を求めたところ、応募者全員から公開拒否の旨の回答を受けたため。」とあり、応募者の意思を考慮に入れることは合理的であり、異論はない。また、練馬区では、公文書公開決定期間延長の理由として、「請求のあった公文書には第三者に関する情報が記録されているため、練馬区情報公開条例第14条第1項の規定に基づき、当該第三者に対し公開可否に係る意見照会を行っています。」とある。
- (8) それゆえ、応募者全員の意見照会を実施せずに行った越谷市長の公文書非公開決定は合理的でなく、他の地方公共団体の動向を把握しておらず、弁明書に係る処分庁の主張は是認できない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

平成30年7月11日付け越総第67号の公文書非公開決定通知書、平成30年9月5日付け越総第107号の弁明書及び同年10月10日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 本件非公開決定に関して、本件公文書の内容、性質等を踏まえ、本件条例第7条各号に規定する非公開情報の該当性のほか、本件条例第14条に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与、本件条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的公開も含めて検討し非公開決定をしたところであり、非公開の理由は以下のとおりである。
- (2) 応募者の作文（以下「作文」という。）は、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の委員募集に係る募集要領（以下「募集要領」という。）に規定するテーマについて、応募者が記載したものであり、記載された意見等は、応募者の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであり、それらの意見等を対社会に公開すべきかなどについては、元来、応募者自身が決すべき利益を有していると考えられる。
- (3) 募集要領には、作文等の個人情報は、委員の選考以外に使用しない旨を明記している（これは、市に提出した作文等が委員の選考以外の使用や、公開されることがあると、応募者が、一般的な意見しか記載しなくなることや、応募を躊躇する者が出ることなどの蓋然性が高まるおそれがあるからである。）。そのため、応募者は市に作文を提出するに当たり、それが後に公開されることは予想していないと考えられる。
- (4) よって、作文については、応募者が公開の可否について自ら決すべきものであるが、応募者は市に提出した作文が公開されることを予想していないことから、「通常他人に知られたくないと認められるもの」であり、本件条例第7条第1号の非公開情報に該当する。
- (5) なお、前述(2)については、作文から応募者が識別され得る部分を除いたとしても同様というべきである。このため、作文において、応募者が識別され得る部分を除いたとしても、それらは「通常他人に知られたくないと認められるもの」に変わりはないので、本件条例第7条第1号の非公開情報に該当する。
- (6) 応募者の住所、氏名、生年月日、電話番号が記載された書類については、本件条例第7条第1号の非公開情報に該当することは明らかである。
- (7) 作文は、前述(3)に基づき、応募者が識別され得る部分を除いたとしても、それらを

公開することで市に対する信頼が失われ、その結果、応募を躊躇する者が出るなど、今後の委員選考事務に支障が生じるおそれがある。よって、作文については、本件条例第7条第6号オの非公開情報にも該当する。

- (8) 応募者の住所、氏名、生年月日、電話番号が記載された書類は、前述(3)に基づき、応募者は、作文の内容だけでなく、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の公募委員に応募したことについても、後に公開されることは予想していないと考えられる。よって、これらの書類についても、前述本件条例第7条第6号オの非公開情報に該当する。
- (9) 本件条例第14条に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与については、前述(3)に基づき、本件非公開決定をするに当たり意見照会は行っていない。また、本件処分に係る審査請求書の提出後も同様である。
- (10) 本件公文書については、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の公募委員の選定という事業目的などから、本件条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行う必要性は認められない。
- (11) 以上の理由から、本件公文書には、本件条例第7条第1号及び第6号オに規定する非公開情報が記録されていると認められるため、本件非公開決定を行ったところであり、本件条例の規定に基づき適正に判断したものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求に係る公文書として実施機関により特定されたものは、「第1 審査会の結論」に記載の本件公文書であり、同公文書は、応募者5名が越谷市情報公開・個人情報保護審議会の公募委員への応募に際し、提出を求められた「市民にとっての情報公開及び個人情報保護」をテーマとした作文及び各応募者の氏名、住所、生年月日、電話番号が記載されている全9ページからなる文書である。

### 2 実施機関の本件非公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った決定は、本件公文書を全部公開しないとする決定であり、その理由としては、「本件公文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人には知られたくないと認められるものが記録されており、これを公開すると、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため。また、当該文書は公開されないことを前提に提出されたものであって、これを公開すると、応募者からの信頼が失われ、今後の審議会委員選考事務に支障が生じる恐れがあり、当該事務の適正な遂行を著しく困難にするものと認められるため。」として、本件条例第7条第1号及び第6号オに該当すると主張する。

### 3 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

これらの諸規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

#### 4 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

実施機関の保有する情報の中には、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。

本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別される得るものうち、通常他人に知られたいと認められるもの」について、また、第6号は、「実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する」もののうち、同号オとして、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報」について、それぞれ非公開情報とする旨を定めたものである。

このような基本的な考え方に基づき、実施機関が本条例第7条各号に該当するとして行った本件非公開決定の妥当性について検討する。

なお、当審査会は、本件非公開決定の妥当性の審査にあたって、本件公文書を見分けている。

#### 5 第7条第1号該当性について

本号は、個人に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

本号の「個人に関する情報」には、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親戚関係その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれる。また、本号の「特定の個人が識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるのは、住所、氏名であるが、住所、氏名が記録されていなくても、当該情報の内容から特定の個人が識別できるもの又は当該情報からは直接特定の個人が識別できなくても、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が識別できるものをいう。

以上を前提に、本件公文書に記載された情報の第7条第1号該当性について検討する。

本件公文書には、情報公開・個人情報審議会の公募委員に応募した者の氏名、住所、生年月日、電話番号が記載されているほか、応募のテーマである「市民にとっての情報公開及び個人情報保護」についての応募者の意見等が記載されている。応募者の氏名等は、特定の個人が識別され得る個人に関する情報であり、応募者の意見等は、応募者の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであるから、個人に関する情報に当たる。従って、本件公文書は、内容として個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る情報を含んでいるものであるから、本件公文書の全部をそのまま公開することができないことは明らかである。

ところで、本件条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」と規定している。

そこで、本件公文書についてみると、まず、募集要領の記載要件である応募者の氏名、住所、生年月日、電話番号は、「特定の個人が識別され得るもの」として公開しないことができるものに該当すると考えられる。しかし、当該部分は、本件公文書のうちから容易に分離できるものであり、審査請求人自身もこのように直接個人を識別できる情報の公開を求めていると主張しているので、当該部分を除いて公開

したとしても公開請求の趣旨を損なうことにはならないと解される。

次に、本件公文書には、作文のテーマに関連させて、応募者の仕事の内容を記載しているもの、応募者の経験や経歴などを記載しているものというように、応募者が誰であるかを識別させる情報が記載されていることが認められる。そして、本件公文書の内容からこのような個人を識別し得る情報が記載されている部分を分離し、当該部分を除いて公開することは可能であると考えられる。また、仮に当該部分を除いたとしても、応募者が本件公文書において何を言おうとしているかを理解することは可能であるから、審査請求人の請求の趣旨を損なうことにはならないものと解される。

以上から、本件公文書には、個人が識別され得る情報として、氏名、住所、生年月日、電話番号のほか、応募者の仕事の内容、経験、経歴などの記載が含まれているが、当該識別可能な情報を分離すれば、特定の個人が識別され得ないものとして、その余の部分の情報を公開することが可能であると解される。

従って、本件公文書に記載された情報のうち、特定個人の識別可能な情報を分離したその余の部分の情報については、本件条例第7条第1号の非公開情報には該当しないと認められる。

なお、実施機関は、本件公文書において、応募者が識別され得る部分を除いたとしても、それらは、「通常他人に知られたいと認められるもの」に変わりはないので、非公開情報に該当する旨主張する。しかしながら、本件条例第7条第1号は、当該情報が、「通常他人に知られたいと認められるもの」の前提として「特定の個人が識別され得るもの」に該当することも求めていると解される以上、当該情報が「特定の個人が識別され得ないもの」であっても、「通常他人に知られたいと認められるもの」については、非公開情報に当たるものとして、本件条例第7条第1号該当性を認めることは許されないものといえる。

ところで、本件公文書のうち、本件条例第7条第1号に該当する非公開情報を分離した部分の情報については、実施機関及び公開請求者以外のもの（以下、「第三者」という。）に関する情報が記録されているため、実施機関においては、本来、本件条例第14条の規定に基づき、第三者に対する意見書提出の機会を付与したうえで、公開決定等の可否を検討すべきである。しかしながら、本件においては、以下のとおり、本件公文書に記載された情報が本件条例第7条第6号オにも該当し、実施機関が行った本件非公開決定は、結論において妥当であると判断されるため、実施機関が、第三者に関する情報を公開する場合に求められる本件条例第14条による第三者に対する意見照会を行わなかったことも妥当であると判断する。

## 6 第7条第6号オ該当性について

本号は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

本号アからエまでに列挙された事務又は事業は、公開することにより公正な行政運営を阻害する情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務又は事業が本号オにより対象となるものとされる。

また、本号オについては、市の機関又は国等の機関が行うすべての事務又は事業について類型化し、制限列挙することは難しいため、「当該事務又は事業の性質上」、「当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする」という包括的な規定を用いているが、本号の運用に当たっては、客観的・合理的な解釈の範囲内にとどめなければならないものとされる。

さらに、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあたっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得るが、このような場合も、このような場合も、この事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする場合に該当するものと解される。

以上を前提に、本件公文書に記載された情報の第7条第6号オ該当性について検討

する。

本件公文書には、応募者が「市民にとっての情報公開及び個人情報保護」をテーマとして綴った作文が記載されている。一市民の立場で、公募委員への就任を希望して作成したものであって、自らの考えを公表しようとしたものではなく、応募者は、自らの作文が選考以外に使用されることや、一般に公開されることは予想していないと考えるのが通常であると判断される。そのうえ、本件では、募集要領の【その他】欄に、「作文等の個人情報は、委員の選考以外に使用しません。」と明記されており、応募者が、作文は公開されることはないものとして応募したものと考えるのが自然といえる。

ところで、実施機関から提出された関連資料や口頭理由説明によれば、審議会等への積極的な市民参加を図るべく「越谷市審議会等ガイドブック」が作成されていること、『「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」趣旨及び運用』には、公募制につき、多くの市民が公募委員として参加できるよう、参加しやすい環境の整備に配慮することがうたわれていること、本件における情報公開・個人情報保護審議会へも多数の市民が積極的に応募している状況にはないこと、こうした状況の中で、実施機関において、市民参加を推進するにあたって、市民が参加を躊躇する要因をできるだけ取り除いていく必要性を感じていること、本件のように「作文等の個人情報は、委員の選考以外に使用しません。」と明記することも、こうした目的の一環として行ってきていることなどが認められる。

こうした事情を前提とすれば、本件公文書が公開されることになると、実施機関に対する信頼が失われるだけでなく、今後の募集において、応募者は、個別的で具体的な意見が記述しにくくなることは容易に推測される。また、応募を躊躇する者や記載内容から個人が特定されると危惧する者が出てくることも否定できない。

以上のことからすれば、本件公文書を公開すれば、公募委員の選考という事務又は事業の目的が損なわれ、今後行われる同種の選考事務の適正な執行を著しく困難にする場合に該当するものと認められる。

従って、本件公文書に記載された情報は、本件条例第7条第6号オの非公開情報に該当すると判断する。

#### 7 公益上の理由による裁量的な公開の必要性について

もっとも、本件条例第7条各号の非公開情報に該当する公文書であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開する必要があるが生じる。そこで、本件条例第9条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と定め、「公益上特に必要があると認めるとき」に限って公開することができる」と規定されている。

しかし、審査請求人のこれまでの主張においては、公益上特に必要があるとの事情について何ら言及されておらず、当審査会においても、審議会等の公募委員の選考事務の適正な遂行を上回る公益上の必要性は認められないと判断する。

#### 8 結語

以上のとおり、本件公文書に記載された情報は、本件条例第7条第6号オに該当するので、本件公開請求について、本件公文書を非公開とした実施機関の決定は妥当であると判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成30年 9月 5日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。<br>処分庁から弁明書が提出された。                 |
| 平成30年 9月 7日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。 |
| 平成30年 9月20日 | 審査   |
| 平成30年 9月26日 | 審査請求人から反論書の提出があった。                                     |
| 平成30年10月10日 | 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。                                   |
| 平成30年10月29日 | 審査   |
| 平成30年11月13日 | 審査   |

平成30年11月13日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 右 崎 正 博 |
| 委 員 | 吉 村 総 一 |
| 委 員 | 松 浦 麻里沙 |

## 答 申 (第18号)

### 第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成30年2月19日付けで審査請求人は「〇〇〇〇の直近7年間の国民健康保険税の納付りれき。44桁のコード番号、消し込みデータ、同上の分」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、本件条例第19条第3項に基づき、平成30年3月5日付け越収第11301号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、妥当であると判断する。

### 第2 審査請求の経緯

審査請求人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、本件開示請求を行ったが、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を、〇〇〇〇の平成23年度分から平成29年度分の国民健康保険税の納付履歴、44桁のコード番号、消込データに係る保有個人情報と特定したうえで、本件開示請求に係る保有個人情報については、当初から作成し、又は取得していないため保有していないとして、本件条例第19条第3項に基づき、本件不開示決定を行った。

それに対して、審査請求人から、平成30年5月30日付けの審査請求書により、本件不開示決定の取消しを求める審査請求がなされ、同年10月9日、実施機関から当審査会に対して諮問がなされた。

### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月30日付けの審査請求書、同年7月21日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及び同年12月4日付けの「証拠説明書」の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 本件不開示決定の理由が、「当初から作成し、又は取得していないため存在しない」との理由は虚偽回答である。
- (2) 国民健康保険税の納付履歴、44桁のコード番号、消込データは7年間の保存義務があるため、それを所持していることは明白である。
- (3) 平成25年度分〇〇〇〇のとおり、〇〇〇〇となっていない。

なお、審査請求人からは、当審査会からの問い合わせに対し、同年11月5日付けで、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。

### 第4 実施機関の主張要旨

平成30年3月5日付け越収第11301号の保有個人情報不開示決定通知書、平成30年10月9日付け越収第96号の弁明書及び同年12月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 国民健康保険税の納税義務者は世帯主となっており、〇〇〇〇が納税義務者として課税されている国民健康保険税は平成19年度分のみであり、平成23年度分から平成29年度分までは課税されていない。

- (2) よって、請求内容である〇〇〇〇の直近7年間（平成23年度分から平成29年度分まで）の国民健康保険税の納付履歴、44桁のバーコード番号及び消込データは存在しないため、不開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求は、〇〇〇〇の直近7年間の国民健康保険税の納付履歴、44桁のコード番号、消込データに係る保有個人情報についてなされており、それが平成23年度分から平成29年度分の国民健康保険税の納付履歴、44桁のコード番号及び消込データに係る保有個人情報を意味するものであることについては、審査請求人と実施機関の間に争いはない。

なお、本件においては、〇〇〇〇が審査請求人によって開示請求されているが、〇〇〇〇があることから、本件開示請求及び本件審査請求において〇〇〇〇でもありとみなした実施機関の対応に問題はない。

### 2 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条）。

これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。したがって、開示請求権を制限することとなる不開示決定の発動は、できる限り厳格かつ制限的に運用されなければならない。当審査会も、そのような原則を最大限に尊重することを旨として、審査に当たることとする。

### 3 国民健康保険制度の概要と国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険制度とは、職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となり、保険税を負担し合って、病気やケガをしたときに医療費を補助し合う制度であり、その運営は、都道府県と市町村が行っているものである。

そして、国民健康保険税については、住民登録上の世帯主が納税義務者と定められている。すなわち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の「国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。」との定め及び地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第6項第5号の、市町村は、目的税として、「国民健康保険税」を課することができるとの定めをうけて、越谷市国民健康保険条例（昭和30年条例第33号）第1条第1項は、「国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。」と定めている。

### 4 本件における〇〇〇〇に関する諸事情の検討

当審査会が調査したところによれば、〇〇〇〇に平成19年度分の第5期から第10期まで国民健康保険税が課されていた事実が認められる。しかし、平成20年4月から75歳以上の者を対象とする後期高齢者医療制度が実施に移されたことに伴い、〇〇〇



○は、その時点で国民健康保険制度の対象からはずれ、後期高齢者医療制度の対象者となったことが認められる。したがって、○○○○が、平成20年度以降に、国民健康保険制度の被保険者であることはあり得ない。

なお、後期高齢者医療の保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第108条により、原則として被保険者本人又は連帯納付義務者が納付する義務を負うとされており、その保険料の額、徴収の方法等の詳細は、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）及び越谷市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第37号）によって定められている。

また、本件で問題となっている平成23年度分から平成29年度分については、○○○○から（○○○○）、上記諸法律及び条例の定めにも照らしても、世帯主として国民健康保険税の納税義務者であったとは認めがたい。

審査請求人からは、平成25年度には○○○○が平成25年度分○○○○によって確認できるから、平成25年度には国民健康保険税が課税されていたはずで、その納付履歴等が存在するはずである旨の主張もなされている。

しかし、この点についても、実施機関によれば、平成20年4月から75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度が実施に移されたことに伴い、○○○○は、国民健康保険制度の対象からはずれ、後期高齢者医療制度の対象者となったものであり、○○○○○とあって、国民健康保険税が課税されていたことの根拠にはならない、とのことである。その点に関する実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

## 5 結語

以上のとおりであるから、実施機関が、本件開示請求に係る保有個人情報については、当初から作成し、又は取得していないとして、保有個人情報の不存在を理由に行った本件不開示決定は、妥当であったと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成30年10月 9日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。<br>処分庁から弁明書が提出された。                                     |
| 平成30年10月24日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。                     |
| 平成30年11月 5日 | 審査請求人から反論書及び「証拠説明書」の提出があった。また、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。 |
| 平成30年11月13日 | 審査   |
| 平成30年11月27日 | 審査   |
| 平成30年12月 4日 | 審査請求人から「証拠説明書」の提出があった。   |
| 平成30年12月18日 | 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。   |
| 平成31年 1月 9日 | 審査   |
| 平成31年 1月23日 | 審査   |
| 平成31年 2月 6日 | 審査   |
| 平成31年 2月20日 | 審査   |

平成31年2月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

# 答 申 (第19号)

## 第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成30年2月19日付けで審査請求人は「私の直近7年間の市民税、固定資産税の納付済通知書」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、本件条例第19条第1項に基づき、平成30年3月5日付け越収第11277号により行った保有個人情報開示決定（以下「本件開示決定」という。）及び本件条例第19条第3項に基づき、平成30年3月5日付け越収第11278号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、いずれも結論において妥当であると判断する。

## 第2 審査請求の経緯

審査請求人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、本件開示請求を行ったが、実施機関は、市民税及び固定資産税に係る15件の領収済通知書に記録された保有個人情報を特定し、本件開示決定を行うとともに、1件の領収済通知書に記録された保有個人情報については「現存しない」として、本件不開示決定を行った。

本件開示決定及び本件不開示決定に対して平成30年5月30日付けで審査請求書が提出されたが、審査請求書には、審査請求に係る処分について、本件開示決定及び本件不開示決定の処分内容が記載されていたが、審査請求の理由については記載がなかった。

そのため、実施機関は、審査請求人に対して、同時に提起された他の審査請求事案とも併せて、同年7月10日付けで「審査請求に係る処分の内容等の整理について（依頼）」の文書を発し、同依頼文書の別紙1において審査請求の趣旨の確認を求めるとともに、審査請求の理由を記載するように求めたが、同年7月21日付けで審査請求人から提出された「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書においても、本件開示決定及び本件不開示決定に対する審査請求の理由についての記載はなかった。

平成30年10月9日、関連する他の審査請求事案と併せて、実施機関から当審査会に対して諮問がなされた。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人からは、平成30年5月30日付けの審査請求書、同年7月21日付けの「審査請求に係る内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及び同年12月4日付けの「証拠説明書」が提出されているが、そのいずれにも、本件開示決定及び本件不開示決定に係る審査請求の理由についての記載はなかった。

また、審査請求人からは、当審査会からの問い合わせに対し、同年11月5日付けで、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。

## 第4 実施機関の主張要旨

平成30年3月5日付け越収第11277号の保有個人情報開示決定通知書、同年3月5日付け越収第11278号の保有個人情報不開示決定通知書、同年10月9日付け越収第96号の弁明書及び同年12月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 平成30年5月30日付けの審査請求書には、本件開示決定及び本件不開示決定に関する審査請求の理由について記載がないことから、同年7月10日付けで、審査請求人に送付した「審査請求に係る処分の内容等の整理について（依頼）」の文書により、審査請求の理由を記載するよう求めた。
- (2) その後審査請求人から提出された、平成30年7月21日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及び同年12月4日付けの「証拠説明書」にも、本件開示決定及び本件不開示決定に係る審査請求の理由について記載がなかった。
- (3) 本件開示決定に係る保有個人情報については、すべて審査請求人へ開示している。
- (4) 本件不開示決定については、1件の保有個人情報について原本が確認できず、不在のため「現存しない」としたもののだが、過去に審査請求人から同様の開示請求があった際の写しを保有していたため、当該写しを審査請求人へ情報提供している。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求は、審査請求人の「直近7年間の市民税、固定資産税の納付済通知書」に記録された保有個人情報についてなされたものである。「直近7年間」とは、平成23年度分から平成29年度分である。この開示請求に対し、実施機関は、次の15件の公文書に記録された保有個人情報を特定し、本件開示決定を行った。

- ① 平成27年度市民税・県民税領収済通知書 第1期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ② 平成27年度市民税・県民税領収済通知書 第2期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ③ 平成27年度市民税・県民税領収済通知書 第3期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ④ 平成27年度市民税・県民税領収済通知書 第4期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑤ 平成28年度市民税・県民税領収済通知書 第1期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑥ 平成28年度市民税・県民税領収済通知書 第2期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑦ 平成28年度市民税・県民税領収済通知書 第3期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑧ 平成28年度市民税・県民税領収済通知書 第4期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑨ 平成29年度市民税・県民税領収済通知書 全期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑩ 平成23年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 第2期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑪ 平成27年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 第1期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑫ 平成27年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 第2期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑬ 平成27年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 第3期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑭ 平成27年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 第4期分（通知書番号〇〇〇〇）
- ⑮ 平成29年度固定資産税・都市計画税領収済通知書 全期分（通知書番号〇〇〇〇）

また、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書として特定されたが、原本が「現存しない」ため保有個人情報不存在として本件不開示決定が行なわれたのは、次の公文書についてのものである。

平成25年度市民税・県民税領収済通知書 全期分（通知書番号〇〇〇〇）

### 2 本件条例の趣旨・目的と行政不服審査法による審査請求制度の意義・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条本文）。

これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」(越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ)の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。したがって、開示請求権を制限することとなる不開示決定の発動は、できる限り厳格かつ制限的に運用されなければならない。

また、不開示決定がなされた場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより審査請求を認めるとともに、審査請求がなされた場合には、審査請求が不適法であり、却下する場合、裁決で、審査請求の全部を認容し、審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合などを除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならないこととされている(本件条例第28条)。

ところで、行政不服審査法による審査請求制度の意義は、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」(同法第1条)のものであり、国民の権利利益の簡易迅速な救済と行政の適正な運営の確保とを同時に図っていくことが要請されている。

その要請をうけて、普通地方公共団体においては、条例により執行機関の附属機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置することが多くみられ、越谷市においても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づき、越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)により、市長の附属機関として、第三者的な位置づけをもつ越谷市情報公開・個人情報保護審査会が設置されているのである(第1条)。

そして、情報公開・個人情報保護審査会における審査に際しては、審査会が、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができることとされ、また、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、諮問実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めるとされている(同条例第6条)が、情報公開・個人情報保護審査会における審査は、審査請求書、弁明書、反論書等の書面による審査を原則としており、裁判における審理手続のように当事者が裁判官の面前で主張を交わし合うような対審的構造をとっていない。このような審査手続は、国民の権利利益の簡易迅速な救済と行政の適正な運営の確保とを両立させるための制度上の制約ともいえる。

### 3 審査請求の手続についての法の定めと本件での審査請求について

ところで、行政不服審査法第19条は、審査請求は「審査請求書を提出してしなければならない。」(第1項)とするとともに、審査請求書には「審査請求の趣旨及び理由」(第2項第4号)を記載しなければならないとされている。また、その記載がない場合は、「相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」(第23条)ともされ、「審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは……第45条第1項〔不適法として却下〕……の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。」(第24条第1項)としている。

本件においては、審査請求書に理由の記載のないことが認められたことから、実施機関が、平成30年7月10日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について(依頼)」の文書により、審査請求の理由の記載を求めたが、審査請求人から提出された同年7月21日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書においても審査請求の理由の記載がなかったことが確認できる(弁明書7ページ)。

また、前記15件の公文書に記録された保有個人情報についての本件開示決定に対する審査請求は、本件開示決定が不利益処分にあたらないことに加え、「対象となる保有個人情報に他にもあるはず」との主張もなされていないので、「違法又は不当な処分」(行政不服審査法第1条)には該当しないものであり、審査会に諮らずに不適法として

却下すべき事案（同法第43条第1項第6号）であったといえる。

「平成25年度市民税・県民税領収済通知書 全期分（通知書番号〇〇〇〇）」に記録された保有個人情報については原本が「現存しない」ことから、保有個人情報の不存在を理由とする本件不開示決定がなされており、その不存在の理由について、実施機関から十分に納得のいく説明はなされていない。この点については、公文書の管理に落ち度があったことが推測されるところであり、当審査会からも、再び同様の問題が生じないよう、今後、実施機関において公文書の管理に徹底を期すことを強く要望する。

ただし、本件においては、過去に審査請求人から同様の開示請求があった際の写しを実施機関が保有していたため、当該写しが審査請求人に対し情報提供されていることから、「平成25年度市民税・県民税領収済通知書 全期分（通知書番号〇〇〇〇）」に記録された保有個人情報については、情報提供がなされたことにより実質的に開示されたとみることができるため、不利益処分には当たらず、「違法又は不当な処分」（行政不服審査法第1条）には該当しないと判断する。

#### 4 結語

以上のとおりであるから、本件各公文書に記録された保有個人情報は開示され又は実質的に開示されたものとみなすことができるため、本件開示決定及び本件不開示決定は、いずれも不利益処分には当たらず、行政不服審査法第1条にいう「違法又は不当な処分」には該当しないと判断できるので、本件開示請求に対し、実施機関が行った本件開示決定及び本件不開示決定は、いずれも結論において妥当であったと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成30年10月 9日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。<br>処分庁から弁明書が提出された。                                     |
| 平成30年10月24日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。                     |
| 平成30年11月 5日 | 審査請求人から反論書及び「証拠説明書」の提出があった。また、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。 |
| 平成30年11月13日 | 審査   |
| 平成30年11月27日 | 審査   |
| 平成30年12月 4日 | 審査請求人から「証拠説明書」の提出があった。   |
| 平成30年12月18日 | 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。   |
| 平成31年 1月 9日 | 審査   |
| 平成31年 1月23日 | 審査   |
| 平成31年 2月 6日 | 審査   |
| 平成31年 2月20日 | 審査   |

平成31年2月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

|    |         |
|----|---------|
| 会長 | 右 崎 正 博 |
| 委員 | 吉 村 総 一 |
| 委員 | 松 浦 麻里沙 |

## 答 申 (第20-1号)

### 第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成30年2月26日付けで審査請求人は「〇〇〇〇の国民健康保険けん税の済通すべて、〇〇〇〇の直近7年以前の納付りれきすべて、44桁コードすべて、消込みデータすべて」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、本件条例第19条第1項に基づき、平成30年3月12日付け越収第11647-1号により行った保有個人情報開示決定（以下「本件開示決定」という。）は、結論において妥当であると判断する。

### 第2 審査請求の経緯

本件開示請求に対しては、次の3件の決定がなされた。ただし、越収第61号による決定通知書は、越収第11647-3号による決定通知書を変更したものである。

- (1) 越収第11647-1号 保有個人情報開示決定
- (2) 越収第11647-2号 保有個人情報部分開示決定
- (3) 越収第61号 保有個人情報不開示決定

本件開示請求に係る保有個人情報と3つの決定の対応関係については、別紙に整理したとおりである。

本答申は、これらの決定のうち、「(1) 越収第11647-1号 保有個人情報開示決定」について判断するものである。

審査請求人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、本件開示請求を行ったが、実施機関は、〇〇〇〇に関する次の公文書に記録された保有個人情報を対象保有個人情報と特定し、本件開示決定を行った。

- (1) 平成19年度国民健康保険税領収済通知書 第5期分（通知書番号〇〇〇〇）（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報①」という。）
- (2) 越谷市市税督促状兼領収済通知書 平成19年度（平成19年度相当分）  
国民健康保険税 第7期分（通知書番号〇〇〇〇）（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報②」という。）
- (3) 越谷市市税督促状兼領収済通知書 平成19年度（平成19年度相当分）  
国民健康保険税 第8期分（通知書番号〇〇〇〇）（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報③」という。）
- (4) 収納消込データ（平成20年1月22日分、平成20年2月12日分及び平成20年3月5日分）（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報④」という。）

なお、本件対象保有個人情報①から③までは、本件開示請求のうち、平成19年度国民健康保険税第5期、第7期及び第8期分の納付済通知書（済通）及び44桁のバーコード（コード）番号に該当し、本件対象保有個人情報④は、本件開示請求のうち、平成19年度国民健康保険税第6期、第7期及び第8期分の消込データに該当する。

本件開示決定に対して、平成30年5月30日付けで審査請求書が提出されたが、その主張内容は次のとおりである。

- (1) 平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の44桁のバーコード番号を開示閲覧できていない（以下「審査請求書主張①」という。）。
- (2) 平成19年度国民健康保険税第6期、第9期及び第10期分並びに平成20年度分から平成26年度分までの納付済通知書について決定通知がなく、本件開示請求に対応していない（以下「審査請求書主張②」という。）。
- (3) 平成19年度国民健康保険税第5期、第9期及び第10期分並びに平成20年度分から平成26年度分までの収納消込データについて決定通知がなく、本件開示請求に対応していない（以下「審査請求書主張③」という。）。

なお、審査請求書主張③のうち、平成19年度国民健康保険税第5期、第9期及び第10期分の収納消込データについては、平成30年3月12日付け越収第11647-2号により部分開示決定を行っている。

実施機関は、審査請求書主張②及び③に関して、本件開示請求の対象となる保有個人情報 の 捉え方について審査請求人との間に齟齬があったとして、平成30年3月12日付け越収第11647-3号による保有個人情報不開示決定を、平成30年7月10日付け越収第61号により変更した。また、審査請求人に対して、同時に提起された他の審査請求事案とも併せて、同日付けで「保有個人情報不開示決定に係る変更決定の通知及び審査請求に係る処分の内容等の整理について（依頼）」の文書を発し、審査請求書主張①については、平成30年5月16日に開示済みであること、審査請求書主張②及び③については、平成30年7月10日付け越収第61号で行った変更決定により、審査請求の理由がないことから、審査請求書から削除するよう求めたが、同年7月21日付けで審査請求人から提出された「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書において、削除する旨の記載はなかった。

平成30年10月9日、関連する他の審査請求事案と併せて、実施機関から当審査会に対して諮問がなされた。

### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月30日付けの審査請求書、同年7月21日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及び同年12月4日付けの「証拠説明書」の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、以下のとおりである。

本件開示決定のうち、平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の44桁のバーコード番号を開示閲覧できていない。

### 第4 実施機関の主張要旨

平成30年3月12日付け越収第11647-1号の保有個人情報開示決定通知書、同年10月9日付け越総第96号の弁明書及び同年12月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が閲覧できていないと主張している「平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の44桁のバーコード番号」は、本件対象保有個人情報①、②及び③として開示している。
- (2) 平成30年5月16日に審査請求人は、閲覧し写しを取得している。
- (3) 審査請求人が、再度閲覧を希望するのであれば、対応可能である。



## 第5 争点の整理

本件開示決定は全部開示決定であるため、本件開示決定に対する審査請求人の主張のみを取り上げれば、その主張要旨は「第3 審査請求人の主張要旨」に記載したとおりとなる。しかしながら、審査請求人の主張は多岐にわたっており、その主張の中には越収第11647-2号及び越収第61号に対するものも含まれている。

そこで、本件開示請求に係る保有個人情報について、審査請求人及び実施機関の主張を整理し、次のとおり争点を抽出した。

### (1) 領収済通知書について

#### ① 平成18年度以前分

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものであるから、平成18年度以前分の領収済通知書については、不開示決定の理由の合理性（平成19年度以外は国民健康保険税の課税の事実がないとの実施機関の主張の合理性）が争点となる。

この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

#### ② 平成19年度課税分のうち第5期、第7期及び第8期分

越収第11647-1号により開示決定がなされている。

この点については、越収第11647-1号による開示決定が不利益処分当たるか否かが争点となる。

#### ③ 平成19年度課税分のうち第6期、第9期及び第10期分

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、実施機関が保存していない領収済通知書であるため存在しないというものであるから、平成19年度課税分のうち第6期、第9期及び第10期分の領収済通知書については、不開示決定の理由の合理性（コンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書はコンビニ本部が保管しており実施機関は保有していないとの主張の合理性）が争点となる。

この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

#### ④ 平成20年度以降（平成20年度から平成29年度までの分）

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものである。

①と同様に、この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

### (2) 44桁のバーコード番号について

#### ① 平成18年度以前分

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものであるから、平成18年度以前分の44桁のバーコード番号については、不開示決定の理由の合理性（平成19年度第5期から第10期までの分以外は国民健康保険税の課税の事実がないとの実施機関の主張の合理性）が争点となる。

この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

- ② 平成19年度課税分のうち第5期、第7期及び第8期分  
越収第11647-1号により開示決定がなされている。  
この点については、越収第11647-1号による開示決定が不利益処分に当たるか否かが争点となる。
- ③ 平成19年度課税分のうち第6期、第9期及び第10期分  
越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、実施機関が保存していない領収済通知書に記載されているため存在しないというものであるから、平成19年度課税分のうち第6期、第9期及び第10期分の領収済通知書については、不開示決定の理由の合理性（コンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書はコンビニ本部が保管しており実施機関は保有していないとの主張の合理性）が争点となる。  
この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。
- ④ 平成20年度以降（平成20年度から平成22年度までの分）  
越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものである。  
①と同様に、この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。  
なお、平成23年度から平成29年度までの分については、越収第11301号による不開示決定に対する答申第18号において検討している。

(3) 納付履歴について

- ① 平成18年度以前分  
越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものであるから、平成18年度以前分の納付履歴については、不開示決定の理由の合理性（平成19年度第5期から第10期までの分以外は国民健康保険税の課税の事実がないとの実施機関の主張の合理性）が争点となる。  
この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。
- ② 平成19年度分  
越収第11647-2号により部分開示決定がなされている。開示しない理由は、本件条例第15条第1号に該当するというものであるから、平成19年度分の納付履歴については、不開示とした部分の本件条例第15条第1号該当性が争点となる。  
この点については、越収第11647-2号による部分開示決定に対する答申第20-2号において検討する。
- ③ 平成20年度以降（平成20年度から平成22年度までの分）  
越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものである。  
①と同様に、この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。  
なお、平成23年度から平成29年度までの分については、越収第11301号による不開示決定に対する答申第18号において検討している。

(4) 収納消込データについて

① 平成18年度以前分

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものであるから、平成18年度以前分の収納消込データについては、不開示決定の理由の合理性（平成19年度第5期から第10期までの分以外は国民健康保険税の課税の事実がないとの実施機関の主張の合理性）が争点となる。

この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

② 平成19年度課税分のうち第5期、第9期及び第10期分

越収第11647-2号により部分開示決定がなされている。開示しない理由は、本件条例第15条第1号及び第6号オに該当するというものであるから、平成19年度課税分のうち第5期、第9期及び第10期分の収納消込データについては、不開示とした部分の本件条例第15条第1号及び第6号オ該当性が争点となる。

この点については、越収第11647-2号による部分開示決定に対する答申第20-2号において検討する。

③ 平成19年度課税分のうち第6期、第7期及び第8期分

越収第11647-1号により開示決定がなされている。

この点については、越収第11647-1号による開示決定が不利益処分にあたるか否かが争点となる。

④ 平成20年度以降（平成20年度から平成22年度までの分）

越収第61号により不開示決定がなされている。不開示決定の理由は、当初から作成し、又は取得していないため存在しないというものである。

①と同様に、この点については、越収第61号による不開示決定に対する答申第20-3号において検討する。

なお、平成23年度から平成29年度までの分については、越収第11301号による不開示決定に対する答申第18号において検討している。

## 第6 審査会の判断

1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求は、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書、直近7年以前（平成22年度以前）の納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データに係る保有個人情報についてなされたものである。

なお、本件においては、〇〇〇〇が審査請求人によって開示請求されているが、〇〇〇〇があることから、本件開示請求及び本件審査請求において〇〇〇〇でもありとみなした実施機関の対応に問題はない。

本件開示請求に対して、実施機関は、〇〇〇〇に係る次の公文書に記録された保有個人情報を特定し、本件開示決定を行った。

- (1) 平成19年度国民健康保険税領収済通知書 第5期分（通知書番号〇〇〇〇）
- (2) 越谷市市税督促状兼領収済通知書 平成19年度（平成19年度相当分）国民健康保険税第7期分（通知書番号〇〇〇〇）
- (3) 越谷市市税督促状兼領収済通知書 平成19年度（平成19年度相当分）国民健康保険税第8期分（通知書番号〇〇〇〇）
- (4) 収納消込データ（平成20年1月22日分、平成20年2月12日分及び平成20年3月5日分）

なお、下記の3点について、審査請求人と実施機関との間に争いはない。

第1に、領収済通知書とは、実施機関が発行する納税通知書に綴られた横3連の票のうちバーコードが印字されているもののことであり、本件開示請求では「済通」と表記され、本件開示決定においては「納付済通知書」と表記されているものが、領収済通知書を意味していること。

第2に、44桁のバーコード番号とは、領収済通知書に印字されているバーコードと共に表示される44桁の数字のことであり、本件開示請求では「44桁コード」と表記され、本件開示決定においては「44桁のバーコード番号」と表記されているものが、いずれも44桁のバーコード番号を意味していること。

第3に、収納消込データとは、金融機関やコンビニエンスストアで市税の納付がされた場合に、データ処理会社から実施機関に送付される数字データであり、本件開示請求では「消込データ」と表記されているものが、収納消込データを意味していること。

## 2 本件開示決定が不利益処分といえるかについて

「第5 争点の整理」において整理したもののうち、本答申においては越収第11647-1号による保有個人情報開示決定について検討する。

審査請求人は、平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の44桁のバーコード番号等を閲覧できていない旨を主張する。

しかし、平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の領収済通知書は審査請求人に開示されており、44桁のバーコード番号はこれらの領収済通知書に記載されている。したがって、平成19年度国民健康保険税の第5期、第7期及び第8期分の領収済通知書及び44桁のバーコード番号は本件開示決定によって審査請求人に開示されている。

実施機関の主張によれば、審査請求人は平成30年5月16日に本件対象保有個人情報①から③までを閲覧しており、再度の閲覧を希望した場合には、実施機関において対応することが可能であるとのことである。

また、平成19年度第6期、第7期及び第8期分の収納消込データに対応するものとして、平成20年1月22日分、平成20年2月12日分及び平成20年3月5日分の収納消込データ（本件対象保有個人情報④）が、審査請求人に開示されている。

このように、本件開示請求に係る保有個人情報のうち全部開示が妥当であると実施機関が判断した保有個人情報については審査請求人に開示されている。よって、本件開示決定は不利益処分にあたらないから、本件開示決定に対する審査請求は不合法として却下すべき事案であったというべきである。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が行った本件開示決定は、結論において妥当であったと判断する。

なお、本件開示請求に対して、部分開示決定あるいは不開示決定がなされた保有個人情報については、答申第20-2号及び第20-3号において検討する。

## 3 結論

以上のとおりであるから、実施機関が行った本件開示決定は結論において妥当であったと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第7 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

平成30年10月 9日 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。  
処分庁から弁明書が提出された。

平成30年10月24日 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。

平成30年11月 5日 審査請求人から反論書及び「証拠説明書」の提出があった。また、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。

平成30年11月13日 審査

平成30年11月27日 審査

平成30年12月 4日 審査請求人から「証拠説明書」の提出があった。

平成30年12月18日 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。

平成31年 1月 9日 審査

平成31年 1月23日 審査


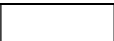


平成31年 2月 6日 審査

平成31年 2月20日 審査

平成31年2月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会  
 会 長 右 崎 正 博  
 委 員 吉 村 総 一  
 委 員 松 浦 麻里沙

開示請求の対象個人情報、実施機関の決定及び審査会の答申の区分

| 開示請求に係る<br>対象個人情報 | 実施機関の決定、審査会の答申の区分  |                     |  |                     |  |                     |  |               |                  |
|-------------------|--|---------------------|--|---------------------|--|---------------------|--|---------------|------------------|
|                   |  答申第18号 |                     |  答申第20-1号 |                     |  答申第20-2号 |                     |  答申第20-3号 |               |                  |
|                   | 平成18年<br>度以前   | 平成19年度              |  |                     |  |                     |  | 平成20～<br>22年度 | 平成23～<br>29年度    |
|                   | 5期   | 6期                  | 7期   | 8期                  | 9期   | 10期                 |  |               |                  |
| 領収済通知書            | 不存在<br>(第61号)  | 全部開示<br>(第11647-1号) | 不存在<br>(第61号)  | 全部開示<br>(第11647-1号) |  | 不存在<br>(第61号)       |  | 不存在<br>(第61号) | 不存在<br>(第61号)    |
| 44桁の<br>バーコード番号   | 不存在<br>(第61号)  | 全部開示<br>(第11647-1号) | 不存在<br>(第61号)  | 全部開示<br>(第11647-1号) |  | 不存在<br>(第61号)       |  | 不存在<br>(第61号) | 不存在<br>(第11301号) |
| 納付履歴              | 不存在<br>(第61号)  | 部分開示<br>(第11647-2号) |  |                     |  |                     |  | 不存在<br>(第61号) | 不存在<br>(第11301号) |
| 収納消込データ           | 不存在<br>(第61号)  | 部分開示<br>(第11647-2号) | 全部開示<br>(第11647-1号)  |                     |  | 部分開示<br>(第11647-2号) |  | 不存在<br>(第61号) | 不存在<br>(第11301号) |

## 答 申 (第20-2号)

### 第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成30年2月26日付けで審査請求人は「〇〇〇〇の国民健康保険けん税の済通すべて、〇〇〇〇の直近7年以前の納付りれきすべて、44桁コードすべて、消込みデータすべて」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、本件条例第19条第2項に基づき、平成30年3月12日付け越収第11647-2号により行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に係る不開示部分のうち、〇〇〇〇に係る「平成19年度国民健康保険税の納付履歴一覧」における還付加算金の欄については、本件条例第15条第1号所定の不開示情報に該当しないと考えられるため、開示することが妥当であり、その余の部分について、不開示とした決定は妥当であると判断する。

### 第2 審査請求の経緯

本件開示請求に対しては、次の3件の決定がなされた。ただし、越収第61号による決定通知書は、越収第11647-3号による決定通知書を変更したものである。

- (1) 越収第11647-1号 保有個人情報開示決定
- (2) 越収第11647-2号 保有個人情報部分開示決定
- (3) 越収第61号 保有個人情報不開示決定

本件開示請求に係る保有個人情報と3つの決定の対応関係については、答申第20-1号の別紙に整理したとおりである。

本答申は、これらの決定のうち、「(2) 越収第11647-2号 保有個人情報部分開示決定」について判断するものである。

審査請求人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、本件開示請求を行ったが、実施機関は、〇〇〇〇に関する次の公文書に記録された保有個人情報を対象保有個人情報と特定し、本件部分開示決定を行った。

- (1) 平成19年度国民健康保険税の納付履歴一覧（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報①」という。）
- (2) 収納消込データ（平成19年10月19日分、平成20年4月15日分及び平成20年8月11日分）（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報②」という。）

なお、本件対象保有個人情報①は、本件開示請求のうち、直近7年以前の納付履歴に該当し、本件対象保有個人情報②は、本件開示請求のうち、平成19年度国民健康保険税第5期、第9期及び第10期分の消込データに該当する。

実施機関は、本件対象保有個人情報①のうち、実施機関が市税等の収納管理システムの作成を委託した特定の法人（以下「特定受注法人」という。）の技術情報に係る部分は、本件条例第15条第1号所定の不開示情報に該当するとし、また本件対象保有個人情報②のうち、通知書番号、納付区分、分納回数、納付額及び延滞金（〇〇〇〇の納付

部分を除く)は、本件条例第15条第1号及び第6号才所定の不開示情報に該当すると  
して、本件部分開示決定を行った。

本件部分開示決定に対して、平成30年5月30日付けで審査請求書が提出されたが、  
その主張内容は次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報①について部分開示とした理由に齟齬がある。納付場所の  
表示がない(以下「審査請求書主張①」という。)
- (2) 本件対象保有個人情報②を閲覧できていない(以下「審査請求書主張②」という。)
- (3) 平成20年度分から平成26年度分までの納付履歴について決定通知がなく、本  
件開示請求に対応していない(以下「審査請求書主張③」という。)
- (4) 平成19年度国民健康保険税の第8期、第9期及び第10期並びに平成20年度  
分から平成26年度分までの収納消込データについて決定通知がなく、本件開示請  
求に対応していない(以下「審査請求書主張④」という。)

なお、審査請求書主張④のうち、平成19年度国民健康保険税第9期及び第10期分  
の収納消込データについては、本件部分開示決定がなされ、平成30年3月12日付け  
越収第11647-2号により、審査請求人に通知がなされている。平成19年度国民  
健康保険税第8期分の収納消込データについては、平成30年3月12日付け越収第1  
1647-1号により開示決定がなされている。

実施機関は、審査請求書主張③及び④に関して、本件開示請求の対象となる保有個人  
情報の捉え方について審査請求人との間に齟齬があったとして、平成30年3月12日  
付け越収第11647-3号による保有個人情報不開示決定を、平成30年7月10日  
付け越収第61号により変更した。また、審査請求人に対して、同時に提起された他の  
審査請求事案とも併せて、同日付けで「保有個人情報不開示決定に係る変更決定の通知  
及び審査請求に係る処分の内容等の整理について(依頼)」の文書を発し、審査請求書  
主張①については、納付場所を示す部分を明示した上で、審査請求人が齟齬を主張す  
ることについて説明を求めた。また、審査請求書主張②については、平成30年5月16  
日に開示済みであること、審査請求書主張③及び④については、平成30年7月10日  
付け越収第61号で行った変更決定により、審査請求の理由がないことから、審査請求  
書から削除するよう求めたが、同年7月21日付けで審査請求人から提出された「審査  
請求に係る処分の内容等の整理について」の文書において、審査請求書主張①に係る説  
明、審査請求書主張②、③及び④を削除する旨の記載はなかった。

平成30年10月9日、関連する他の審査請求事案と併せて、実施機関から当審査会  
に対して諮問がなされた。

### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月30日付けの審査請求書、同年7月21日付けの「審査請求に係る処  
分の内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及  
び同年12月4日付けの「証拠説明書」の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、  
以下のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報①に納付場所が表示されていないため、表示のあるものを  
開示すべきであり、具体的な納付場所について説明を求める。
- (2) 本件対象保有個人情報②を閲覧できていないことが不当である。



## 第4 実施機関の主張要旨

平成30年3月12日付け越収第11647-2号の保有個人情報部分開示決定通知書、同年10月9日付け越総第96号の弁明書及び同年12月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 平成30年5月16日に閲覧した納付履歴一覧のうち、整理番号の欄が納付場所を示している。
- (2) 本件対象保有個人情報②については、平成30年5月16日に審査請求人は、閲覧するとともに、写しを取得している。
- (3) 審査請求人が、再度閲覧を希望するのであれば、対応可能である。
- (4) 納付履歴一覧画面のうち、特定受注法人の技術情報に係る部分については、当該法人の技術上の専門知識に属する電子計算組織に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の第三者である当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本件条例第15条第1号に該当すると判断した。
- (5) 収納消込データのうち、通知書番号、納付区分、分納回数、納付額及び延滞金(〇〇〇の納付部分を除く)に係る情報については、国民健康保険税の収納に係る個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本件条例第15条第1号に該当すると判断した。

また、当該情報は、税務情報であって、納税義務者及び実施機関のみが知り得るものであり、これらの情報を開示した場合、納税義務者の実施機関に対する信頼が損なわれるなど、国民健康保険税の徴収に係る事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするものと認められるため、本件条例第15条第6号オに該当すると判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求は、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書、直近7年以前(平成22年以前)の納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データに係る保有個人情報についてなされたものである。

なお、本件においては、〇〇〇〇が審査請求人によって開示請求されているが、〇〇〇〇があることから、本件開示請求及び本件審査請求において〇〇〇〇でもありとみなした実施機関の対応に問題はない。

本件部分開示決定において、実施機関は、〇〇〇〇に係る次の公文書に記録された保有個人情報を特定し、本件部分開示決定を行った。

- (1) 平成19年度国民健康保険税の納付履歴一覧
- (2) 収納消込データ(平成19年10月19日分、平成20年4月15日分及び平成20年8月11日分)

なお、平成19年度国民健康保険税の納付履歴一覧は、納税義務者が納税した市税等の納付日、納付区分、納付額等の電磁的記録であり、本件部分開示決定においては、その電磁的記録を表示させた端末の画面をプリントアウトして、閲覧に供している。

### 2 実施機関による本件部分開示決定の理由

本件開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報①のうち、特定受注法人の技術情報に係る部分は 開示しない。当該部分は、当該法人の技術上の専門知識に属する電子計算組織に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の第三者である当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本件条例第15条第1号所定の不開示情報に該当する。
- (2) 本件対象保有個人情報②のうち、通知書番号、納付区分、分納回数、納付額及び延滞金に係る部分は開示しない。当該部分は、国民健康保険税の収納に係る個人に関する情報であって、開示することにより、開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがあり、本件条例第15条第1号の不開示情報に該当する。また、当該情報は、税務情報であって、納税義務者及び実施機関のみが知り得るものであり、これらの情報を開示した場合、納税義務者の実施機関に対する信頼が損なわれるなど、国民健康保険税の徴収に係る事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にするものと認められるため、本件条例第15条第6号オに該当する。

### 3 本答申で検討する争点

答申第20-1号の「第5 争点の整理」において整理したとおり、本答申が対象とする越収第11647-2号による部分開示決定については、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の平成19年度の納付履歴一覧のうち、開示しないとされた部分が本件条例第15条第1号に該当するか否かが争点となる。また、収納消込データのうち、開示しないとされた部分が本件条例第15条第1号及び第6号オに該当するか否かが争点となる。

### 4 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条）。これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

なお、本件条例にいう「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（第2条第3号）。

### 5 本件条例第15条第1号及び第6号オの趣旨・目的について

- (1) 上記のように、実施機関は原則として、開示請求に係る保有個人情報を開示する義務を負うが、実施機関は同時に、開示請求者や第三者、公共の安全と秩序の維持等についても調整する必要があるため、開示請求者に対して保有個人情報を開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量しなければならない。そのため、本件条例第15条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとした。

本件開示請求に係る保有個人情報が該当するとされた本件条例第15条第1号及び第6号オの趣旨は次のとおりである。

- ① 本件条例第15条第1号は、開示請求のあった保有個人情報に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれており、当該保有個人情報を開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるときは、不開示とすることを定めたものである。
- ② 本件条例第15条第6号は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号アからエまでに列挙された事務又は事業に関する情報は、開示することにより、公正な行政運営を阻害することが容易に想定されるものであり、その他すべての個別の事務又は事業に関する情報は本号オの対象となる。

(2) 以上を前提に、実施機関が本件条例第15条第1号及び第6号オに該当するとして不開示とした本件部分開示決定の妥当性について検討する。

6 本件部分開示決定に係る本件対象保有個人情報の本件条例第15条第1号及び第6号オ該当性について

(1) 本件対象保有個人情報①の本件条例第15条第1号該当性について

① 本件対象保有個人情報①は、国民健康保険税の納付履歴であるが、これは納税義務者の国民健康保険税の納付日、納付区分、納付額等の電磁的記録であり、これを開示するためには、当該電磁的記録を、実施機関が保有する収納管理システムを利用して端末の画面に表示し、その画面を印刷して提供する必要がある。

納付履歴を表示した画面には、本件開示請求に係る保有個人情報の他に、表示させる情報を選択する項目や表示する方法を選択する項目等が表示されている。これらの項目等の表示からは、納税に関する情報をどのような方法で分類し、管理しているのかを推測することが可能であり、実施機関が利用している税の収納管理システムを稼働させている電子計算組織の仕組みをも推測することができる（このように、実施機関の税の収納管理システムを稼働させる電子計算組織の仕組みを推測させる情報を、以下「システム情報」という。）。この収納管理システムは、実施機関の依頼を受けて、特定受注法人が開発したものである。特定受注法人は、電子計算組織の開発等を行う事業者であり、同法人が開発した電子計算組織は、知的財産として法的保護の対象となるものである。したがって、システム情報は、特定受注法人の営業上の秘密と密接に関連する情報であるといえることができる。

なお、実施機関の口頭理由説明においては、本件部分開示決定にあたって、納付履歴の表示画面に開示を希望しない部分があるかについて特定受注法人に対して確認したところ、必要最小限度の情報以外は開示を希望しない旨の回答を得ている、との説明があった。

② 本件条例第15条第1号が規定する「開示請求者以外の者」には、法人も含まれる（越谷市『個人情報保護制度の手引』40ページ）から、特定受注法人は「開示請求者以外の者」に該当する。そして、納付履歴を表示した画面のうち、システム情報が表示された部分は、当該法人の事業に関する情報であるから、本件開示請求に係る保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する情報が含まれているといえることができる。

さらに、上述のとおり、システム情報は特定受注法人の営業上の秘密と密接に関連する情報であるから、システム情報を開示することによって、競合する事業者等に知的財産の内容である電子計算組織の仕組みが知られるなど、特定受注法人の事業活動が害されるおそれがある。したがって、システム情報が開示されることにより、特定受注法人の正当な権利利益を害するおそれがあるといえることができる。

以上から、本件不開示部分のうち、システム情報が表示された部分は、本件条例第15条第1号に該当すると判断する。

③ 他方、本件部分開示決定においては、〇〇〇〇の国民健康保険税の還付加算金を表示した部分についても不開示とされている。実施機関は口頭理由説明において、当該部分を不開示とした理由について、還付加算金は本件開示請求に係る情報とは関係のない情報であるためであると説明している。

しかし、税額の更正等による還付金の有無やそれに対する還付加算金の有無も、税の納付記録の一部をなすものであるから、還付加算金の詳細も納付履歴の一部を構成する情報であるというべきである。本件開示請求は、〇〇〇〇の直近7年以前の国民健康保険税の納付履歴すべてについてなされているのであるから、還付加算金の詳細が本件開示請求と無関係であるということはできない。また、還付加算金を表示した部分を開示することにより、上述したような特定受注法人の正当な権利利益を害するおそれがあるということもできない。

したがって、本件不開示部分のうち、還付加算金を表示した部分については、本件条例第15条第1号に該当するということとはできない。

(2) 本件対象保有個人情報②の本件条例第15条第1号及び第6号オ該当性について

① 本件対象保有個人情報②の個人情報該当性及び保有個人情報該当性については、本件条例第2条第2号によれば、個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいうとされている。また、「特定の個人が識別され得るもの」には、当該情報からは直接特定の個人が識別できなくても、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人が識別できるものを含むと解される（越谷市『個人情報保護制度の手引』4ページ参照）。

本件対象保有個人情報②は、国民健康保険税の収納消込データであり、約100桁の数字の羅列であるから、それ自体から特定の個人を識別することはできない。しかし、本件対象保有個人情報②の数字の中には課税年度と通知書番号が記載されており、実施機関が行う収納管理業務においては、これらの情報と納税者の情報とを結びつけることにより特定の個人を識別している。

したがって、本件対象保有個人情報②は、特定の個人が識別され得る情報であるといえ、本件条例第2条第2号の個人情報に該当する。

また、収納消込データは実施機関の職員が収納管理の職務上取得した個人情報であるから、本件条例第2条第3号の保有個人情報にも該当する。

② 本件対象保有個人情報②の本件条例第15条第1号該当性については、〇〇〇〇が国民健康保険税を納付した日と同日の隣接した時間帯に、第三者が金融機関またはコンビニエンスストアで納税を行った当該第三者に関する情報であるから、開示請求者以外の者に関する情報であるということが出来る。

当該不開示部分に含まれる第三者に関する情報には、特定の個人を識別することが可能となる通知書番号の他、納付区分（期限内納付か督促による納付かを意味する区分）、分納回数、納付額、延滞金の額を意味する数字が含まれている。これらの情報が開示されることによって、特定の個人がいつ、どこで納税したかという行動の内容が明らかになり、また、当該個人が期限内に納税を行ったか否か、延滞が発生しているかどうか等の納付状況も明らかになり、個人のプライバシーの権利が侵害されるおそれがあるということが出来る。

したがって、本件不開示部分に記録された保有個人情報は、本件条例第15条第1号に該当すると判断する。

③ 本件対象保有個人情報②の本件条例第15条第6号オ該当性については、収納消込データは、実施機関の収納管理業務に使用するものであるから、本件不開示部分は、実施機関が行う収納管理業務に関する情報である。

また、納税者の通知書番号、納付区分、分納回数、納付額、延滞金等の情報は、当該納税者と実施機関のみが把握するものであり、納税者においてこれらの情報

が第三者に開示されることは想定していないと考えられる。このような情報が第三者に開示された場合、収納管理業務に対する納税者の信頼が損なわれ、今後も反復、継続して行われる金融機関やコンビニエンスストアを利用した納税の収納管理業務の適正な遂行を著しく困難にするおそれがある。

したがって、当該不開示部分は、本件条例第15条第6号オにも該当するといえることができる。

## 7 結論

以上のとおり、本件部分開示決定に係る不開示部分のうち、本件対象保有個人情報①に係る不開示部分のうち還付加算金の表示部分を除く部分については、本件条例第15条第1号に該当するから、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当であったと判断するが、還付加算金の表示部分については、本件条例第15条第1号に該当しないから、実施機関が当該部分を不開示としたことは妥当ではなく、これを開示すべきであったと判断する。

また、本件対象保有個人情報②に係る不開示部分について、本件条例第15条第1号及び第6号オに該当することを理由として実施機関が行った部分開示決定は妥当であったと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成30年10月 9日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。<br>処分庁から弁明書が提出された。                                     |
| 平成30年10月24日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。                     |
| 平成30年11月 5日 | 審査請求人から反論書及び「証拠説明書」の提出があった。また、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。 |
| 平成30年11月13日 | 審査   |
| 平成30年11月27日 | 審査   |
| 平成30年12月 4日 | 審査請求人から「証拠説明書」の提出があった。   |
| 平成30年12月18日 | 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。   |
| 平成31年 1月 9日 | 審査   |
| 平成31年 1月23日 | 審査   |
| 平成31年 2月 6日 | 審査   |
| 平成31年 2月20日 | 審査   |

平成31年2月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 右 崎 正 博 |
| 委 員 | 吉 村 総 一 |
| 委 員 | 松 浦 麻里沙 |

## 答 申 (第20-3号)

### 第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条第1項に基づき、平成30年2月26日付けで審査請求人は「〇〇〇〇の国民健康保険けん税の済通すべて、〇〇〇〇の直近7年以前の納付りれきすべて、44桁コードすべて、消込みデータすべて」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、本件条例第19条第3項に基づき、平成30年7月10日付け越収第61号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は妥当であると判断する。

### 第2 審査請求の経緯

本件開示請求に対しては、次の3件の決定がなされた。ただし、越収第61号による決定通知書は、越収第11647-3号による決定通知書を変更したものである。

- (1) 越収第11647-1号 保有個人情報開示決定
- (2) 越収第11647-2号 保有個人情報部分開示決定
- (3) 越収第61号 保有個人情報不開示決定

本件開示請求に係る保有個人情報と3つの決定の対応関係については、答申第20-1号の別紙に整理したとおりである。

本答申は、これらの決定のうち、「(3) 越収第61号 保有個人情報不開示決定」について判断するものである。

審査請求人は、本件条例第14条第1項の定めるところにより、本件開示請求を行ったが、実施機関は、〇〇〇〇に関する次の公文書に記録された保有個人情報を対象保有個人情報と特定したうえで、実施機関が保存していない納付済通知書に印字されているため存在しないとして、平成30年3月12日付け越収第11647-3号により保有個人情報不開示決定（以下「原決定」という。）を行った。この際、保有個人情報不開示決定通知書には、収納データ等を抽出して作成する44桁のコード情報については、情報の提供が可能である旨を記載し、審査請求人に通知している。

平成19年度国民健康保険税第6期、第9期及び第10期分の納付済通知書に係る44桁のバーコード番号（本件公文書に記録された保有個人情報を以下「本件対象保有個人情報」という。）

なお、本件対象保有個人情報は、本件開示請求のうち、平成19年度国民健康保険税第6期、第9期及び第10期分の44桁コードに該当する。

原決定に対して、平成30年5月30日付けで審査請求書が提出されたが、その主張内容は次のとおりである。

- (1) 不存在の理由が虚偽回答である（以下「審査請求書主張①」という。）。
- (2) 納付済通知書がコンビニ本部で保管されていたとしても、所有権は越谷市にあり、越谷市が保管していることと同義である（以下「審査請求書主張②」という。）。
- (3) 平成20年度分から平成26年度分までの44桁のバーコード番号について決定通知がなく、本件開示請求に対応していない（以下「審査請求書主張③」という。）。

実施機関は、審査請求書主張③に関して、本件開示請求の対象となる保有個人情報の捉え方について審査請求人との間に齟齬があったとして、平成30年7月10日付け越収第61号により、原決定の「開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容」及び「開示しない理由」の表記について変更する本件不開示決定を行った。また、審査請求人に対して、同時に提起された他の審査請求事案とも併せて、同日付けで「保有個人情報不開示決定に係る変更決定の通知及び審査請求に係る処分の内容等の整理について（依頼）」の文書を発し、審査請求書主張③については、本件不開示決定により、審査請求の理由がないことから、審査請求書から削除するよう求めたが、同年7月21日付けで審査請求人から提出された「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書において、削除する旨の記載はなかった。

平成30年10月9日、関連する他の審査請求事案と併せて、実施機関から当審査会に対して諮問がなされた。

### 第3 審査請求人の主張要旨

平成30年5月30日付けの審査請求書、同年7月21日付けの「審査請求に係る処分の内容等の整理について」の文書、同年11月5日付けの反論書と「証拠説明書」及び同年12月4日付けの「証拠説明書」の内容を総合すれば、審査請求人の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 国民健康保険税に係る44桁のバーコード番号の情報は、コンビニ本部保管の納付済通知書がなければ特定できない情報ではない。そのため、越谷市が保持している情報であり、不存在という回答は虚偽である。
- (2) 納付済通知書がコンビニ本部で保管されていたとしても、所有権は越谷市にあり、越谷市が保管していることに該当するため、開示決定するべきである。
- (3) 越谷市税等コンビニ収納業務委託契約により、コンビニエンスストアでの収納やコンビニ本部にて納付済通知書が保管されているので、これらは越谷市の行為であるため、不存在とした理由が虚偽回答である。

### 第4 実施機関の主張要旨

平成30年3月12日付け越収第11647-3号の保有個人情報不開示決定通知書、同年7月10日付け越収第61号の保有個人情報不開示決定通知書、同年10月9日付け越総第96号の弁明書及び同年12月18日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- (1) 国民健康保険税の納税義務者は世帯主となっており、〇〇〇〇が納税義務者として課税されている国民健康保険税は平成19年度分のみであることから、平成19年度以外の情報は不開示とした。
- (2) 〇〇〇〇の平成19年度国民健康保険税第6期、第9期及び第10期分の納付済通知書に係る44桁のバーコード番号については、実施機関ではなくコンビニ本部保管であるため、原本を保存していないことから不開示とした。
- (3) しかし、当該44桁のバーコード番号の情報を求める審査請求人の要望に応えるべく、収納消込された収納データ等の情報を基に44桁の数字を作成し、正確性を保障するものではないとの注意書きをつけた上で情報提供資料として提示した。
- (4) 〇〇〇〇の国民健康保険税の領収済通知書のうち、平成19年度第6期、第9期及び第10期分については、コンビニエンスストアで納付されたため、越谷市税等コンビニ収納代行業務委託に基づき、コンビニ本部で保管することとなっており、原本を実施機関が保存していない領収済通知書のため不開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件開示請求の内容と実施機関による保有個人情報の特定について

本件開示請求は、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書、直近7年以前(平成22年度以前)の納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データに係る保有個人情報についてなされたものである。

なお、本件においては、〇〇〇〇が審査請求人によって開示請求されているが、〇〇〇〇があることから、本件開示請求及び本件審査請求において〇〇〇〇でもありとみなした実施機関の対応に問題はない。

本件開示請求に対して、実施機関は、〇〇〇〇の国民健康保険税に係る次の10件の公文書に記録された保有個人情報について、本件不開示決定を行った。

- (1) 領収済通知書 平成19年度第6期分
- (2) 領収済通知書 平成19年度第9期分
- (3) 領収済通知書 平成19年度第10期分
- (4) 領収済通知書のうち、平成19年度課税分を除く全て
- (5) 平成22年度以前の納付履歴のうち、平成19年度課税分を除く全て
- (6) 44桁のバーコード番号 平成19年度第6期分
- (7) 44桁のバーコード番号 平成19年度第9期分
- (8) 44桁のバーコード番号 平成19年度第10期分
- (9) 平成22年度以前の44桁のバーコード番号のうち、平成19年度課税分を除く全て
- (10) 平成22年度以前の収納消込データのうち、平成19年度課税分を除く全て

なお、領収済通知書とは、実施機関が発行する納税通知書に綴られた横3連の票のうちバーコードが印字されているもののことである。本件開示請求では「済通」と表記され、本件各不開示決定においては「納付済通知書」と表記されているものが、領収済通知書を意味していることについて、審査請求人と実施機関との間に争いはない。

また、44桁のバーコード番号とは、領収済通知書に印字されているバーコードと共に表示される44桁の数字のことである。本件開示請求では「44桁コード」と表記され、本件不開示決定においては「44桁バーコード番号」と表記されているものが、いずれも44桁のバーコード番号を意味していることについても、審査請求人と実施機関との間で争いはない。

### 2 実施機関による本件不開示決定の理由

本件開示請求に対し、実施機関が行った本件不開示決定の理由は、次のとおりである。

- (1) 〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書のうち、平成19年度第6期、第9期及び第10期分は開示しない。また、〇〇〇〇の平成22年度以前の44桁のバーコード番号のうち、平成19年度第6期、第9期及び第10期分の領収済通知書に係る44桁コード番号は開示しない。当該個人情報は、越谷市税等コンビニ収納業務委託契約に基づき、コンビニ本部が保管している領収済通知書及びそれに印字されている番号であるため、実施機関が保存していない。
- (2) 〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書並びに納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データで平成22年度以前のもののうち平成19年度課税分を除く全てについては開示しない。〇〇〇〇に国民健康保険税が課税されたのは平成19年度のみであるため、当該個人情報は存在しない。

### 3 本答申で検討する争点

答申第20-1号の「第5 争点の整理」において整理したとおり、本答申が対象とする越収第61号による不開示決定については、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の



領収済通知書及び44桁のバーコード番号のうち、平成19年度第6期、第9期及び第10期分を不開示とすることについて、コンビニエンスストアで納付された国民健康保険税の領収済通知書はコンビニ本部が保管するから実施機関は保存していないため不存在であるとの主張の合理性が争点となる。

また、〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書、44桁のバーコード番号、納付履歴、収納消込データのうち、平成19年度課税分以外のものについては、〇〇〇〇への課税の事実がないため不存在であるとの実施機関の主張の合理性が争点となる。

#### 4 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条本文）。これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

本件条例第2条第3号は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「保有個人情報」と定めているところ、その趣旨は、本件条例によって本人が請求することができる自己に関する個人情報の範囲及び実施機関が個人情報を取り扱う際の規律の対象となる個人情報の範囲を定めることにある（越谷市『個人情報保護制度の手引』5ページ）。このような趣旨からすれば、本件条例第2条第3号にいう「保有」とは、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、かつ、現実に支配、管理していることを意味すると解するべきである。

#### 5 〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書及び44桁のバーコード番号のうち、平成19年度第6期、第9期及び第10期分に係る本件不開示決定の妥当性について

(1) 〇〇〇〇の国民健康保険税の平成19年度第6期、第9期及び第10期分がコンビニ収納により納付されたことについては、審査請求人と実施機関との間に争いはない。

実施機関による口頭理由説明によれば、越谷市は、市税等のコンビニ納付事務について、事業者と業務委託契約を締結しており、当該業務委託の内容には、「越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書」（以下「契約書」という。）及び「越谷市税等コンビニ収納基本仕様書」（以下「仕様書」という。）等によって定められている。これらによれば、市税等の現金による収納業務を行う取扱店は、納付者から提示された領収済通知書を取りまとめてコンビニ本部に送付し（仕様書第5条第6項）、コンビニ本部は、取扱店から送付された領収済通知書を、領収日付印の属する年度の翌年度の初日から起算して5年以上保管する（仕様書第6条第10項）。そして、保管期間の終了した領収済通知書は、コンビニ本部において焼却又は溶解等の確実な方法により廃棄処分するものとされている（仕様書第6条第10項）。

以上の契約関係からすれば、コンビニ収納により納付された市税等の領収済通知書は、取扱店からコンビニ本部へ送付され、コンビニ本部で保管され、廃棄されるのであり、実施機関がその利用、提供、廃棄等を決定する権限を有するものとは認

められない。また、コンビニ本部において保管、廃棄される領収済通知書を、実施機関が現実に支配、管理しているということもできない。

したがって、コンビニ収納により納付された〇〇〇〇の国民健康保険税の領収済通知書を、実施機関が保有しているということとはできない。

- (2) 44桁のバーコード番号は各領収済通知書に印字されているが、上述のとおり、コンビニ収納においては、実施機関が領収済通知書を保有しているということとはできない。また、取扱店において44桁のバーコード番号をスキャナで読み込んだ後は、コンビニ本部やデータ処理会社によって情報が集約、処理され、その結果が実施機関に送付される仕組みとなっているから、44桁のバーコード番号だけが実施機関に送付されることもない。

したがって、コンビニ収納の場合には、領収済通知書と同様、44桁のバーコード番号も、実施機関が保有しているということとはできないというべきである。

- (3) 以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報については、実施機関が保有していないものであるため、あるいは実施機関が保有していない領収済通知書に記録されたものであるため、当該個人情報が存在しないことを理由に行った本件不開示決定は、妥当であったと判断する。

- 6 〇〇〇〇に係る国民健康保険税の領収済通知書、平成22年度以前の納付履歴、44桁のバーコード番号及び収納消込データのうち、平成19年度課税分を除く全てに係る本件不開示決定の妥当性について

- (1) 国民健康保険制度の概要と国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険制度とは、職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が国民健康保険の加入者（被保険者）となり、保険税を負担し合って、病気やケガをしたときに医療費を補助し合う制度であり、その運営は、都道府県と市町村が行っているものである。

そして、国民健康保険税については、住民登録上の世帯主が納税義務者と定められている。すなわち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の「国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。」との定め及び地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第6項第5号の、市町村は、目的税として、「国民健康保険税」を課することができるとの定めをうけて、越谷市国民健康保険条例（昭和30年条例第33号）第1条第1項は、「国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。」と定めている。

- (2) 本件における〇〇〇〇に関する諸事情の検討

当審査会が調査したところによれば、〇〇〇〇に平成19年度分の第5期から第10期まで国民健康保険税が課されていた事実が認められる。しかし、平成20年4月から75歳以上の者を対象とする後期高齢者医療制度が実施に移されたことに伴い、〇〇〇〇は、その時点で国民健康保険制度の対象からはずれ、後期高齢者医療制度の対象者となったことが認められる。したがって、〇〇〇〇が、平成20年度以降に、国民健康保険制度の被保険者であることはあり得ない。

- (3) 小括

以上のとおりであるから、実施機関が、本件開示請求に係る保有個人情報については、当初から作成し、又は取得していないとして、保有個人情報の不存在を理由に行った本件不開示決定は、妥当であったと判断する。

## 7 結論

以上のとおり、実施機関が、本件開示請求に係る保有個人情報について、その不存在を理由に行った本件不開示決定は、妥当であったと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、次のような審査を行った。

|             |  |
|-------------|--|
| 平成30年10月 9日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。<br>処分庁から弁明書が提出された。                                     |
| 平成30年10月24日 | 審査請求人に対して、弁明書の写しを送付するとともに、弁明書に対する反論書、口頭意見陳述申出書の提出を求めた。                     |
| 平成30年11月 5日 | 審査請求人から反論書及び「証拠説明書」の提出があった。また、当審査会からの問い合わせに対し、口頭意見陳述については希望しないとの回答書が提出された。 |
| 平成30年11月13日 | 審査   |
| 平成30年11月27日 | 審査   |
| 平成30年12月 4日 | 審査請求人から「証拠説明書」の提出があった。   |
| 平成30年12月18日 | 審査。処分庁から口頭理由説明を聴取した。   |
| 平成31年 1月 9日 | 審査   |
| 平成31年 1月23日 | 審査   |
| 平成31年 2月 6日 | 審査   |
| 平成31年 2月20日 | 審査   |

平成31年2月20日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 右 崎 正 博 |
| 委 員 | 吉 村 総 一 |
| 委 員 | 松 浦 麻里沙 |

## 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員 (平成31年3月31日現在)

| 氏名        | 選任区分  | 備考       |
|-----------|-------|----------|
| 安濃和也      | 団体推薦  | 越谷青年会議所  |
| 神谷治善      |       | 越谷商工会議所  |
| 高志志津枝     |       | 越谷地区保護司会 |
| 後藤孟司      | 公募    |          |
| 高山孝一      |       |          |
| 橋本新       |       |          |
| 会長 荒木真名   | 学識経験者 | 弁護士      |
| 幸田達郎      |       | 大学准教授    |
| 原直次       |       | 人権擁護委員   |
| 副会長 渡邊よしみ |       | 学校教育関係者  |

### 2 審議会の開催状況

平成30年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

|     | 開催日            | 主な審議内容   |
|-----|----------------|--|
| 第1回 | 平成30年<br>5月24日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯等カメラの設置について（くらし安心課）</li> <li>・平成29年度の防犯等カメラ、ナンバーディスプレイ、ドライブレコーダーの運用状況の報告</li> </ul>  |
| 第2回 | 平成30年<br>8月23日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯等カメラの設置について（くらし安心課）</li> <li>・ドライブレコーダーの設置について（くらし安心課、産業廃棄物指導課、消防本部総務課、予防課、警防課、救急課）</li> <li>・平成29年度の情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況等の報告</li> </ul> |
| 第3回 | 平成31年<br>1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーの設置について（庁舎管理課）</li> <li>・ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領（案）について</li> </ul>  |

### 3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

| 番号 | 審議会 | 所管課      | 意見照会内容  | 答申内容                         |           |
|----|-----|----------|---|------------------------------|-----------|
| 1  | 第1回 | くらし安心課   | 大相模安全安心ステーションへの防犯カメラの設置に係る<br>①個人情報をも本人以外収集すること<br>②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること<br>③外部提供に係る本人通知を不要とすること         | 適当なものと認める                    |           |
| 2  | 第2回 | くらし安心課   | 新越谷駅西口広場への街頭防犯カメラの設置に係る<br>①個人情報をも本人以外収集すること<br>②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること<br>③外部提供に係る本人通知を不要とすること            | 適当なものと認める                    |           |
| 3  | 第2回 | くらし安心課   | 公用車へのドライブレコーダーの設置に係る<br>①個人情報をも本人以外収集すること<br>②本人以外収集に係る本人通知を不要とすること<br>③外部提供を行うこと<br>④外部提供に係る本人通知を不要とすること | 適当なものと認める                    |           |
| 4  | 第2回 | 産業廃棄物指導課 |   | 適当なものと認める                    |           |
| 5  | 第2回 | 消防本部総務課  |   | 適当なものと認める                    |           |
| 6  | 第2回 | 消防本部予防課  |   | 適当なものと認める                    |           |
| 7  | 第2回 | 消防本部警防課  |   | 適当なものと認める                    |           |
| 8  | 第2回 | 消防本部救急課  |   | 適当なものと認める                    |           |
| 9  | 第3回 | 庁舎管理課    |   | 適当なものと認める                    |           |
| 10 | 第3回 | 総務部総務課   |   | ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領（案）について | 適当なものと認める |

※ 表中の番号は「4 審議会答申」の答申書の番号に対応しています。

## 4 審議会答申

### 答申書 1

越 情 審 議 第 5 号  
平成 3 0 年 5 月 2 4 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報  
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成30年4月24日付け越くらし第19号-1及び第19号-2で意見照会のあり  
ました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点から  
その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」  
に従い、万全を期すよう要望します。

#### 記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

答申書 2

越 情 審 議 第 2 1 号  
平成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報  
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 3 0 年 8 月 1 0 日付け越くらし第 1 4 4 - 1 号及び第 1 4 4 - 2 号で意見照会の  
ありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点  
からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」  
に従い、万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供に伴う本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）

答申書 3

越 情 審 議 第 2 2 号  
平成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 3 0 年 8 月 1 0 日付け越くらし第 1 4 4 - 3 号及び第 1 4 4 - 4 号で意見照会の  
ありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点  
からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な  
措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
- 4 3 に係る本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）



答申書 4

越 情 審 議 第 2 3 号  
平成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 3 0 年 8 月 7 日付け越産廃第 4 1 5 - 1 号及び第 4 1 5 - 2 号で意見照会のあり  
ました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点から  
その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な  
措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
- 4 3 に係る本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）

答申書 5

越 情 審 議 第 2 4 号  
平 成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成30年8月10日付け越消総第183号及び第184号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 3に係る本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

答申書 6

越 情 審 議 第 2 5 号  
平 成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成30年8月10日付け越消予第321号及び第322号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 3に係る本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

答申書 7

越 情 審 議 第 2 6 号  
平成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 3 0 年 8 月 1 0 日付け越消警第 2 0 1 号及び第 1 9 8 号で意見照会のありました  
越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内  
容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な  
措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第 6 条第 3 項第 8 号）
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること（条例第 6 条第 4 項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第 8 条第 1 項第 6 号）
- 4 3 に係る本人通知を不要とすること（条例第 8 条第 3 項ただし書）

答申書 8

越 情 審 議 第 2 7 号  
平 成 3 0 年 8 月 2 3 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成30年8月10日付け越消救第121号及び第123号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること（条例第6条第3項第8号）
- 2 1に係る本人通知を不要とすること（条例第6条第4項ただし書）
- 3 外部提供を行うこと（条例第8条第1項第6号）
- 4 3に係る本人通知を不要とすること（条例第8条第3項ただし書）

答申書 9

越 情 審 議 第 3 2 号  
平成 3 1 年 (2019年) 1 月 3 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について (答申)

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日付け越庁第 5 6 - 1 号及び第 5 6 - 2 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

- 1 本人以外収集をすること (条例第 6 条第 3 項第 8 号)
- 2 1 に係る本人通知を不要とすること (条例第 6 条第 4 項ただし書)
- 3 外部提供を行うこと (条例第 8 条第 1 項第 6 号)
- 4 条例第 8 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に基づく外部提供に係る本人 通知を不要とすること (条例第 8 条第 3 項ただし書)

答申書 10

越 情 審 議 第 3 3 号  
平成 3 1 年 (2019年) 1 月 3 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領（案）の内容に  
関する意見照会について（答申）

越谷市個人情報保護条例第 3 4 条の規定に基づき、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日付け越総  
第 1 9 1 号で意見照会のありました「ドライブレコーダーの設置等に関する取扱要領  
（案）」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申しま  
す。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、  
適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

## 【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日  
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号  
平成17年3月31日条例第1号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成28年3月23日条例第9号

### 前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最

大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足る事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報  
イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの



- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
- オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる

ときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内になければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかつた公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定を行うときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査

請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（公文書の管理）

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書の検索目録等の作成）

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（審議会への意見聴取）

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

（越谷市土地開発公社等に係る適用の特例）

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、こ

の条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

| 公開の区分 | 手数料        |
|-------|------------|
| 閲 覧   | 1件名につき200円 |
| 視 聴   | 1件名につき200円 |
| 写しの交付 | 1件名につき200円 |

備考

1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。

2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

## 【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日  
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成27年9月29日条例第42号  
平成28年3月23日条例第9号  
平成28年12月22日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
  - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
  - イ 議会
  - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文

書に記録されているものに限る。

- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。）に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。
  - (9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）
- 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）
- 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

（収集の原則及び制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときには、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

  - 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
    - (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。
  - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - (1) 本人の同意があるとき。
    - (2) 法令等に定めがあるとき。
    - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
    - (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集す

る場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」

という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定

個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人

情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成

し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号まで

に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実誤りがある

と認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その



旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないうときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案

し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処す

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行す

る。

附 則（平成 25 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年条例第 42 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 41 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

平成19年4月16日  
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号  
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後とも公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後とも公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成30年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

---

---

発行 越谷市  
〒343-8501  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

---

---

令和元年8月

